

宮城県多賀城跡調査研究所年報2000

多賀城跡

宮城県多賀城跡調査研究所

序 文

多賀城跡の本年度の発掘調査事業は第7次5カ年計画の2年次にあたり、政庁跡の南東に隣接する城前地区を対象に第71次調査を実施した。城前地区を対象とした調査は一昨年から3年間継続しており、今年度はその最終年度となる。そのため、本年度はこの城前地区全体の官衙の構造と変遷を捉えることを大きな目的として、昨年度の調査区の北と東の隣接地の調査を行ったものである。

その結果、本年度の調査で新たに建物跡7棟、柱列跡12条、竪穴住居跡3棟などの遺構を発見するとともに、城前地区的官衙遺構の広がりが本年度調査区の北端付近で希薄となり、その南側で一定のまとまりをもつことなどを明らかにすることができた。

城前地区全体の官衙遺構については、奈良時代から10世紀前半までの5時期にわたる変遷として整理することができた。このことにより、奈良時代には中央部南半部の2棟とその北と東にある5棟の建物が計画的な配置にもとづいて造営されており、宝亀11年(780)の伊治公告麻呂の攻撃によるとみられる大規模な火災によって焼失していること、火災後は暫定的な施設が置かれる時期を経て、大がかりな整地を伴う本格的な復興が行われ、火災前と同様な配置をもつ建物群が再建されていること、こういった建物配置は9世紀半ば頃以降は踏襲されなくなることなど、この地区的変遷が具体的に把握できるようになった。

これらの官衙の性格について、城前地区的調査開始前には鎮守府など軍事に関係する官衙の存在などを想定したが、3年間を通じて官衙の性格を具体的に示す遺物の出上がらなく、明らかにすることはできなかった。今後、政庁や他の官衙地域との比較などをとおしてさらに検討を続けていく必要があろう。

また、本書には当研究所が平成7年度から11年度にかけて実施した多賀城跡環境整備第6次5カ年計画の計画内容と実施工事の報告も収録した。環境整備事業については、これまででも5カ年計画のまとまりごとに計画立案の経緯や計画の概要、年度別の計画と工事概要、工事実施仕様などをそのつど報告しており、それらの蓄積を今後の環境整備事業に活かしていきたいと考えている。

本書の刊行にあたり、日頃からご指導をいただいている多賀城跡調査研究指導委員会の諸先生、文化庁、多賀城市および多賀城市教育委員会の関係者、調査を支援してくださった他の多くの皆様方に所員一同心から感謝申し上げる次第である。

平成13年3月

宮城県多賀城跡調査研究所

目 次

I. 調査研究事業の計画	1 頁
II. 第71次調査	
1. 調査の目的と経過	2 頁
2. 調査区の層序	3 頁
3. 発見した遺構と遺物	
(1) 北地区	7 頁
(2) 東地区	16 頁
(3) その他の遺構及び表土出土の遺物	64 頁
4. 考察	
(1) 第71次調査の成果	67 頁
(2) 城前地区官衙の遺構期と様相	74 頁
(3) A期官衙における建物配置	78 頁
(4) A期官衙の建物構造	79 頁
(5) 城前地区A期遺構群焼失前後の土器と瓦	80 頁
(6) 官衙の性格について	84 頁
5. まとめ	86 頁
III. 多賀城跡の環境整備(平成7~11年度)	87 頁
IV. 付章	
1. 関連研究と普及活動	114 頁
2. 組織と職員	118 頁
3. 沿革と実績	119 頁
写真図版	125 頁
報告書抄録	

例 言

- 本書は平成12年度に実施した多賀城跡第71次調査、関連研究事業、普及活動及び平成7~11年度に実施した多賀城跡の環境整備事業の成果を収録したものである。
- 当研究所の発掘調査及び環境整備などの事業は、多賀城跡調査研究指導委員会の指導と承認のもと、年次計画にもとづき行っている。
- 多賀城跡第71次調査の発掘調査体制、調査期間、調査面積は下記のとおりである。
- 調査主体** 宮城県教育委員会(教育長柿崎征英)
- 調査担当** 宮城県多賀城跡調査研究所長 白鳥良一
- 調査員** 白鳥良一・阿部恵・後藤秀一・佐藤和彦・柳澤和明・吾妻俊典・白崎恵介
- 調査期間** 平成12年5月8日~11月14日
- 調査面積** 2,000 m²
- 調査参加者** 三島滋・金澤義孝・高橋磨・大友朝二・沢田健・高橋辰雄・黒井富士雄・猪俣信義・菊地輝夫・後藤節子・鶴巻まさき・中村みつ江・伊藤とし子・佐藤寿子・千葉菊枝・佐久間広恵・高橋美江・鈴木佐記子・松本庸一・山家由子・橋本弘宜・千葉さおり・鈴木文子・佐藤友子・小幡悦子・高橋幹子・鈴木一誠
- 多賀城跡の測量原点は政府正殿(SB150B)の身舎南側柱列中央に埋設してある。この原点と政府南門のほぼ中心を結ぶ線を南北の基準線、原点を通りこれに直行する線を東西の基準線としている。南北の基準線は真北に対して1° 04' 00" 東に偏っている。
- 土色については、小山正忠・竹原秀雄(1996)『新版標準土色帖 1996年版』(日本色研事業株式会社)を参照した。
- 瓦の分類基準は、多賀城跡調査研究所『多賀城跡政府跡図録編』(1980.3)及び『多賀城跡 政府跡本文編』(1982.3)による。
- 鉄製品の保存処理については、東北歴史博物館手塚均氏と及川規氏の協力を得た。
- 本調査で得られた資料は、宮城県教育委員会で保管している。
- 本調査成果の一部は、『現地説明会資料』『宮城県遺跡調査成果発表会資料』『古代城柵官衙遺跡検討会資料』などに紹介しているが、本書の内容がすべてに優先する。
- 本書の作成にあたっては、白鳥良一・阿部恵・後藤秀一・吾妻俊典・白崎恵介の討議と検討をもとに、I~II・IVを後藤・吾妻・白崎が執筆し、後藤・吾妻・白崎が編集した。

I. 調査研究事業の計画

当研究所では、1. 多賀城跡の発掘調査、2. 多賀城跡の環境整備、3. 多賀城関連遺跡（桃生城跡など）の発掘調査を計画的・継続的に実施している。ここでは、1. 多賀城跡の発掘調査計画と2. 多賀城跡の環境整備について述べ、3については、IV. 付章に概要を収録した。

多賀城跡の発掘調査は、昭和 44 年の研究所設立以来、多賀城跡調査研究指導委員会の指導のもとに、5 カ年ごとの計画を立案し、古代多賀城の解明に努めてきている。昨年度は、平成 10 年 11 月の第 9 回多賀城跡調査研究現地指導委員会で承認された多賀城跡発掘調査第 7 次 5 カ年計画の初年度に当たり、一昨年度の第 69 次調査に引き続き政府跡の南東に隣接する城前地区を対象に第 70 次調査を実施した（表 1）。その結果、奈良時代から平安時代にわたって 4 時期に変遷する官衙の様相を明らかにし、この中では、特に奈良時代の官衙の様相を把握できたことが大きな成果であった。

平成 12 年度は、昨年度に引き続き城前地区官衙の構造と変遷を明らかにすることを目的とし、城前地区北端部の第 70 次調査区北隣りと第 69・70 次調査区東端部分を対象に調査を継続することにした。発掘調査面積は約 2,000 m²である。なおこの他、現状変更に伴う発掘調査を 4 件行った。

年次	発掘調査次数（対象地区）	調査面積	予算
平成 11 年度	第 70 次調査（城前地区南部）	2,000 m ²	37,700 千円
平成 12 年度	第 71 次調査（城前地区南部）	2,000 m ²	32,300 千円
平成 13 年度	第 72 次調査（南門西側築地跡跡・城内南北大路跡）	1,800 m ²	41,000 千円
平成 14 年度	第 73 次調査（南門東側築地跡跡・城内南北大路跡）	1,500 m ²	41,000 千円
平成 15 年度	第 74 次調査（城外南北大路跡とその東側の状況）	1,500 m ²	41,000 千円
合計	5 地区	8,800 m ²	193,000 千円

多賀城跡発掘調査第 7 次 5 カ年計画

（平成 12 年度までは実績）

	氏名	現職	専門分野
委員長	芹沢 長介	東北福祉大学芹沢鉢介美術工芸館長	考古学
副委員長	須藤 隆	東北大教授	考古学
委員	青木 和夫	お茶の水女子大学名誉教授	古代史学
委員	飯澤 康一	東北大教授	建築史学
委員	井手 久登	東京大学名誉教授	緑地学
委員	今泉 隆雄	東北大教授	古代史学
委員	岡田 茂弘	東北歴史博物館館長	考古学
委員	篠山 晴生	学習院大学教授	古代史学
委員	佐藤 信	東京大学教授	古代史学
委員	塩田 敏志	元東京大学教授	造園学
委員	坪井 清足	(財)元興寺文化財研究所所長	考古学
委員	橘崎 彰一	(財)瀬戸市埋蔵文化財センター所長	考古学
委員	町田 章	奈良国立文化財研究所長	考古学
委員	渡辺 定夫	工学院大学教授	都市工学

表 2 多賀城跡調査研究指導委員会委員名簿

II. 第 71 次調査

1. 調査の目的と経過

(1) 調査の目的

多賀城跡外郭南門から政府南門を結ぶ道路の東側には、政府跡の立地する丘陵から派生して南に延びる緩やかな丘陵がある（第 1・2 図）。この丘陵は南北約 200m、東西約 70m の広さで、城前地区と呼んでいる。これまで政府と外郭南門を結ぶ道路を対象として第 43・44 次（1983 年）、第 50 次（1986 年）の調査を実施し、第 44 次調査では、南北大路の東側溝に取り付く暗渠から、靈龜元（715）年～天平 12（740）年の間に施行された郷里制に関わる木簡、兵制関係の木簡など奈良時代の木簡が多く出土した。このため南北大路の北東に隣接する城前地区に、奈良時代の軍事に関わる実務官衙が置かれていた可能性を考えてきた。

このような想定をもとに実施した第 69・70 次調査では、城前地区における官衙の機能や性格については特定できなかったが、奈良時代から平安時代にかけて変遷する官衙を検出し、これまでの多賀城跡の調査で判然としていなかった奈良時代の官衙の存在が明らかになった。今年度は、昨年度に引き続き、この地区における官衙の構造と変遷および性格の全容の把握を目的として調査を実施した。なお、今年度の第 71 次調査が城前地区を対象にした最終年度の調査である。

(2) 調査の経過

5 月 8 日に今年度新たに調査を実施する昨年度の調査区北側に隣接する北地区の設定を行い、直ちに調査区内の抜根作業に取りかかった。5 月 9 日より表土剥ぎを開始し、17 日より東側から遺構検出作業を併行して実施した。遺構検出作業は順調に進み、丘陵中央部では S B 2523・2524 建物跡など主要遺構を検出した。また、東側斜面では火災後の S X 2628 整地層が火災以前の S B 2509 建物跡を覆うことが判明したことから、上面で検出した遺構の平面図作成が必要となった。5 月 25 日から平面実測のための基準点設置を開始し、29 日から平面実測作業に入り、これを 6 月 1 日に終了した。

その後、第 69・70 次調査で精査が終了しなかったため、仮に埋め戻していた東地区の清掃に 5 月 30 日から取りかかり、精査を開始した。この結果、火災以前の S B 2510・2511 建物跡は、地山を切り出して造成された後に建てられ、排水溝を伴うことが判明した。また、最も南では新たに S B 2594 建物跡を検出し、これが S B 2511 建物跡と西側柱列の柱筋を揃えていることから、奈良時代の官衙では、東側に 4 棟の南北棟建物が一列に配置されていることが明らかになった。

北地区では官衙の北端部の様子を探る必要から、6 月 23 日より、政府地区の丘陵が本地区丘陵と接する場所まで拡張し、北端部で本地区北側を区画するとみられた S D 2610 東西溝を検出し完掘した。東地区北端部では、火災後の S X 2628 整地層を除去し、その下で、S B 2509 建物跡の北妻柱穴を検出

した。S B 2509 建物跡は、やはり地山を切り出す造営がなされ、排水溝を伴うことが判明した。そして、この北側排水溝からは堆積土が建物内部にまで流入して堆積し、その上面には火災による焼面が確認された。このことから、S B 2509 建物跡は、床張りの建物跡である可能性が考えられ、火災で焼失したものであることを把握した。

9月中旬より断続的に東地区の平面図の作成・修正を精査と柱穴の断ち割り調査に併行して開始し、概ね精査が終了した10月19日には無人ヘリコプターによる空中撮影をおこなった。その後断続的に写真撮影と平面図の作成をおこない、これらの作業を10月30日に終了した。その後、北地区の埋め戻しと併行して、東地区の補足調査および平面図の確認作業をおこない、これを11月14日に終了した。

その間、6月9日には第36回多賀城跡調査指導委員会、10月17日には第10回多賀城跡調査研究現地指導委員会による現地指導を受け、貴重な指導をいただいた。また、10月19日には報道機関に対して調査成果を公表し、10月21日に一般の人々を対象に現地説明会を実施した。その他、2月24日の第27回古代城柵官衙遺跡検討会で第71次調査の概要を報告した。

2. 調査区内の層序

城前地区は政庁地区の東南から連続する標高13~26mの丘陵上に位置する。西と南は緩やかな斜面、東は比高差10mほどの崖となっている。本地区は調査直前まで標高21mより北が杉林、その南が宅地として利用されていた。

調査区内的層序は、全域に表土である暗褐色(10YR3/3)土が堆積し、丘陵の中央部では表土の直下がいわゆる地山である黄褐色(10YR6/6)土となっている。調査区東では、建物周辺に分布する複数の整地層と、その下層に旧表土である黒色(10YR2/1)土が分布する。旧表土の下層が地山となっている。

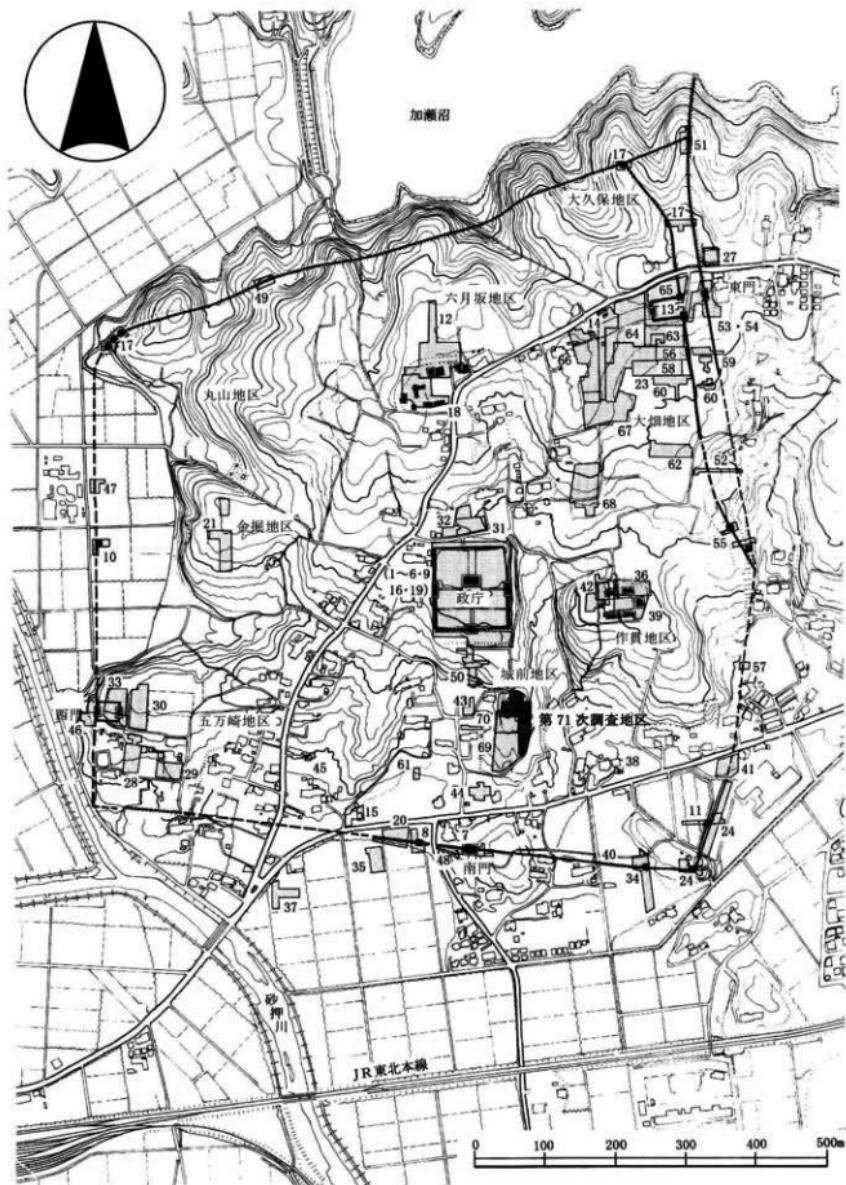
整地層は柱筋を揃えた4棟の南北棟(S B 2509・2510・2511・2594 建物跡)の造営にともなう整地層と建物焼失後の整地層の二つに大別できる。

遺構検出面は調査区中央部では地山上面、調査区東部ではそれぞれの整地層上面である。なお最下層にあたるS X 2630 整地層の下は、トレンチを設け地山まで掘り下げているが遺構は検出していない。

また一部の遺構に灰白色火山灰層が堆積していた。この火山灰は10世紀前葉に降下したと考えられるもの(註)で、本地区ではS B 2506 建物柱穴掘方、S B 2507 建物柱穴掘方、S K 2482 土壌堆積層、S K 2545 土壌堆積層、S K 2617 土壌堆積層、S K 2618 土壌堆積層で確認している。

註

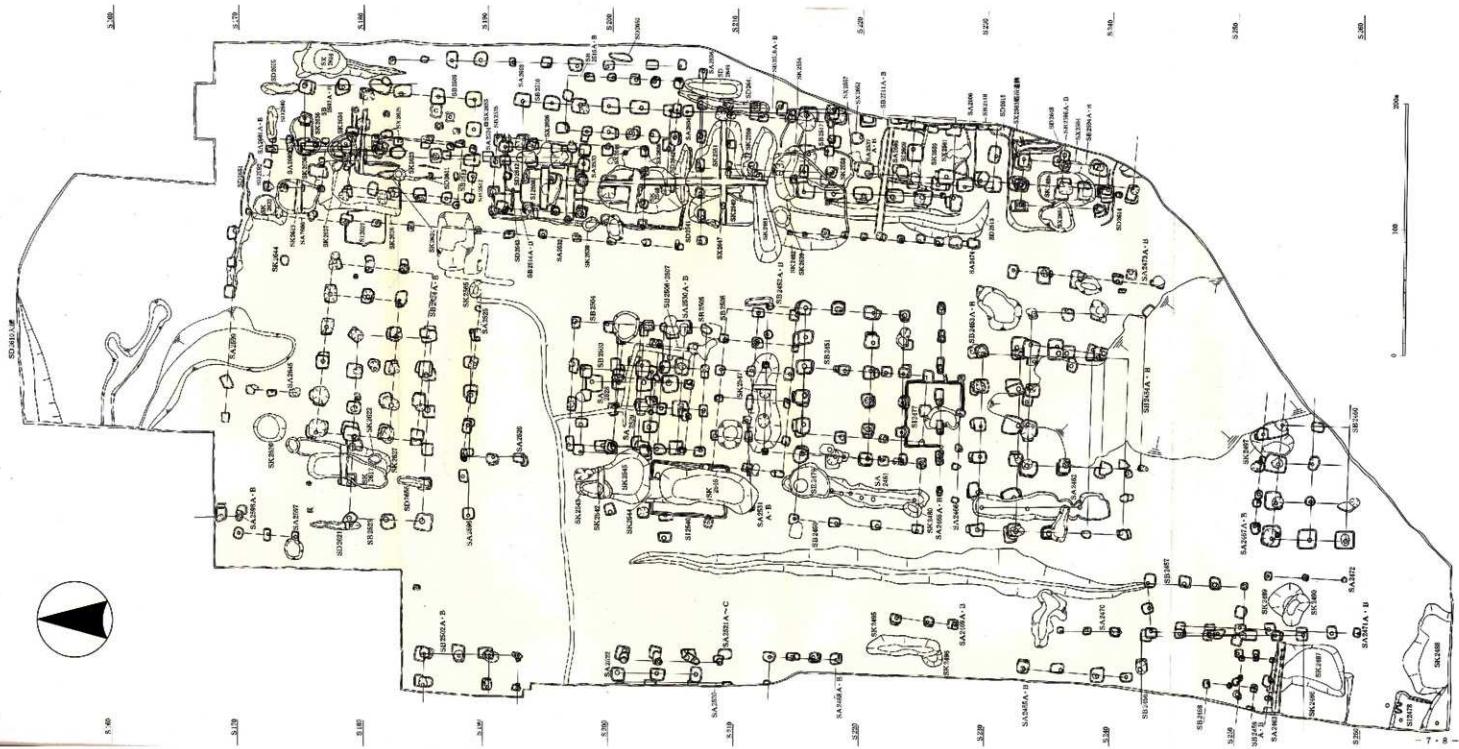
註 灰白色火山灰の降下年代は、白鳥良一によって承平4(934)年を下限とする10世紀前半、当研究所年報では907~934年の間の10世紀前葉頃と年代が与えられており、これらに従い10世紀前葉とする。(白鳥良一(1980.3)「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要VII』宮城県多賀城跡調査研究所, pp. 31-32。宮城県多賀城跡調査研究所(1998.3)「II, 第68次調査」『年報1997』p. 76。)



第1図 多賀城全体図 (1/7,000)



第2図 城前地区全体図 (1/2,000)



第3図 城前地区検出遺構全体図（1/200）

3. 発見した遺構と遺物

第71次調査は城前地区を対象にした最終年度の調査である。昨年度までの調査では未調査であった中央北端部（北地区）と、昨年度、一昨年度の調査で整地層の堆積が厚く精査を終了できなかった東緩斜面部（東地区）を対象に実施した。したがって、調査区は東側では大部分が昨年度までの調査区と重複していることになる（第2図）。本年度の調査で新たに発見した主な遺構には、掘立式建物跡7棟、柱列跡12条、竪穴住居跡3棟、溝2条、土壙3基、整地層4カ所、焼面2カ所があり、この他にも小規模な柱穴なども検出している（第3図）。

これら主要遺構の分布をみると、調査区のほぼ中央の丘陵尾根に建物が集中する箇所があり、遺構のない空白部を挟んでその東側に再び主要遺構が認められる。そこで、以下では調査区を大きく中央北端部の北地区と、東側緩斜面部の東地区に分けて記述する。

なお、建物跡の記載に際しては、柱痕跡の確認できない柱穴で柱抜取穴・柱切取穴が確認できた場合はその中央部に、また、確実に柱抜取穴・柱切取穴が確認できない場合は柱穴の中央部にそれぞれ柱位置を想定した。

（1）北地区

北地区は本地区丘陵北端部の尾根上に位置し、緩やかに南へ傾斜する平坦面である。表土の下は、後世に削平を受けているため、直ちに地山となっている。発見した主な遺構には、掘立式建物跡2棟、柱列跡5条、土壙3基、溝2条があり、この他に小規模な柱穴も多く検出している。なお、各遺構の検出面はいずれも地山面である。

1) 掘立式建物跡

【S B2523 建物跡】（平面図：第4図）

昨年度の第70次調査区北端部で検出し、S A2523柱列跡として報告したものである（『年報1999』）。今回の調査で、この柱列は東西5間、南北2間の東西棟建物跡の南側柱列であることが判明したため、S B2523 建物跡と改称することにした。

【位置】北地区南半部中央。

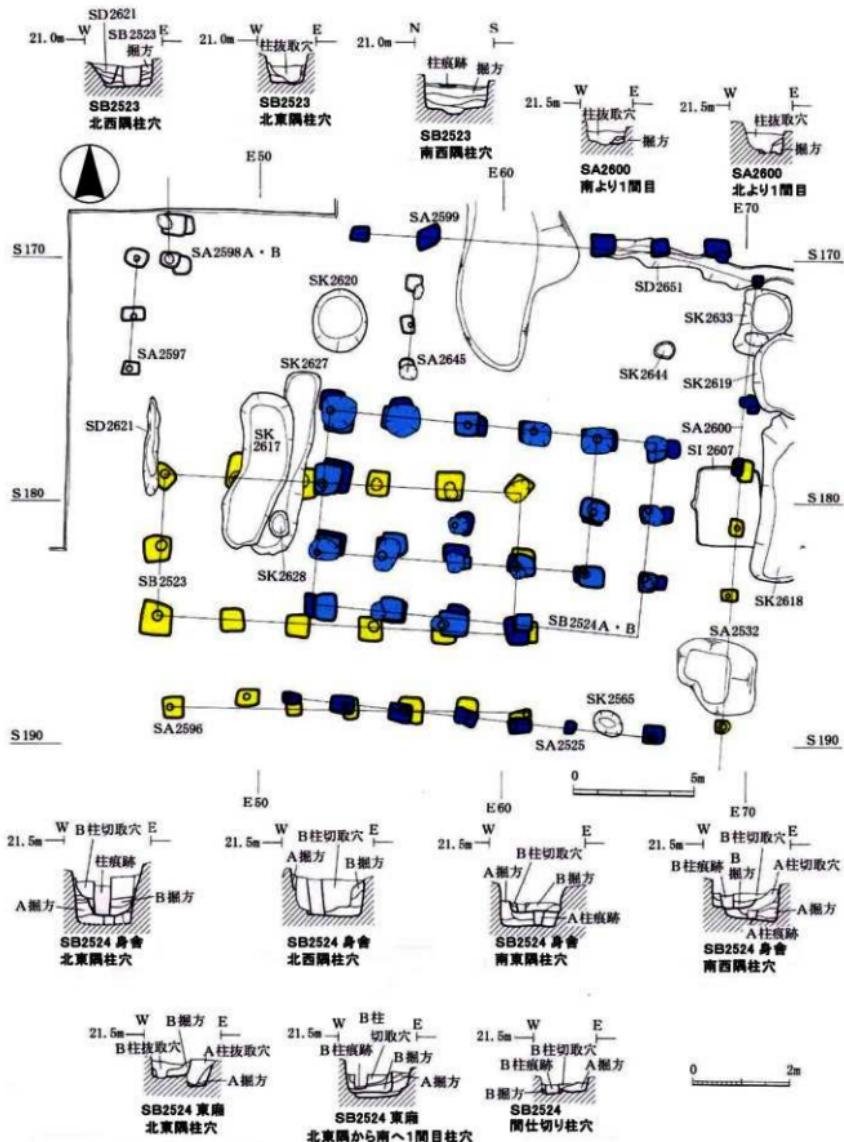
【他の遺構との重複】 S B2524A・B建物跡、S K2617・2627土壙、S D2621溝より古い。

【検出状況】14個の柱穴すべてを検出した。このうち柱抜き取り穴・柱切り取り穴を北側柱列の4カ所で確認している。

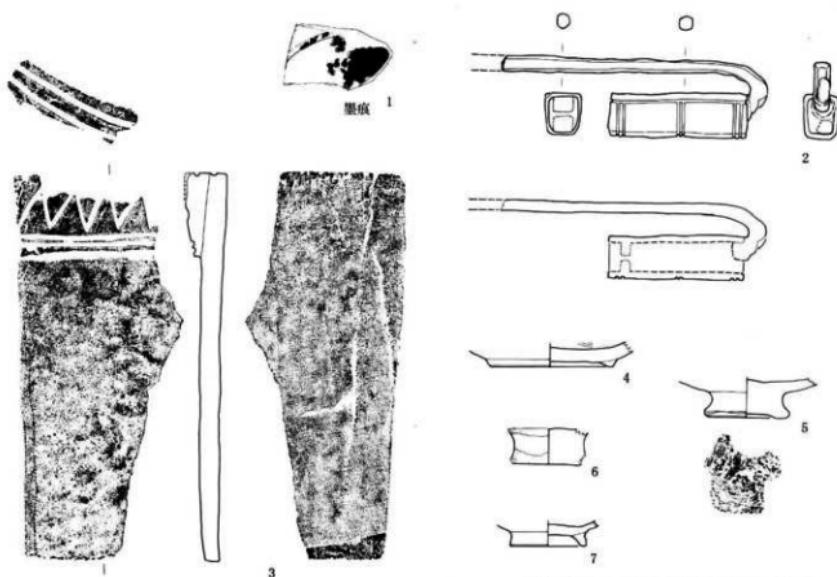
【柱穴掘方】一辺80～150cmの方形で、深さは検出面より西妻南北両端の柱穴でみると、検出面から58・80cmである。埋め土は地山土をブロック状に含む明褐色砂質土を基調とした互層である。

【柱痕跡】西妻で3カ所すべてと南北両側柱列の各1カ所の柱穴で検出した。直径35～50cmの円形で、堆積土はしまりのない褐灰色土である。

【平面規模】北側柱列の総長は約14.7m、柱間寸法は西から3.00m、約2.7m、約3.0m、約3.1m、



第4図 北地区の遺構平面図及び建物跡・柱列跡の柱穴断面図



【縮尺は、1・4～7が1/3、2が1/2、3が1/5。】

No.	種類	出土遺構・層位	特徴	登録番号	調査番号
1	須恵器 壺	S B2524B 柱切取穴 北東隅柱穴出土。直径(5.6)cm。【内面】墨痕有。【底部】回転角切り無調整。		S B2524B-R2	13143
2	鉄製鋸歯	S A2645 柱切取穴 北から2回目柱穴出土。残存長10.6cm。【底部】鋸歯有。直方体5.6cm×1.8cm×1.4cm。バネ受と鋸歯の形状は描いたため不明。【弦部】断面方形。		TIRW-R1	13231
3	二重弧文軒平瓦[II]	S K2627-1層 【瓦瓦部分】平瓦 I A類。【色調】内外面、鈍灰色。【政府第1期】		S K2627-R1	13166
4	土師器 高台仰	S D2610-1層 高台後(6.7)cm。残存3/4。【外面】磨滅。【内面】ヘラミガキ→黒色处理。		S D2610-R1	13149
5	土師質土器 高台直	S D2610-1層 柱状高台。高台径(5.0)cm。残存3/4。【底部】回転角切り無調整。【色調】内外面暗色。		S D2610-R2	13149
6	土師質土器 高台直	S D2610-1層 柱状高台。残存3/4。【底部】單面。【色調】外面、暗褐色。内面、黄褐色。		S D2610-R3	13149
7	須恵系土器 高台环	S D2610-1層 高台径(4.6)cm。残存3/4。【色調】外面、暗褐色。内面、黄褐色。		S D2610-R4	13149

() 内の数字は復元値

第5図 S B2524B、S A2645、S K2627、S D2610 から出土した遺物

約2.9mである。梁行は西妻で総長5.90m、柱間寸法は2.95mで、等間である。

【建物の方向】 北側柱列でみると東西基準線の東に対して南へ約3°偏る。

【出土遺物】 柱穴掘方から丸瓦II類1点が出土した。柱切取穴及び抜取穴から土師器壊の破片1点、須恵器壊の破片2点、丸瓦II類1点、平瓦I A類・I C類(凸面に平行叩き目)各1点、壁土2点、鉄滓1点が出土した。柱痕跡から土師器壊の破片1点、須恵器壊の破片1点、丸瓦II類1点が出土した。土師器はいずれも製作及び調整にロクロを使用していない(以下、製作及び調整にロクロを使用しているものをロクロ調整、ロクロを使用していないものを非ロクロ調整として説明する)。瓦のなかで時期がわかるものは政府遺構期第1期(以下、政府第1期のように遺構期を略す)のものである。

【S B2524 建物跡】(平面図・断面図: 第4図)

昨年度の第70次調査区北端部で検出し、S A2524A・B柱列跡として報告したものである(『年報1999』)。今回の調査で、この柱列は東西5間、南北3間で、南と東に廂を持つ東西棟建物跡の南側柱

列であることが判明したため、S B 2524 建物跡と改称することにした。

【位置】北地区中央部南半。

【柱間数・棟方向】桁行5間、梁行3間の東西棟建物跡で、南と東に廂が付く。

【他の遺構との重複】S B 2523 建物跡、S K 2627 土壙より新しい。

【建て替え】ほぼ同位置で一度建て替えられている（A→B）。以下、残存状況が良いS B 2524 B 建物跡についておもに記述し、S B 2524 A 建物跡については明確に把握できた事項のみ記す。

〈S B 2524 B 建物跡〉

【検出状況】南側柱列東端とそこから1間目の柱穴を除く19カ所の柱穴を検出した。このうち、身舎の南北両側柱の各1カ所と東廂北端の1カ所の3カ所で、柱抜き取り穴あるいは柱切り取り穴を確認した。なお、南側柱列の東端と、そこから西へ1間目の柱穴は、後世の削平によって完全に削平されていると考えられる。

【柱穴掘方】身舎と南廂は一辺80~135cm方形であるが、東廂は一辺70~80cmの方形で、身舎・南廂と比較して小さい。深さは検出面より身舎の北東隅柱穴で104cm、西妻南北両端の柱穴で56cm、東廂の北端から1間と2間目の柱穴で51・64cmである。埋め土は地山凝灰岩をブロック状に含む褐色土で、炭化物・焼土粒を少量含む。

この他、身舎内部の1カ所で柱穴を検出している。この柱穴は、西妻から2間目の梁行柱筋上にほぼ位置することから、間仕切りの柱穴と考えた。

【柱痕跡】身舎で10カ所、東廂で2カ所の他、身舎内部の柱穴を検出した。身舎が直径20~40cm前後、廂が直径25・30cm、身舎内部の柱穴が直径25cmの円形である。堆積土はしまりのない暗褐色砂質土である。

【平面規模】身舎の規模は南側柱列で桁行総長11.10m、柱間寸法は西から2.65m、約3.0m、約2.6m、2.85m、梁行は西妻で総長5.90m、柱間寸法は北から3.10m、2.80mである。廂の出は、東廂で約2.5m、南廂で2.15mである。

【建物の方向】北側柱列でみると東西基準線の東に対して南へ約5°偏る。

【出土遺物】須恵器坏（第5図1）は北東隅の柱切取穴から出土したもので、内面に墨痕が認められる。この他に、柱穴掘方から土師器坏・甕・蓋の破片40点ほど、須恵器坏・高台坏・甕の破片10点ほど、灰釉陶器塊部片1点、重弁蓮花文軒丸瓦〔型番不明〕1点、丸瓦II B類を含む丸瓦10点ほど、平瓦IA類・IC類（凸面に矢羽状叩き目）・II B類aタイプを含む平瓦20点ほどが出土した。土師器の坏と甕はロクロ調整のものが出土している。須恵器坏の底部破片は回転糸切り後に調整を行わないものが出土している。灰釉陶器塊は釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるもので灰釉刷毛塗りのものである。黒笛14号窯式期もしくは黒笛90号窯式期のものである。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第I期と第II期のものがある。柱切取穴及び抜取穴からは土師器坏と甕の破片60点ほど、須恵器坏と甕の破片30点ほど、須恵器坏の破片10点ほど、灰釉陶器塊高台部1点、綠釉陶器塊口縁部1点、二重弧文軒平瓦〔551aタイプ〕1点、丸瓦II B類を含む丸瓦20点ほど、平瓦IA類・IC類（凸面に平行叩き目、矢羽状叩き目）・II B類aタイプ・II B類bタイプを含む平瓦40点ほど、鉄滓2点が出土した。土師器

の壺と甕はロクロ調整のものが出土している。灰釉陶器壺は釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるもので、高台部断面が方形であることから黒塙14号窯式期のものである。綠釉陶器壺も釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。柱痕跡からは土師器壺と甕の破片30点ほど、須恵器壺と甕の破片5点、須恵系土器壺の破片10点ほど、丸瓦破片と平瓦ⅡB類各1点が出土した。

〔S B2524A 建物跡〕

【検出状況】南側柱列の東端と、そこから西へ1間目の柱穴は後世の削平で完全に失われているとみられる以外、南入側柱列西端から2間目の柱穴が、S B2524B建物跡の柱穴で完全に壊されている。柱穴の平面形は残存状況より方形とみられる。S B2524B建物跡と同様に、東廂の柱穴の規模が身舎・南廂に較べて小さい。

【出土遺物】柱穴掘方から土師器壺・甕・蓋の破片10点ほど、須恵器壺と甕の破片3点、丸瓦ⅡB類を含む丸瓦10点ほど、平瓦ⅠA類・ⅡB類aタイプ・ⅡB類bタイプを含む平瓦20点ほどが出土した。土師器の甕はロクロ調整のものである。須恵器壺の底部破片は回転糸切り後に調整を行わないものが出土地している。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。柱切取穴及び抜取穴からは土師器壺と甕の破片各1点、須恵器壺の破片3点、平瓦ⅠA類とⅡB類を含む平瓦4点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱痕跡からは土師器壺と甕の破片30点ほど、須恵器壺と甕の破片5点、須恵系土器壺の破片10点、丸瓦破片3点、平瓦ⅡB類aタイプを含む平瓦4点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

2) 柱列跡

【S A2596 柱列跡】(平面図: 第3・4図)

昨年度の第70次調査区北端部で検出し、S A2525A柱列跡として報告したものである(『年報1999』)。今回の調査で、S A2525A・B柱列跡は、同位置での建て替えとは考えられないことから、S A2525A柱列跡をS A2596柱列跡と改称することとした。

【位置】北地区南端部中央。

【柱間数】東西6間。

【他の遺構との重複】S A2525・2526柱列跡より古い。

【検出状況】7個の柱穴を検出した。西端とそこから東へ1間目の柱穴以外はS A2525柱列跡によって大きく壊されている。

【柱穴掘方】一辺85~120cmの方形で、深さは東端の柱穴で検出面より約45cmである。埋め土は地山土をブロック状に含む褐色土である。

【柱痕跡】東西両端と西端から1間目の柱穴の3カ所で検出した。直径25~30cmの円形で、堆積土はしまりのない灰黄褐色土である。

【平面規模】総長14.60mで、柱間寸法は西から3.15m、約2.3m、約2.3m、約2.3m、約2.3m、

約 2.3m である。

【柱列の方向】 東西基準線の東に対して南へ約 1° 傾る。

【出土遺物】 柱穴掘方から土師器坏、須恵器甕、綠釉陶器塊の破片各 1 点が出土した。土師器坏はロクロ調整で、底部に回転ヘラケズリが行われるものである。内外面に漆の付着が認められる。綠釉陶器塊は、釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。

【S A2525 柱列跡】 (平面図 : 第 4 図)

昨年度の第 70 次調査区北端部で検出し、S A2525 B 柱列跡として報告したものである(『年報 1999』)。今回の調査で、S A2525 A・B 柱列跡は、同位置での建て替えとは考えられないことから、S A2525 B 柱列跡を S A2525 柱列跡と改称することにした。

【位置】 北地区南端部中央。

【柱間数】 東西 7 間。

【他の遺構との重複】 S A2596 柱列跡より新しく、S A2526 柱列跡より古い。

【検出状況】 東端から 1 間目の柱穴を除く 7 個の柱穴を検出した。西端から 3 間と 4 間目の柱穴では柱が抜き取られている。

【柱穴掘方】 一辺 65~110 cm の方形で、深さは東端から西へ 3 間目の柱穴で検出面より約 50 cm である。埋め土は灰黄褐色砂質土と褐色砂質土の互層である。

【柱痕跡】 東西南端と西端から東へ 1 間目・2 間目の 4 カ所の柱穴で検出した。直径 27 cm 前後の円形で、堆積土はしまりのない灰黄褐色土である。

【平面規模】 総長約 15.20m で、柱間寸法は西から約 2.4m、2.45m、約 2.4m、約 2.1m、約 2.4m、約 3.5m (2 間分) である。

【柱列の方向】 東西基準線の東に対して南へ約 6° 傾る。

【出土遺物】 これまで図示した遺物に柱切取穴から出土した須恵器坏(『年報 1999』第 9 図 1)、平瓦 II C 類(『前書』前図 6)、柱痕跡から出土した鉄滓(『前書』写真図版 9-10)がある。出土した平瓦 II C 類(『前書』前図 6)は政庁第 IV 期のものである。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器坏と甕の破片 60 点ほど、須恵器坏の破片 10 点ほど、丸瓦 II 類 1 点、平瓦 I A 類と II B 類を含む平瓦 3 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第 I 期のものである。柱痕跡からは、土師器坏と甕の破片 120 点ほど、須恵器坏と甕の破片 20 点ほど、丸瓦 II 類を含む丸瓦破片 7 点、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプ・II C 類を含む平瓦 20 点ほど、鉄滓 1 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第 I 期から第 IV 期のものがある。

【S A2597 柱列跡】 (平面図 : 第 4 図)

【位置】 北地区中央部西端。

【柱間数】 南北 2 間。

【他の遺構との重複】 なし。

【検出状況】 3 個の柱穴を検出した。

【柱穴掘方】一辺 50~95 cmの隅丸方形・方形で、深さは断ち割り調査を実施していないが、南端部の柱穴で検出面より 25 cm以上である。埋め土は地山の褐色土である。

【柱痕跡】すべての柱穴で検出した。直径 22~24 cmの円形で、堆積土はしまりのない橙色土である。

【平面規模】総長 4.50mで、柱間寸法は北から 2.35m、2.15mである。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約 4° 傾る。

【出土遺物】遺物は出土していない。

【S A2598 柱列跡】(平面図：第 4 図)

【位置】北地区中央部西端。

【柱間数】南北 1 間以上。

【他の遺構との重複】なし。

【建て替え】同位置で一度建て替えられている (A→B)。以下、残存状況が良い S A2598 柱列跡について主に記述する。

【S A2598B 柱列跡】

【検出状況】2 個の柱穴を検出した。いずれも柱は抜き取られているか切り取られている。

【柱穴掘方】一辺 50~100 cmの方形・不整な隅丸方形で、深さは断ち割り調査を実施していないが、南端部の柱穴で検出面より 25 cm以上である。埋め土は地山の均質な黄褐色土である。

【平面規模】柱間寸法は約 1.5mである。

【柱列の方向】南北基準線にほぼ一致する。

【出土遺物】遺物は出土していない。

【S A2599 柱列跡】(平面図：第 4 図)

【位置】北地区中央部。

【柱間数】東西 6 間。

【他の遺構との重複】なし。

【検出状況】西端から 2 間目と 3 間目の柱穴を除く 5 個の柱穴を検出した。西端部の柱穴は柱が抜き取られている。

【柱穴掘方】一辺 60~100 cmの多少歪んだ方形で、深さは断ち割り調査を実施していないが、東端部の柱穴が検出面より 11 cmほどで底面となった。埋め土は地山の明赤褐色粘質土や褐色粘質土である。

【柱痕跡】いずれの柱穴でも検出できなかった。

【平面規模】総長約 15.0mで、柱間寸法は西から約 2.8m、約 7.2m (3 間)、約 2.5m、約 2.5mである。

【柱列の方向】東西基準線の東に対して南へ約 4° 傾る。

【出土遺物】遺物は出土していない。

【S A2645 柱列跡】(平面図：第 4 図)

【位置】調査区中央部南半。

【柱間数】南北 2 間。

【他の遺構との重複】なし。

【検出状況】3個の柱穴を検出した。南北両端の柱穴は柱が抜き取りられている。

【柱穴掘方】一辺 60~70 cm の方形で、深さは断ち割り調査を実施していないが、南端部の柱穴で検出面より 15 cm 以上である。埋め土は地山のにぶい黄褐色・黄褐色土である。

【柱痕跡】中央の柱穴で検出した。直径約 20 cm の円形で、堆積土はしまりのない褐色土である。

【平面規模】総長約 3.5m で、柱間寸法は北から約 1.7m、約 1.8m である。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約 5° 傾る。

【出土遺物】鉄製錠前(第5図2)は北から2間目柱切取穴から出土したものである。この他に柱穴掘方から、土師器壺と甕の破片 10 点ほど、丸瓦II B類 1 点、平瓦 I A類・II B類を含む平瓦 3 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器甕の破片 2 点、須恵器壺・蓋・壺・甕の破片 10 点ほど、須恵系土器壺の破片 2 点、丸瓦 II 類を含む丸瓦 2 点、平瓦 I A類・II B類 a タイプ・II B類 b タイプを含む平瓦 4 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。

3) 土壙

【SK2617 土壙】(平面図: 第4図)

【位置】北地区南西部。

【他の遺構との重複】S B2523 建物跡、SK2627 土壙より新しい。

【形態・規模】平面形は南北約 6.5m、東西約 2 m の不整梢円形で、深さは検出面より約 30cm である。

【堆積層】2 層に分けられ、いずれも自然堆積とみられる。1 層は灰白色火山灰ブロックを含む褐色砂質土、2 層は褐色砂質土である。

【出土遺物】堆積層から土師器壺と甕の破片 30 点ほど、須恵器壺・壺・甕の破片 10 点ほど、須恵系土器壺の破片 20 点ほど、二重弧文軒平瓦[型番不明]、丸瓦 II 類を含む丸瓦片 20 点ほど、平瓦 I A類・II B類 a タイプを含む平瓦片 10 点ほどが出土した。土師器壺と甕はロクロ調整のものが出土している。須恵系土器壺には、口縁部に油煙が付着するものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

【SK2620 土壙】(平面図: 第4図)

【位置】北地区中央部西寄り。

【他の遺構との重複】なし

【形態・規模】平面形は南北 2.7m、東西 2.2m ほどの梢円形である。断面は皿状をなし、深さは検出面より約 55cm である。

【堆積層】全体的にしまりのない砂質土で、色調から 3 層に分けられる。いずれも自然堆積とみられる。1 層は暗褐色砂質土、2 層は明褐色砂質土、3 層は明黄褐色砂質土である。

【出土遺物】堆積層から土師器壺と甕の破片 10 点ほど、須恵器壺・壺・甕の破片 10 点ほど、須恵系土器壺の破片 30 点ほど、二重弧文軒平瓦[型番不明]、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 10 点ほど、平瓦 I A 類・

I D 類・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦 20 点ほどが出土した。土師器坏と甕はロクロ調整のものが出土している。丸瓦 II B 類には「伊」と刻印されたものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政府第 I 期と第 II 期のものがある。

【S K2627 土壙】(平面図: 第 4 図、遺物: 第 5 図)

【位置】北地区南西部。

【他の遺構との重複】S B 2523 建物跡より新しく、S B 2524 建物跡・S K2617 土壙より古い。

【形態・規模】南北約 7.8m、東西約 1.8m の南北に長い溝状の土壙である。中央部の東西方向の断面は「U」字形をなし、深さは検出面より約 110cm である。

【堆積層】3 層に大別でき、いずれも人為的に一度に埋め戻されたものと考えられる。1 層と 3 層が焼土・炭化物を多量に含む黄褐色砂質土、2 層が明黄褐色・黄褐色砂質土である。

【出土遺物】二重弧文軒平瓦[511](第 5 図 3)は堆積土 1・2 層から出土したものである。政府第 I 期のものである。その他に堆積土 1・2 層から土師器坏と甕の破片 3 点、須恵器坏の破片 8 点、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 8 点、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に平行叩き目、矢羽状叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。土師器坏は非ロクロ調整のもので、底部が平底のものが出土している。須恵器坏の底部破片はヘラ切り後に軽いナデが行われているものが 5 点出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第 I 期と第 II 期のものがある。堆積土 3 層からは須恵器坏の破片 1 点、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 10 点ほど、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。須恵器坏の底部はヘラ切り後に軽いナデが行われているものが出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第 I 期と第 II 期のものがある。

4) 溝

【S D2610 溝】(平面図: 第 3 図、遺物: 第 5 図)

【位置】北地区北端部。

【他の遺構との重複】なし。

【検出状況】調査区の関係から南半部だけの検出に留まざるを得なかった。東西両調査区外へさらに続いている。

【方向・規模】東西溝で、方向は南側上端部でみると、東西基準線の東に対して北へ 19° 傾る。長さは南上端部で約 11m、上幅は 3 m まで確認している。断面は逆台形と推定され、深さは調査区西端部で検出面より約 100cm である。

【堆積層】5 層に分けられ、いずれも自然堆積とみられる。1 層は小石を含む褐色土、2・3 層は褐色土、凝灰岩の岩盤片を含む明褐色土、5 層は石を比較的多く含む褐灰色土である。

【出土遺物】土師器高台坏(第 5 図 4)、土師質土器高台皿(5・6)、須恵系土器高台坏(7)は堆積土から出土した。土師質土器高台皿(5・6)は高台部が柱状になるいわゆる柱状高台のものである。この他に土師器坏・高台坏・甕の破片 20 点、須恵器甕の破片 5 点、須恵系土器坏・高台坏の破片 30 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 20 点、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に格子叩き目)・II B 類 a タイプ・II B 類 a タイプを

含む平瓦 30 点ほどが出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 I 期から第 III 期のものがある。

【S D 2621 溝】(平面図・断面図: 第 4 図)

【位置】 北地区南半部西端。

【他の遺構との重複】 S B 2523 建物跡より新しい。

【方向・規模】 南北溝で、心心でみると南北基準線の北に対して東へ約 1° 傾る。長さは約 4.1m で、上幅は約 60 cm である。断面は「V」字形をなし、深さは検出面より約 40cm である。

【堆積層】 3 層に細分でき、いずれもしまりのない灰黄褐色土で、自然堆積とみられる。

【出土遺物】 堆積土から須恵器甕の破片 1 点、須恵系土器坏の破片 2 点、丸瓦 II B 類 1 点が出土した。

(2) 東地区

東地区では、整地層と遺構および遺構相互の重複が複雑なことから、昨年度に引き続き本年度も調査を実施している。昨年度の調査と合わせて、掘立式建物跡 15 棟、竪穴住居跡 3 棟、柱列跡 12 条、鍛冶遺構 1 基、土壙 7 基の他、整地層 6 カ所、焼面 6 カ所を検出している。このうち、今回新たに検出した遺構は、掘立式建物跡 5 棟、竪穴住居跡 3 棟、柱列跡 7 条、整地層 4 カ所、焼面 2 カ所である。以下では、層序についてわかり易いように、整地層から説明してゆくことにする。また、新たに検出した遺構から記述し、その後に昨年度検出した遺構について補足・修正を加えてゆく。

1) 整地層

今年度の調査で S X 2628・2629・2630・2632 整地層を新たに検出した。また、昨年度 S X 2485・2558・2559 焼土整地としたものは、いずれも土壤状のくぼみへの堆積と捉えられ、周辺に分布する焼土層との間に確実な重複関係がみられず、両者のあいだにはいる遺構もないことから、東地区南半部に広く分布している一連の S X 2631 焼土整地層と捉えることにした。このことから昨年度の S X 2485・2558・2559 焼土整地は、今回の調査で S K 2485・2558・2559 土壙とした。

以上の他に、S X 2632 整地層・S X 2555 焼土整地は、それぞれ S B 2535 建物跡の建築に伴う整地層とその廃絶時に埋め戻された焼土整地層であることが判明した。

【S X 2628 整地層】(平面図・断面図: 第 10 図、遺物: 第 12 図)

【位置】 S B 2509 建物跡を中心とした東地区北端部。

【他の遺構との重複】 S B 2509 建物跡、S X 2625 焼面より新しく、S B 2593・2512・2513 建物跡、S A 2601・2602 柱列跡、S K 2618 土壙より古い。

【概要】 S B 2509 建物跡の建築に伴って、地山を切り出して造成した平坦面を火災後に埋め戻した整地層である。その後に S B 2512 建物跡などが建てられている。南側と東側は後世に大きく削平されているが、南北約 5.5m、東西約 7.1m の範囲に分布している。最も残存状況が良い西端部で厚さ約 50 cm である。4 層に分けられ、第 1 層は明赤褐色土で厚さ約 10 cm、2 層は焼土・炭化物粒を少量含む暗褐色土で厚さ 5 ~ 10 cm、3 層は褐色粘質土を含む赤褐色土で厚さ 10 ~ 30 cm、4 層は地山ブロック

を多く含む橙色土で厚さ5～10cmである。

【出土遺物】須恵器壺(第12図8)は整地層から出土したものである。須恵器壺(8)は底部をヘラ切り後に手持ちヘラケズリを行っている。この他に、土師器壺の破片1点、須恵器壺・高台壺・壺・壺の破片5点、丸瓦II類1点、平瓦I C類(凸面に格子叩き目)・II B類aタイプ各1点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第I期と第II期のものがある。なお、S B2609建物の柱抜取穴及び切取穴から出土した遺物もS X2628に含まれるものである。

【S X2629 整地層】(平面図・断面図：第10図、遺物：第12図)

【位置】S A2603柱列跡付近の東地区北東部。

【他の遺構との重複】S B2509・2510・2515建物跡、S A2603柱列跡より古い。

【概要】東側斜面に盛り土された整地層で、東側は調査区外まで続いている。南北約31.5m、東西約8mの範囲に分布している。2層に大別され、1層は地山岩盤の凝灰岩小片を多く含む明黄褐色砂質土主体で、さらに5層に細分できる。厚さは最も残存状況が良好な東壁際で約40cmである。2層は灰黄褐色砂質土ブロック、地山の凝灰岩小片を多含む旧表土起源の暗褐色・黒褐色砂質土である。厚さは残存状況が良好な中央部で約20cmである。

【出土遺物】須恵器壺(第12図9)は整地層から出土したものである。この他に、須恵器壺の破片1点、丸瓦II類2点、平瓦I A類・I C類(凸面に矢羽状叩き目)各1点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政府第I期のものである。

【S X2630 整地層】(平面図：第10図、断面図：第11図)

【位置】S B2511建物跡を中心とした東地区南半部。

【他の遺構との重複】S B2511・2518建物跡、S I 2608竪穴住居跡、S A2474・2537・2605柱列跡、S X2557焼面、S X2631焼土整地層より古い。

【概要】S B2511建物跡の南半部を中心とした地山上の整地層である。平面的にはS B2511建物跡西側で、東西0.5～0.8mほどの幅で南北に細長くみられるだけであるが、大部分はS X2631焼土整地層の下層になっており、東側は調査区外へ続いている。調査区内では東西9m、南北約11mの範囲に分布している。旧表土起源の黒褐色砂質土で、厚さは残存状況が良い東壁際で約40cmである。

【出土遺物】遺物は出土していない。

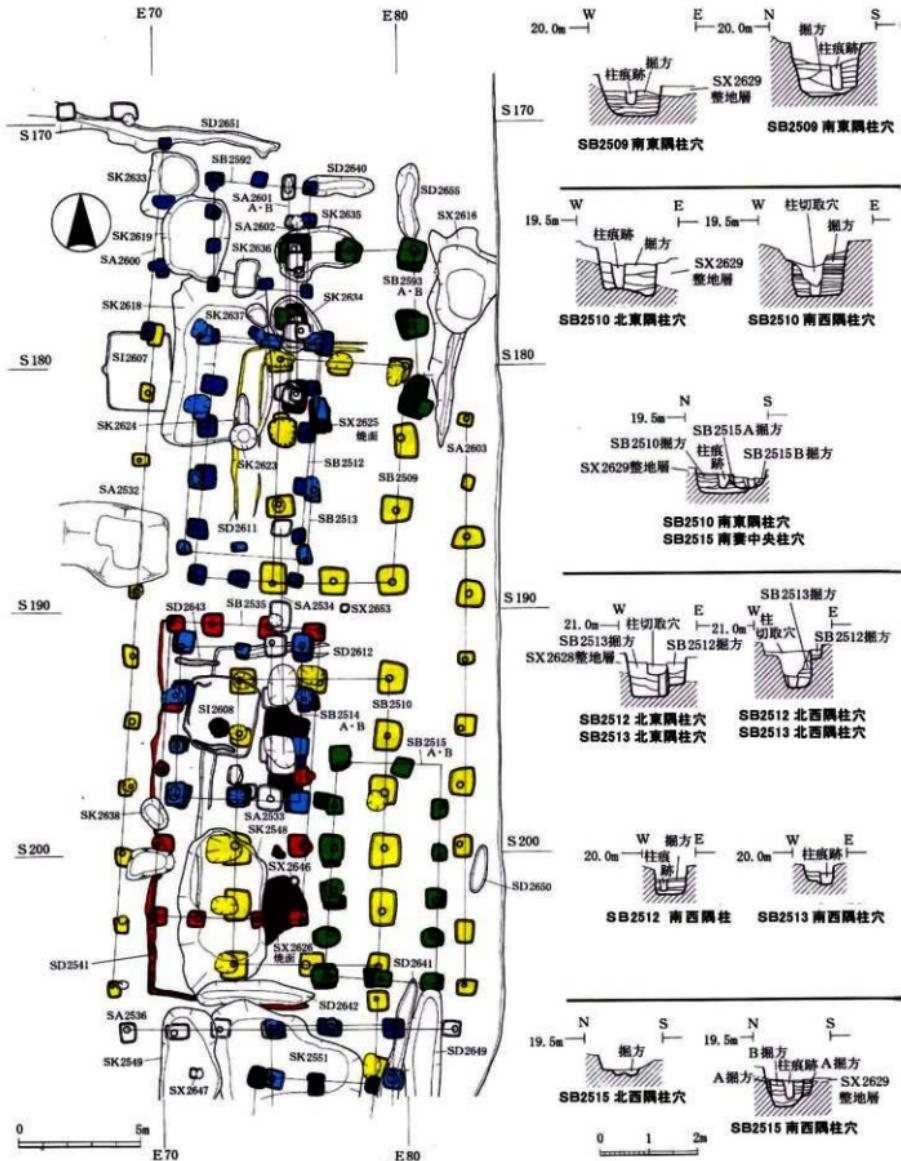
【S X2631 焼土整地層】(平面図：第10図、断面図：第11図)

【位置】東地区中央部～南端部。

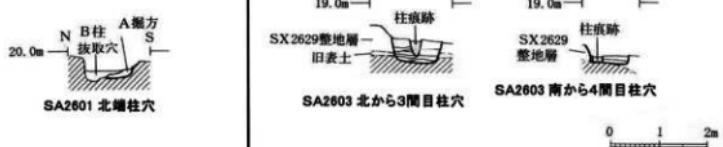
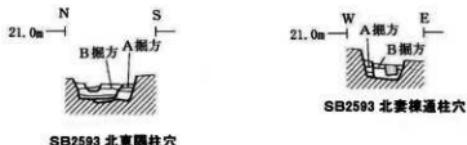
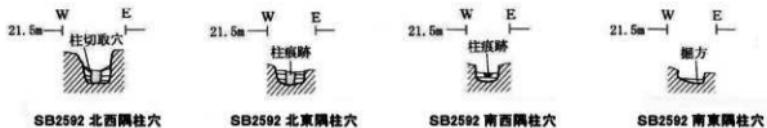
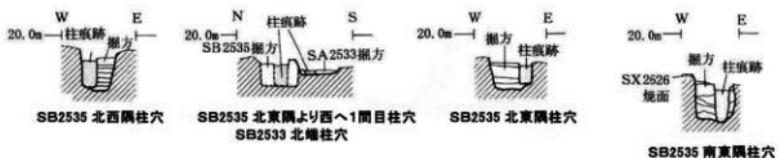
【他の遺構との重複】S B2511・2594建物跡、S A2604・2605柱列跡、S X2557・2564焼面より新しく、S B2516～2518・2595建物跡、S A2537・2606柱列跡、S K2482・2554土壤より古い。

【概要】S B2511B建物跡やこれに伴うS D2613B排水溝、S B2594B建物跡やこれに伴うS D2614C排水溝を覆う焼土層と、前述したような理由から今年度S K2485・2558・2559土壤としたものを一括した大規模な焼土整地層である。

調査区内で確認できた範囲は、南北約25m、東西約8mであるが、東側は調査区外へ続いている。5mm～5cmの焼土塊・炭片、明黄褐色粘質土ブロックを多量に含む褐色土で、スサ入りの焼け壁土片



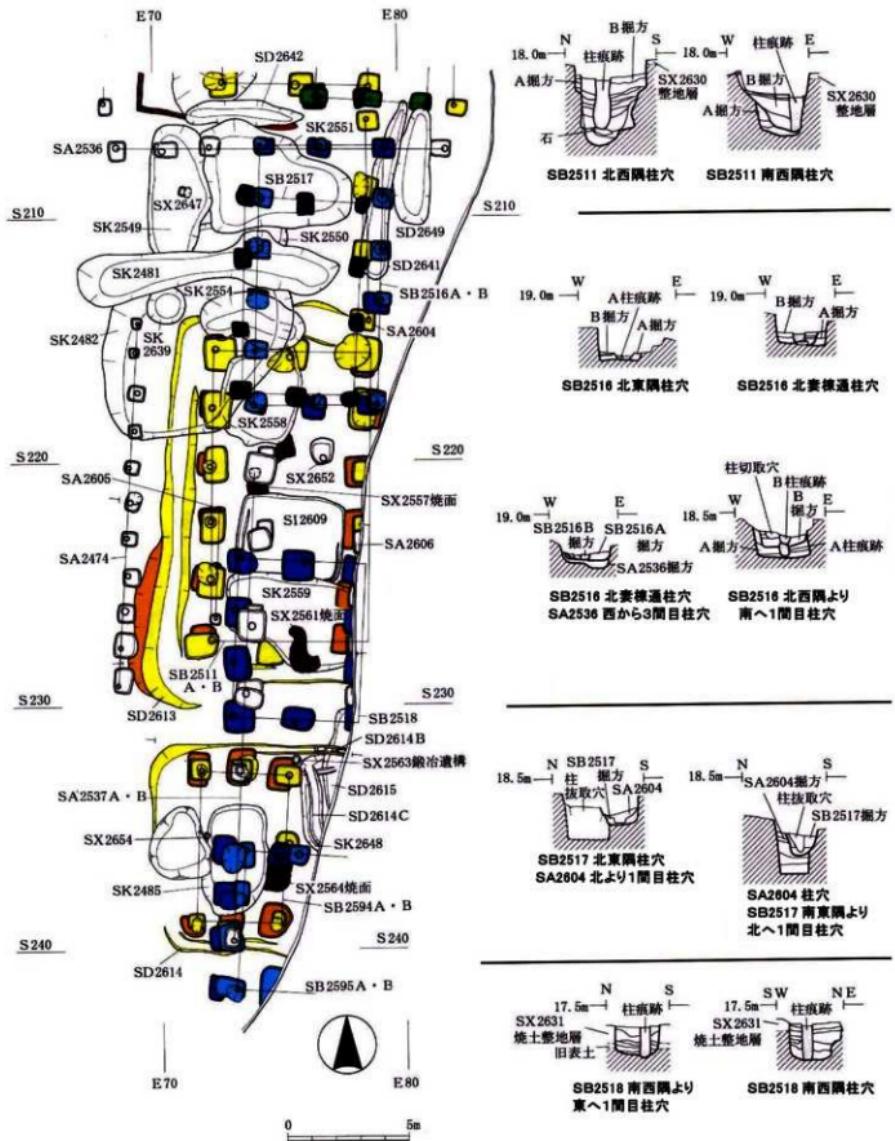
第6図 東地区北半部の遺構平面図及び建物跡・柱列跡の柱穴断面図



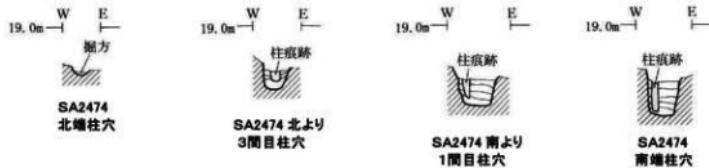
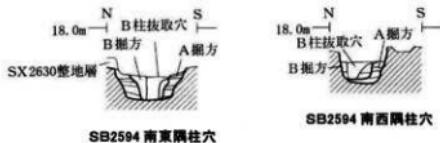
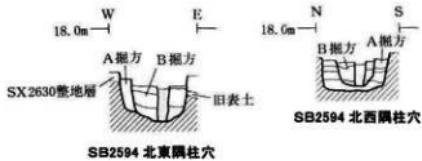
0 1 2m

S = 1:100

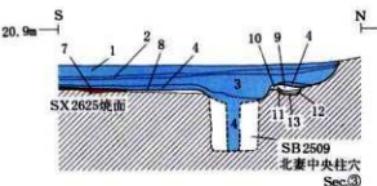
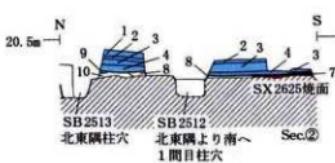
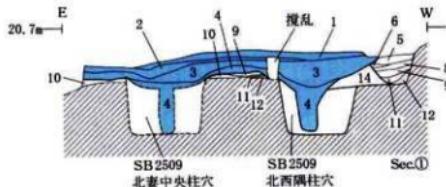
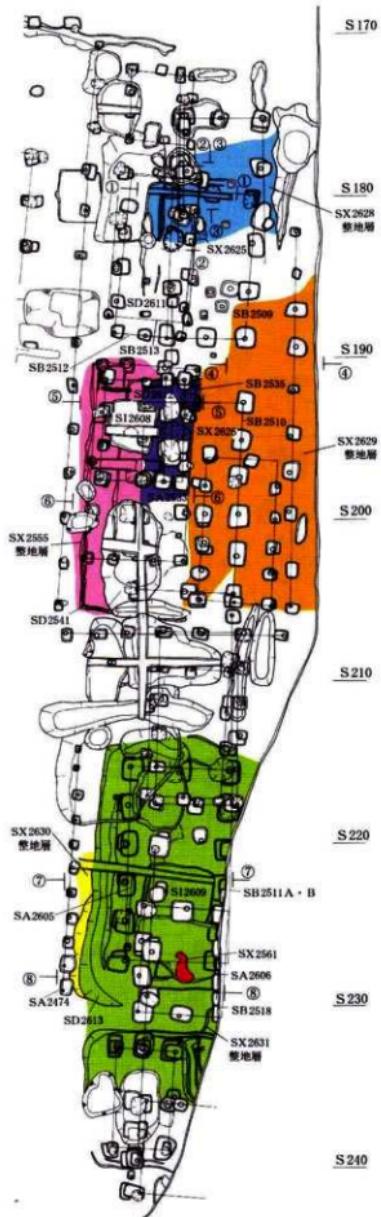
第7図 東地区北半部 建物跡・柱列跡の柱穴断面図（2）



第8図 東地区南半部の遺構平面図及び建物跡・柱列跡の柱穴断面図

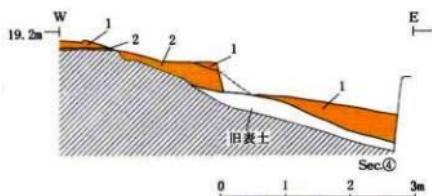


第9図 東地区南半部 建物跡・柱列跡の柱穴断面図



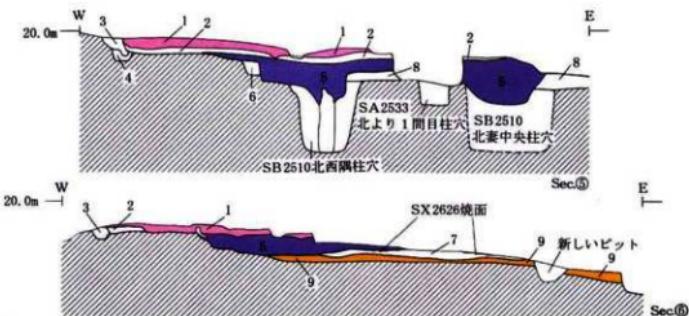
No.	土色・土性	園芸
1	赤褐色(UF50-4)	人為堆積層 [SK2628 堆積層-1層]
2	暗褐色(10YR5/3-4)	泥、土壤土色を若干含む。人為堆積層 [SK2628 堆積層-2層]
3	深褐色(3YR4/0)	暗山の粘土岩若く含む。人為堆積層 [SK2628 堆積層-3層]
4	黄色(7, 37YR8/0)	暗山の粘土岩多く含む。柱状隙間に多く発達する。人為堆積層 [SK2628 堆積層-4層] D 10-2508 日本農業標準
5	二つ以上の色(D, 37YR4/0)砂質上 自然地被植物	自然地被植物 [SK2628 堆積層-1層]
6	二つ以上の色(D, 37YR4/0)砂質上 自然地被植物	自然地被植物 [SK2628 物質内堆積層-1層]、 自然地被植物 [SK2628 堆積層-2層]
7	褐色(5YR4/1)	地中に二つの土性地帯含む。自然地被植物 [SK2628 堆積層-3層]
8	深褐色(3YR4/1)砂質上 自然地被植物	地中に二つの土性地帯含む。自然地被植物 [SK2628 堆積層-2層]
9	黄褐色(10YR5/0)砂質上 自然地被植物	柱状隙間に含む地帯含む。自然地被植物 [SK2628 堆積層-4層]
10	二つの色(D, 37YR5/4)砂質上 自然地被植物	地中に二つの土性地帯含む。自然地被植物 [SK2628 堆積層-1層]
11	褐色(5YR4/1)	柱状隙間に含む地帯含む。自然地被植物 [SK2628 堆積層-2層]
12	黄褐色(10YR5/0)砂質上 自然地被植物	暗山の粘土岩多く含む。人為堆積層 [SK2628 物質内堆積層-1層]

S X2629 整地層堆積狀況



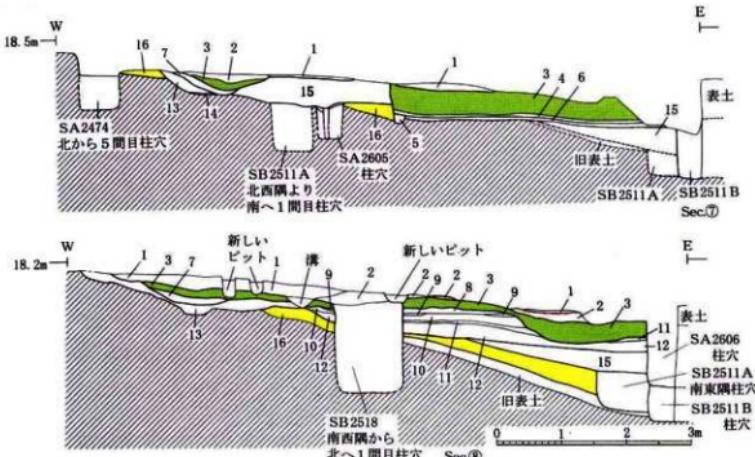
No.	土色・土性	備考
1	明黄褐色(0796/8)土	礫山土と雑を多く含む。【S32629-1層】
2	暗赤褐色(2, 5733/2)土	礫山土と雑を多く含む。【S32629-2層】

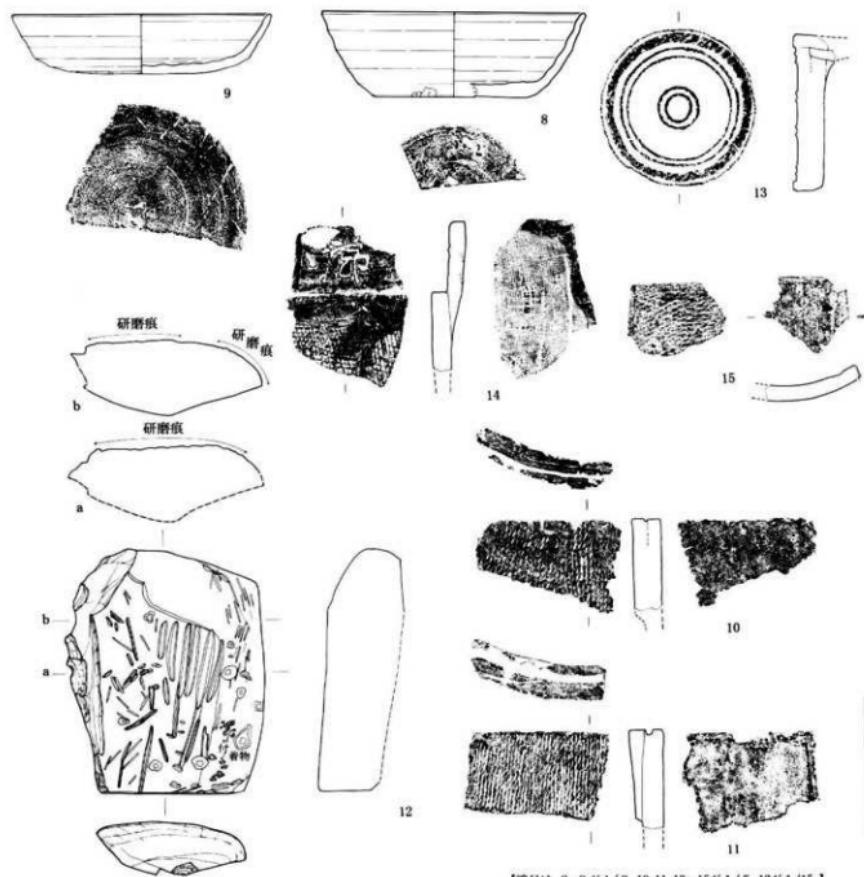
第10図 東地区整地層分布平面図及び断面図(1)



No.	上色・土塊	図示
1.	黒褐色(10YR5/6)上	川井と土塊。土色粘土ブロックが多く含む。人海塩類層。【S2555 建物用】
2.	黒褐色(10YR5/6)上	削面上に黒褐色が成る名。削面上に水性堆積した薄い粘土。自然堆積層。【SB2510 建物堆積物の堆積層】
3.	こぶ・黄褐色(10YR6/4)砂	人海塩類層。【S2525(25)SB2510 建物堆積層】
4.	黒褐色(10YR5/6)砂	【S2525(25)SB2510 建物堆積層】
5.	暗褐色(7.5YR3/1)上	人海塩類層。【S2525(25)SB2510 建物堆積層】
6.	こぶ・黒褐色(10YR5/6)砂質上	自然堆積層。【S2612 深部堆積層・SB2510 板抜取穴堆積層】
7.	黒色(7.5YR4/6)砂	水性堆積物。削面上にSX2626 焼面が形成される。自然堆積層。【S2610 建物内海塩類層】
8.	こぶ・黒褐色(10YR5/6)砂質上	疊多く含む。人海塩類層。【S2510 建物の基上層】
9.	暗褐色(7.5YR3/1)砂	地表土と礫を多く含む。【S2619-1 層】

S X 2632 整地層、S X 2555 整地層、S X 2629 整地層堆積状況





【縮尺は、8・9が1/3, 10-11・13-15が1/5, 12が1/15。】

No.	種類	出土場所・層位	特徴	登録番号	施番号
8	須恵器片	SX2628-1層	口径(16.2)cm、底径(9.4)cm、器高5.2cm、残存1/3、【底部】手持ちヘラケズリ。 下伊那郡東京製品。口縁(15.8)cm、底径(13.2)cm、器高3.6cm、【底部】同上ヘラケズリ。【胎土】薄 織動物の骨針を含む。	SX2628-R1	13145
9	須恵器片	SX2629-1層	同上	SX2629-R1	13145
10	单孔文柄平瓦 [640a2タイプ]	SB2592 棒切取穴	北西隅柱穴出土。【色調】内外面、朱色。【政序第II期】	SB2592-R1	13166
11	单孔文柄平瓦 [640a2タイプ]	SB2592 棒切取穴	北西隅柱穴出土。【瓦当面中央】厚さ3.5cm、【色調】内外面、灰白色。【政序第II期】	SB2592-R2	13166
12	鍛石	SB2535	建物の中央に挿入された鍛造石。上面の平面部の多くに研磨痕有。幅2~2.5cm、長さ20cm前後の断 面凸形の研磨痕(ノミなどの工具)と、幅0.4cm前後、長さ5~8cm(?)の長い工具の研磨痕有。径 3cm前後、深さ0.2~0.4cmの不整円筒状の凹み有。上面に付着物(漆?)有。長軸74cm、短軸60 cm、厚さ22cm、砂岩。	-	-
13	重圓文柄丸瓦 [243]	SB2535 砧臺 (SB2541)	【瓦当】直径16.2cm、厚さ3.5cm、【色調】内外面、灰白色。内部、灰白色。【政序第II期】	SB2541-R1	13154
14	丸瓦B型	SB2509 棒切取穴 (S32628)	北西隅柱穴出土。【瓦面】格子印目→ヘラ書き「常」。【色調】内外面、灰白色。【政序第I期】	SB2509-R1	13166
15	平瓦B型ヨコタ イブ	SB2510 柱穴前方	西側柱北から3間目柱穴出土。【色調】内外面、灰白色。【政序第II期】	SB2510-R2	13166

() 内の数値は復元値

第12図 S X 2628, S X 2629, S B 2592, S B 2535, S B 2509, S B 2510 から出土した遺物

もみられる。厚さは残存状況が良い東壁際で 40 cm ほどである。

【出土遺物】整地層は、溝・土壙・住居跡及びその周辺に堆積した人為堆積層である。そのためそれぞれの造構の窪みに堆積した S D 2613 B 溝堆積土 1 層、S K 2485・2558・2559 土壙堆積層、S I 2609 住居跡第 1 層から出土した遺物が、S X 2631 出土遺物として包括される。さらに、S B 2611 B 建物跡と S B 2594 B 建物跡の柱抜取穴及び切取穴から出土した遺物も S X 2631 に含まれるものである。

【S X 2632 整地層】(平面図: 第 10 図、断面図: 第 11 図)

【位置】S B 2535 建物跡を中心とした東地区北半部。

【他の造構との重複】S B 2510 建物跡、S X 2626 焼面より新しく、S I 2608 壁穴住居跡、S B 2514 建物跡、S A 2533・2534 柱列跡、S X 2555 焼土整地層、S X 2556 焼面、S K 2548 土壙より古い。

【概要】S B 2535 建物跡の建築に伴って、これより古い S B 2510 建物跡に伴う造成で低くなっていた部分を埋め戻した整地層である。確認できた範囲は、S B 2510 建物跡の西側柱列付近を中心とした東西約 3.2m、南北約 9 m である。地山岩盤の(淡黄色)凝灰岩小片を含む明褐色砂質土、黄褐色粘質土で、厚さは約 30 cm である。

【出土遺物】土師器壺の破片 1 点、須恵器蓋の破片 1 点が出土している。平瓦 II B 類 a タイプ 2 点が出土した。出土した平瓦 II B 類 a タイプは政庁第 II 期のものである。なお、S B 2610 建物跡の柱抜取穴及び切取穴から出土した遺物も S X 2632 に含まれるものである。

【S X 2555 焼土整地層】(平面図: 第 10 図、断面図: 第 11 図)

【位置】中央部北寄りの S B 2535 建物跡の内部。

【他の造構との重複】S B 2510・2535 建物跡、S X 2626 焼面より新しく、S I 2608 壁穴住居跡、S B 2514 建物跡、S A 2533・2534 柱列跡、S X 2556 焼面、S K 2548 土壙より古い。

【概要】S B 2535 建物跡の廃絶に伴って埋め戻された焼土整地層である。確認できた範囲は南北約 9.4 m、東西約 5.4 m で、粒径 5 mm ~ 5 cm の焼土塊・炭片、明黄褐色粘質土ブロックを多量に含む褐色土で、最も残存状況が良い西辺中央部で厚さ約 30 cm である。

【出土遺物】土師器壺の破片 2 点、須恵器蓋の破片 1 点が出土している。平瓦 II B 類 a タイプを含む平瓦 2 点が出土した。土師器壺は非ロクロ調整のものである。出土した平瓦 II B 類 a タイプは政庁第 II 期のものである。

2) 掘立式建物跡

掘立式建物跡は今回の調査で新たに S B 2592・2593・2535・2594・2595 建物跡を発見した。このうち S B 2535 建物跡は、昨年度の調査で S A 2535 柱列跡、S B 2595 建物跡は昨年度に S A 2538・2539 柱列跡としていたものである。また、S X 2631 焼土整地層の下層で、新たに S B 2594 建物跡を検出した。以下今回の調査で検出した建物跡を北から順に記述していく。

【S B 2592 建物跡】(平面図: 第 6 図、遺物: 第 12 図)

【位置】東地区北端部。

【柱間数・棟方向】桁行 3 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】 S B 2593 建物跡、S A 2601・2602 柱列跡、S K 2618 土壌より古い。

【検出状況】 東側柱列南端から北へ1間目の柱穴を除く9個の柱穴を地山面で検出した。北西隅の柱穴では柱切り取り穴を検出した。

【柱穴掘方】 一辺 45~75cm の多少歪んだ隅丸方形で、深さは検出面より北西隅の柱穴で約 68 cm、南東隅の柱穴で約 20 cm である。埋め土は地山岩盤の凝灰岩片を含む明赤褐色粘質土を基調とした粗い瓦層をなす。

【柱痕跡】 西側柱列の3ヵ所、東側柱列の2ヵ所で確認した。直径 15~28cm の円形である。堆積土は明褐色粘質土で地山岩盤の凝灰岩小片を少量含む。

【平面規模】 衍行総長は西側柱列で 4.25m、柱間寸法は北から 1.35、約 1.5m、約 1.4m である。梁行総長は北妻で 3.90m、1.95m 等間と考えられる。

【建物の方向】 西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 1° 傾る。

【出土遺物】 単弧文軒平瓦[640a1 タイプ](第 12 図 10)・[640a2 タイプ](11)は柱切取穴から出土したものである。この他に、柱穴掘方から土師器壊と甕の破片 40 点ほど、須恵器壊と甕の破片 20 点ほど、丸瓦破片 5 点、平瓦 II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。土師器壊と甕はロクロ調整のものが出土している。土師器壊の底部破片は回転糸切り後に調整を行わないものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政府第 II 期と第 III 期のものがある。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器壊の破片 20 点ほど、須恵器壊の破片 1 点、須恵系土器壊の破片 2 点、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 2 点、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第 II 期と第 III 期のものがある。柱痕跡からは土師器壊の破片 3 点が出土した。

【S B 2593 建物跡】(平面図: 第 6 図)

【位置】 東地区北端部。

【柱間数・棟方向】 衍行 3 間以上、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】 S B 2509・2512・2592 建物跡、S X 2628 整地層より新しく、S A 2601・2602 柱列跡より古い。

【建て替え】 ほぼ同位置で一度建て替えられている(A→B)。以下、残存状況が良い S B 2593 B 建物跡についておもに記述し、S B 2593 A 建物跡については明確に把握できた事項のみ記す。

【S B 2593 B 建物跡】

【検出状況】 南半部は後世の削平により完全に失われており、北妻と東西両側柱列の柱穴を、S B 2628 整地層上と地山面で 7 個検出した。

【柱穴掘方】 一辺 55~110cm ほどの隅丸方形を基調とする。深さは検出面より北妻棟中央の柱穴で約 65 cm、北東隅の柱穴で約 50 cm である。埋め土は黄褐色土・にぶい褐色土粘質土で、地山岩盤の凝灰岩小片・炭化物粒を少量含む。

【柱痕跡】 東側柱列の 1 カ所と北妻の 2 カ所の柱穴で検出した。直径 25・35cm の円形で、堆積土は炭化物粒を少量含む褐色や黄褐色土である。

【平面規模】 桁行は柱間寸法が東側柱列で北から 3.15m、約 3.5m である。梁行総長は約 5.3m で、柱間寸法は東から 2.60m、約 2.7m である。

【建物の方向】 東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 1° 傾る。

【出土遺物】 柱穴掘方から土師器坏と甕の破片 10 点ほど、須恵器坏と甕の破片 10 点ほど、平瓦 II B 類 a タイプを含む平瓦 5 点が出土した。土師器にはロクロ調整の坏が含まれている。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 II 期のものである。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器坏と甕の破片 10 点ほど、須恵器坏と甕の破片 10 点、丸瓦片 1 点、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に格子叩き目)II B 類 b タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第 I 期から第 III 期のものがある。柱痕跡からは土師器坏の破片 1 点、平瓦 II B 類 b タイプ 1 点が出土した。

〈S B 2593 A 建物跡〉

【柱穴掘方】 一辺 100~175cm ほどの隅丸方形を基調とし、S B 2593 B 建物跡より一回り大きい。

【出土遺物】 遺物は出土していない。

【S B 2535 建物跡】(平面図: 第 6 図)

本建物跡は、掘削と盛り土によって建物内部に平坦面を造成し、掘削による西側の段に沿って暗渠を設置している特殊な構造の建物跡である。なお、この暗渠は、南側では建物の外側まで続き、さらに東へほぼ直角に折れ曲がるものである。この建物外側の部分を昨年度は S D 2541 瓦組暗渠とした(『年報 1999』)。

また、本建物跡は、廃絶時には S X 2555 焼土整地層で一気に埋め戻されている。

【位置】 東地区中央部の北寄り。

【柱間数・棟方向】 桁行 4 間、梁行 3 間の南北棟で、南北両妻では中央の柱間寸法が他より広くなっている。

【他の遺構との重複】 S X 2626 焼面、S X 2632 整地層より新しく、S A 2533・2534 柱列跡、S X 2555 焼土整地層、S X 2556 焼面、S B 2514 建物跡、S K 2548 土壌より古い。S I 2608 槫穴住居跡とは直接重複していないが、S X 2555 焼土整地層との関係より、S I 2608 槫穴住居跡より古い。

【検出状況】 14 個の柱穴すべてを地山面と S X 2626 焼面上面で検出した。また、西側柱列の柱筋に沿った切り出しとその壁際に設置された S D 2541 瓦組暗渠を検出した。北半部の壁には火を受けて赤褐色・暗赤褐色に変色している部分が認められた。また、建物内部には厚さ 0.5~2cm 前後の黄褐色土と褐色砂質土の堆積がみられた。

【柱穴掘方】 平面形は方形で、規模は最小のものが 55 cm × 50 cm、最大のものが 95 cm × 85 cm である。深さは南東隅の柱穴で 100 cm、北東隅の柱穴で深さ 64 cm である。埋め土は褐色土・黄褐色土で、やや粗い互層状をなす。

【柱痕跡】 東西南側柱列の各 1 個を除く 12 個の柱穴で検出した。直径 25~45cm の円形である。堆積土は炭化物粒・焼土粒を含む暗褐色土である。

【平面規模】 桁行総長は東側柱列で 11.85m、柱間寸法は北から 3.00m、約 3.0m、約 2.9m、3.00m、西側柱列で総長 12.00m、柱間寸法は北から約 3.0m、約 3.0m、3.05m、2.95m、である。梁行

総長は北妻で 6.20m、柱間寸法は東から 2.10m、約 2.4m、1.70m、南妻で総長 6.10m、柱間寸法は東から 1.95m、2.35m、1.80m である。梁行中央間が広いという特徴がみられる。

【建物の方向】東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 5° 傾る。

【掘り込みと暗渠】地山の切り出しと S D 2541 瓦組暗渠の構築は、柱を建てた後に一連の工程でおこなわれている。切り出しが西側柱列の柱筋にほぼ沿っておこなわれており、南北 7 m ほど確認している。深さは、最も残存状況が良好な北半部で約 40 cm である。

S D 2541 瓦組暗渠は、建物内部に留まらず南側では建物の外側まで続いており、約 15m 確認している。南妻の柱筋より約 3 m 南へ続き、そこで東へほぼ直角に曲がり、2 m ほど続いて後世の溝によって壊されている。昨年度 S D 2541 瓦組暗渠としたものは、この建物跡外側部分の暗渠である。

暗渠は、切り出しによって作り出された壁際に沿って設置されており、方向はほぼ西側柱列の柱筋に一致している。掘り込んだ溝の中に、大きさ 15~20 cm ほどの石をやや隙間をあけて設置し、その上に半割した平瓦を並べて蓋とした、石と瓦を組み合わせた構造である。上幅が 20~30 cm、底幅 15 cm 前後で、断面が逆台形をなし、深さは 20 cm 前後である。内部には粒子の細かい均質な黒褐色粘土が堆積していた。

暗渠は、建物跡の外側の部分はそのままであるが、建物跡内部では溝状に掘り込まれて瓦と石が除去され、その抜き取り溝は再び埋め戻されている。建物内部の暗渠を除去した際には、西壁も壊されているが、西壁はその後に再構築されている。

【その他】建物内部の中央には、南北約 0.8m、東西約 0.6m の大きな砥石が据えられている。

【出土遺物】砥石(第 12 図 12)は建物中央に据えられていたものである。上面の平坦面に 2 種類の工具による研磨痕と、漆と考えられる付着物がある。すでに図示したものに、柱痕跡から出土した須恵器坏(『多賀城跡 1999』第 17 図 24)がある。底部はヘラ切り後に軽いナデが行われている。柱穴掘方からは土師器甕の破片 1 点、須恵器坏の破片 1 点、丸瓦片 1 点、平瓦 II B 類 a タイプ 1 点、壁土(写真図版 6-24) 2 点が出土した。土師器甕は非ロクロ調整のものである。出土した平瓦 II B 類 a タイプは政庁第 II 期のものである。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器坏の破片 1 点、須恵器坏と甕の破片各 1 点、丸瓦破片 2 点、平瓦 II B 類 a タイプ 1 点、壁土 3 点が出土した。須恵器坏の底部破片は回転ヘラケズリが行われている。出土した平瓦 II Ba タイプは政庁第 I 期のものである。柱痕跡から土師器坏の破片 1 点、須恵器坏・高台坏・甕の破片 1 点、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプを含む平瓦 4 点、壁土 2 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第 I 期と第 II 期のものがある。

この他、S D 2541 暗渠に利用された瓦のうち全体のほぼ半分にあたる 27 点を取り上げた。重圓文軒丸瓦[243](第 12 図 13)は、暗渠の下部構造として敷き詰められたもので、他の 26 点は排水部分を確保するためにブリッジ状に平瓦を重ね合わせて出土した(裏表紙)。平瓦 I A 類 1 点、II B 類 a タイプ 23 点、II B 類 2 点である。平瓦はいずれも長軸方向に 2 分割されており、相互に接合関係を持たず、完形になるものはない。このうち平瓦 II B 類 a タイプ 1 点に刻印「物」が押されていた。暗渠平瓦の内訳は、平瓦 I A 類 1 点は政庁第 I 期、平瓦 II B 類 a タイプ 23 点と平瓦 II B 類 2 点は政庁第 II 期の瓦である。この他、須恵器坏暗渠の堆積層から須恵器坏の破片が 3 点出土している。このうち底部がわかる

ものはヘラ切り後に軽いナデが行われるものである。

【S B2594 建物跡】(平面図: 第8図)

【位置】東地区南端部。

【柱間数・棟方向】桁行2間、梁行2間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S B2595 建物跡、S A2537 柱列跡、S K2485 土壙、S X2631 焼土整地より古い。

【建て替え】ほぼ同位置で一度建て替えられている(A→B)。このため、S B2594A 建物跡では柱痕跡を確認していないが、建物の規模・方向・柱間寸法がS B2594B 建物跡と同じとみられるため、以下、残存状況が良いS B2594B 建物跡についておもに記述し、S B2594A 建物跡については明確に把握できた事項のみ記す。

〈S B2594B 建物跡〉

【検出状況】後世の土壙で壊されている西側柱列中央の柱穴を除く7個の柱穴を検出した。このうち、東側柱列はS B2594A 建物跡に伴う嵩上げの整地層と排水溝から溢れ出た砂質土の薄い堆積層上面で、また、西側柱列はS X2631 焼土整地層を除去した地山上で検出した。

南妻東西両端の柱穴で柱抜取穴を、また、北妻西端の柱穴では柱切取穴を確認している。

また、東側柱列の南半部には、東西・南北約1mのS X2564 焼面が認められた。

【柱穴掘方】平面形は方形で、規模は最小が50×80cm、最大は110×90cmである。深さは検出面より南西隅の柱穴で約63cm、北東隅の柱穴で約100cmである。埋め土は地山岩盤の凝灰岩片を含む明黄褐色砂質土を基調とした粗い互層をなす。なお、南妻東端の柱穴では抜き取り穴に焼土と炭化物粒が充満していた。

【柱痕跡】北妻東西両端の2カ所、東側柱列の1カ所で確認した。直径25・30cmの円形である。堆積土は炭化物粒を含む明黄褐色土、黒褐色土である。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で約6.25m、東側柱列で約6.1m、柱間寸法は北から2.80m、約3.3mである。梁行総長は北妻で3.60m、柱間寸法は1.80m等間である。

【建物の方向】東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約3°偏る。

【出土遺物】柱穴掘方から土師器壺と甕の破片4点、須恵器壺と甕の破片4点、平瓦I A・II B類aタケを含む平瓦6点が出土した。土師器壺と甕は非クロクロ調整のものである。平瓦II B類aタケには「丸」と刻印されたものが1点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器蓋・甕の破片各1点、須恵器壺と甕の破片5点、丸瓦I A類・II B類各1点、平瓦II B類1点、壁土1点が出土した。土師器壺と甕は非クロクロ調整のものである。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱痕跡からは須恵器壺・蓋3点、丸瓦I A類・II類各1点、平瓦II B類1点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

〈S B2594A 建物跡〉

【検出状況】柱穴は、後世の土壙によって壊されている西側柱列中央の柱穴以外の7個を検出した。

西側柱列が S X 2631 焼土整地層を除去した地山面で、東側柱列は建物の建築に伴う整地層上面で検出した。また、東側柱列中央と東端の柱穴は、S B 2594 B 建物跡の柱が掘り込まれている整地層に覆われている。このことからこの整地層を、S B 2594 A 建物跡の柱を立てた後の嵩上げの整地層と考えた。

【造成と排水溝】地形の高い北側・西側・南側の地山を切り出し、低い東北側へ整地して平坦面を造成している。また、建物の周囲には、流れ込む雨水処理のための S D 2614 排水溝を設けている。S D 2614 排水溝と建物の距離は、各柱列の柱筋と排水溝の心々でみると、北側と南側で建物跡から約 1 m、東側で約 2.1 m、西側は切り出しの上面までが約 2 m である。

残存状況の比較的良好な北側東半部の北側の排水溝で、2 回の改修を確認している。最も古い時期の排水溝は、素掘りで東側の調査区外まで続くが、調査区内では約 6 m 確認している。一度目の改修（S D 2614 B）は、途中から丸瓦と一部平瓦を組み合わせた暗渠にしているものである。底面は東側へ傾斜している。堆積土はいずれも褐色砂層である。

2 度目の改修（S D 2614 C）は、北側の排水溝を北東隅の柱を巡るように南東へ曲げている。約 4 m 続きさらに調査区外へ続いている。底面には平瓦片などが粗く敷かれている。底面は南へ傾斜している。堆積土は下層が褐色砂層で、その上部には S X 2631 焼土整地層がみられる。

西側は残存状況も悪く、また後世の土壤で壊されており、西側の側壁を南北に約 3.5 m 確認できただけである。

南側の排水溝は、長さ約 4.5 m 確認しており、東側は調査区外へ続いている。上幅約 50 cm、深さは検出面から約 20 cm で、断面は「U」字形をなす。底面は東へ傾斜している。堆積土は褐色砂層である。

【柱穴掘方】規模は S B 2594 B 建物跡より一回り大きく、一辺 90~150 cm の方形である。また形が不整形をなすのは、地山の巨大な砂岩を避けて掘り込んでいるからである。深さは北東隅・南東隅とも約 80 cm である。埋め土は地山岩盤片・黒褐色砂質土ブロックを含む黄褐色土である。

【出土遺物】柱穴からは遺物は出土していないが、S D 2614 B・C 排水溝から出土した。S D 2614 C 排水溝からは、東端部分でバラス状に敷き詰めた状態で土師器甕 1 点、須恵器壺と高杯各 1 点、丸瓦 IIa 類・II B 類を含む丸瓦片 15 点、平瓦 I A・II B 類 a タイプを含む平瓦 7 点が出土した。土師器甕は非クロコ調整のものである。須恵器壺の底部破片はヘラ切り後に軽いナデが行われるものである。丸瓦には「伊」と「占」と刻印されるものが各 1 点ある。瓦は、平瓦 I A 類 1 点が政庁第 I 期のものであるほか、すべて政庁第 II 期のものである。

S D 2614 B 排水溝からは、東西方向の暗渠の構築材として利用した丸瓦 II B 類 4 点とその丸瓦の上に平瓦 II B 類 a タイプ 1 点が重なりあって出土した。5 点とも完形の瓦である。丸瓦 II B 類は凸面を上にし玉縁部分を西に向かって、西から東へ順に重ねられていた。平瓦 II B 類 a タイプは東端の丸瓦の上に凸面を上にして重ねられていた。平瓦 II B 類 a タイプは政庁第 II 期のものである。堆積層から平瓦 I A 類と平瓦 II B 類 a タイプ各 1 点が出土した。これらは政庁第 I 期と第 II 期のものである。

【S B 2595 建物跡】（平面図：第 8 図）

昨年度の調査では S A 2538・2539 柱列跡としていたが、今年度の調査で S B 2595 建物跡としてまとめたものである。

【位置】東地区南端部。

【柱間数・棟方向】桁行3間、梁行が2間と推定される南北棟。

【他の遺構との重複】S B2594 建物跡、S K2485 土壙、S X2631 焼土整地層より新しく、S A2537 柱列跡より古い。

【建て替え】東へ位置を多少移動して一度建て替えられている（A→B）。以下、残存状況の良いS B2594 B建物跡についておもに記述し、S B2595 A建物跡については明確に把握できた事項のみ記す。

〈S B2595 B建物跡〉

【検出状況】東半部は調査区外であるが、西側柱列と南北両妻中央の7個の柱穴をS K2458 土壙、S X2631 焼土整地層上で検出した。西側柱列南端から1間目の柱穴は、S A2537 柱列跡南端の柱穴で大きく壊されている。西側柱列北端から1間目の柱穴で柱抜取穴あるいは柱切取穴を、また、南妻西端の柱穴では柱切取穴を確認している。

【柱穴掘方】平面形は方形を基調としており、最小のものが $60\times100\text{cm}$ 、最大のものが $120\times105\text{cm}$ である。深さは検出面より南西隅の柱穴で約70cm、北西隅の柱穴で53cmである。埋め土は地山岩盤の凝灰岩片を含む黄褐色砂質土を基調とした粗い互層をなす。

【柱痕跡】北妻の2カ所、南妻西端の1カ所で確認した。直径15~35cmの円形である。堆積土は炭化物粒を含む灰黄褐色土、褐灰色土である。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で約5.70m、柱間寸法は北から約2.1m、約1.6m、約2.0mである。梁行は柱間寸法が南妻で約2.2mである。

【建物の方向】西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約4°偏る。

【出土遺物】柱穴掘方から土師器壊と甕の破片10点ほど、須恵器壊と甕の破片10点ほど、丸瓦II B類を含む丸瓦4点、平瓦I A類・II B類aタイプを含む平瓦20点ほどが出土した。土師器壊と甕はロクロ調整のものである。須恵器壊の底部破片はヘラ切りの後に軽いナデを行うもの1点、回転糸切り後調整を加えないものが2点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第I期と第II期のものがある。

柱切取穴及び抜取穴から土師器壊と甕の破片10点ほど、須恵器壊と甕の破片10点ほど、丸瓦II B類を含む丸瓦20点ほど、平瓦I A類・I C類(凸面に矢羽状叩き目)・II B類aタイプ・II B類bタイプを含む平瓦30点ほどが出土した。土師器壊と甕は非ロクロ調整のものである。瓦のなかで時期がわかるものには政庁第I期から第III期のものがある。柱痕跡から土師器壊の破片1点、須恵器甕の破片1点が出土した。

〈S B2595 A建物跡〉

【検出状況】S X2631 焼土整地層上で西側柱列と南北両妻中央の7個の柱穴を検出した。

【柱穴掘方】S B2594 B建物跡より一回り大きく、一辺95~130cmの方形である。深さは検出面より北西隅で約50cm、南西隅で約70cmである。また形が不整形をなすのは、地山の砂岩を避けて掘り込んでいるためである。

【出土遺物】柱穴掘方から丸瓦II B類を含む丸瓦8点、平瓦II B類aタイプを含む平瓦片5点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第II期のものである。柱切取穴及び抜取穴からは丸瓦II類1

点、平瓦ⅠA類1点が出土した。出土した平瓦ⅠA類は政庁第Ⅰ期のものである。柱痕跡からは丸瓦Ⅱ類1点が出土した。

以下の建物跡については、すべて昨年度に検出したものであるが、本年度の調査成果で新たに判明した事項を加えて記述する。

【S B2509 建物跡】(平面図・断面図：第6図、遺物：第12図)

昨年度南部を検出していた南北棟建物跡であるが、今回の調査で桁行が3間であることが判明した。また、建物の建築に際しては平坦面を造成し、排水溝も設けられている。

【位置】東地区北端部。

【柱間数・棟方向】桁行3間、梁行2間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S X2628 整地層、S B2512・2593 建物跡より古い。

【検出状況】地形が高い西側から北側を地山岩盤まで切り出して、平坦面が造成されている。北側から西側にかけての切り出された地山の段に沿ってS D2611 排水溝を検出した。

柱穴は10個すべてを地山上で検出した。また、北西隅柱穴は、西半部から北側にかけて、排水溝の東壁となっている整地層で覆われおり、この整地層上面から柱抜取穴が掘り込まれていることを確認した。

北妻中央の柱穴と西側柱列北端から1間目の柱穴では柱抜取穴を、北妻両端の柱穴では柱切取穴を検出している。北妻西端の柱穴の柱切取穴は、柱を建てた後の整地層上面から掘り込まれている。また、北妻棟通下の柱穴の柱抜取穴は、排水溝から溢れ出て建物内部まで流入した堆積土の上面から掘り込まれている。西側柱列北端から1間目の柱穴の東側では、この建物内部へ流入した堆積土の上面にS X2625 焼面が認められた。

【造成と排水溝】地形が高い建物跡の西側と北側を地山岩盤まで切り出し、一方、地形の低い東半部には盛り土整地をおこなって、方形の平坦面を造成したと推定される。西側から北側にかけては、段が形成されており、最も残存状況が良好な北西隅で、高さ約70cmである。この段の上端部と建物跡の柱筋からの距離は、北側・西側とも約1.5mである。

建物跡の北と西側には、流れ込む雨水処理のために、段に沿って素掘りのS D2611 排水溝が掘り込まれている。排水溝の幅は北側が狭く西側が広い。

北側の排水溝は、その心々でみると北妻の柱筋より約0.7m北側にあり、段より約0.4m内側に設置されている。長さは、東側が削平されているが、約5.5m検出している。幅は北側中央部で約40cm、断面「U」字形で、深さ約10cm、底面は東側が低くなっている。

西側の排水溝は、南半部が後世に大きく削平されているため痕跡的にしか残存していないが、南北約8m確認できた。北西隅付近では、平坦面造成の際に深く掘り込みすぎたためか、柱を建てた後に土を埋め戻して排水溝を掘り込んでいる。そのため、この埋め戻した整地層が北西隅の柱穴の西半部から北半部を覆い、排水溝の内側の側壁となっている。

幅は北西隅付近で、本建物跡北西端柱穴の柱抜取穴に東端部を壊されているが約80cmと推定され、

底面幅約 55 cmで、断面は逆台形をなす。深さは約 50 cmで、底面は南側へ低く傾斜している。堆積土は薄い黒褐色粘土である最下層を除けば砂層と砂質土で、いずれも自然堆積である。

北側の排水溝からは堆積土が溢れ出て、建物跡北妻の方から建物内部にまで流入しており、その堆積土上面に S X 2625 焼面が認められた。

【柱穴掘方】 平面形は一辺 120~130cm の正方形、または長辺 130~135cm・短辺 90~100cm の長方形を基調とし、深さは検出面より南東隅で約 80 cm、南西隅で約 125 cm である。埋め土は地山岩盤の凝灰岩片を多量に含む黄褐色土・赤褐色土・暗褐色土で、比較的丁寧な互層をなす。

【柱痕跡】 検出した 10 個の柱穴のうち、8 カ所で検出した。直径 25・30cm の円形である。堆積土は炭化物粒を微量含む褐灰色土である。

【平面規模】 枠行総長は東西両側柱列とも 8.90m、柱間寸法は東側柱列で北から 2.95m、3.00m、2.95m である。梁行は北妻で総長 5.10m、柱間寸法は東から約 2.7m、約 2.4m、南妻で総長 4.9m、柱間寸法は東から 2.40m、2.50m である。

【建物の方向】 東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 4° 傾る。

【出土遺物】 丸瓦 II B 類(第 12 図 14)は北西隅柱切取穴から出土したものである。玉縁部凸面に「常」のヘラ書きがある。この他に、柱穴掘方から丸瓦破片が 1 点出土した。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器壺と甕の破片 10 点ほど、須恵器壺の壺・壺・甕の破片が各 1 点、丸瓦 II 類 2 点、平瓦 I A・I C 類(凸面に格子叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。土師器壺と甕は非ロクロ調整のものである。須恵器壺の底部破片は回転糸切り後に調整を行わないものが出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第 I 期と第 II 期のものがある。

この他 S D 2611 排水溝の堆積土から須恵器壺の破片 1 点が出土した。

【S B 2510 建物跡】(平面図・断面図: 第 6 図、遺物: 第 12 図)

昨年度に検出した建物跡であるが、今年度の調査で、建物の建築に際して、平坦面の造成と排水溝が設置されていることが判明した。

【位置】 東地区中央部の北寄り。

【柱間数・棟方向】 枠行 5 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】 S X 2555 焼土整地、S X 2632 整地層、S B 2514・2515・2535 建物跡、S I 2608 縦穴住居跡、S K 2548 土壌より古く、S X 2629 整地層より新しい。

【検出状況】 西側で地山を切り出した段を、また東側で S X 2629 整地層を検出した。この段は後の遺構との重複や、後世に受けた削平のため残存状況は良くない。この他、建物跡の北から西へ巡る S D 2612 排水溝も検出した。

柱穴は 14 個すべてを検出した。このうち、北東隅の柱穴は、S X 2629 整地層上から掘り込んでいることを確認した。

北妻中央と西側柱列の 4 カ所、東側柱列の 1 カ所の柱穴で柱切取穴、また西側柱列の 1 カ所で柱抜取穴を確認した。建物跡内部の西半部では、建物が機能していた時に流入したとみられる薄い砂層と黄色土の互層である堆積土の上面で、断続して南北に続く幅 2 m ほどの S X 2626 焼面を検出した。

【柱穴掘方】長辺 135～155cm、短辺 95～115cm の長方形、または一辺 100～115cm のほぼ正方形を基調とし、深さは北東隅で約 100 cm、南西隅で約 114 cm である。埋め土は地山岩盤片を含む黄褐色土と明褐色砂質土を基調とした互層をなす。

【柱痕跡】西側柱列の 2 カ所を除く 12 個の柱穴で確認した。直径 20～40cm の円形である。堆積土は地山凝灰岩小片を含む黒褐色土である。

【平面規模】桁行総長は東側柱列で約 11.8m、柱間寸法は北から 2.35m、2.30m、2.25m、2.60m、2.30m、西側柱列で総長 11.68m、柱間寸法は、北から 2.30m、約 2.3m、約 2.3m、約 2.4m、約 2.4m である。梁行総長は北妻で 6.20m、柱間寸法は東から 2.90m、3.30m、南妻で総長 6.00m、柱間寸法は東から 3.05m、2.95m である。

【建物の方向】東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 4° 傾る。

【造成と排水溝】西側柱列の柱筋から約 1.5m 西で地山を切り出した段を約 6.6m 検出した。段の高さは、S B 2535 建物跡に伴う切り出しで壊されているが、最も残りの良い場所で約 30 cm である。また、地形の低い東側柱列北端部の柱穴付近では、S X 2629 整地層、北側と西側で S D 2612 排水溝を検出した。このことから、本建物跡でも S B 2509 建物跡と同様に、建物を建てる時には地形の高い西側と北側では地山を切り出し、地形の低い東側に盛り土整地して方形の平坦面を作り出し、その北側と西側には排水溝を設置していると考えられた。

北側の排水溝は、その心々でみると北妻の柱筋から約 1.1m 北側にある。東側では底まで完全に削平されているが、長さは約 4.5m 検出している。中央部で幅約 50 cm、断面「U」字形で、深さは約 10 cm、底面は東側へ低く傾斜している。

西側の排水溝は、その心々でみると、西側柱列の柱筋から約 1 m 西側にあり、長さは約 6.5m 検出している。このうち、排水溝の両上端部を検出しているのは、北半部の南北約 0.8m の長さで、それ以外は東側壁の大部分を S K 2548 土壌で壊されているため、西側壁のみを検出しているだけである。北半部で幅約 0.3m、断面は「U」字形をなし、深さは約 20 cm である。

堆積土は砂層と砂質土の互層で、すべて自然堆積である。

【出土遺物】平瓦 II B 類(第 12 図 15)は西側柱列北から 3 間目柱穴掘方から出土した。出土した平瓦 II B 類(15)政庁第 II 期のものである。この他、柱穴掘方から須恵器甕の破片が 1 点出土した。柱切取穴及び抜取穴から、土師器壊の破片 2 点、平瓦 II B 類 a タイプ 2 点、壁土 3 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第 II 期のものである。

【S B 2511 建物跡】(平面図・断面図：第 8 図、遺物：第 13 図)

昨年度に検出していた建物跡であるが、今年度の調査で、建物の建築に際して平坦面を造成し、周囲に排水溝を設置していることが判明した。

【位置】東地区中央部の南寄り。

【柱間数・棟方向】桁行 5 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S D 2558・2559 土壌、S I 2609 壁穴住居跡、S B 2516・2517・2518 建物跡、S A 2537・2606 柱列跡、S K 2482・2554 土壌より古い。また、S A 2605 柱列跡は、S B 2511B 建物

跡より古いが、S B2511A 建物跡とは直接柱穴が重複しないため新旧関係は不明である。

【建て替え】ほぼ同位置で一度建て替えられている（A→B）。また、S D2613 排水溝も一度改修されている（A→B）。S B2511A 建物跡では柱痕跡を検出していないが、建物の規模・柱間寸法・方向は S B2511B 建物跡とほぼ同じと考えられることから、以下では、残存状況の良い S B2511B 建物跡についておもに記述し、S B2511A 建物跡については明確に把握できた事項のみ記す。

〈S B2511B 建物跡〉

【検出状況】柱穴は、S B2613A 排水溝から溢れ出て S B2511A 建物跡の柱穴を覆う自然堆積層上面と地山面で 14 個すべてを検出した。そして、その上を S X2631 焼土整地層が覆っていた。また、北西隅柱穴、西側柱列の北から 1 間目柱穴の掘方は、焼土で埋め戻された S K2558 土壌に壊されている。また、建物跡内部の中央部北西寄りで S X2557 焼面を検出した。

東側柱列北端とそこから 1 間目の柱穴および南妻中央の柱穴で、柱抜取穴あるいは柱切取穴を確認した。また、北妻中央の柱穴、西側柱列の 3 カ所の柱穴で柱切取穴を確認した。

【柱穴掘方】平面形は長辺 120~150cm、短辺 80~115cm の長方形を基調とし、深さは北西隅で約 175 cm、南西隅で 114 cm、南東隅で約 110 cm であり、この中の北西隅の掘方では礎板がわりに石が据えられていた。埋め土にはぶい黄褐色土で、明黄褐色土ブロック、粒径 1~2 cm の岩片を不均一に多量に含み、焼土ブロックをまったく含まない。

【柱痕跡】西側柱列の 6 カ所と北妻中央の柱穴で検出した。うち 4 カ所は柱切取穴の底面付近で検出した。直径 20~35cm の円形で、堆積土は黒褐色土で、焼土ブロック・炭片を含む。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で 11.90m、柱間寸法は北から 2.40m、2.45m、2.25m、2.35m、2.45m である。梁行は北妻で柱間寸法が西から 3.05m であることから、総長は 6 m ほどと推定される。

【建物の方向】西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 2° 傾る。

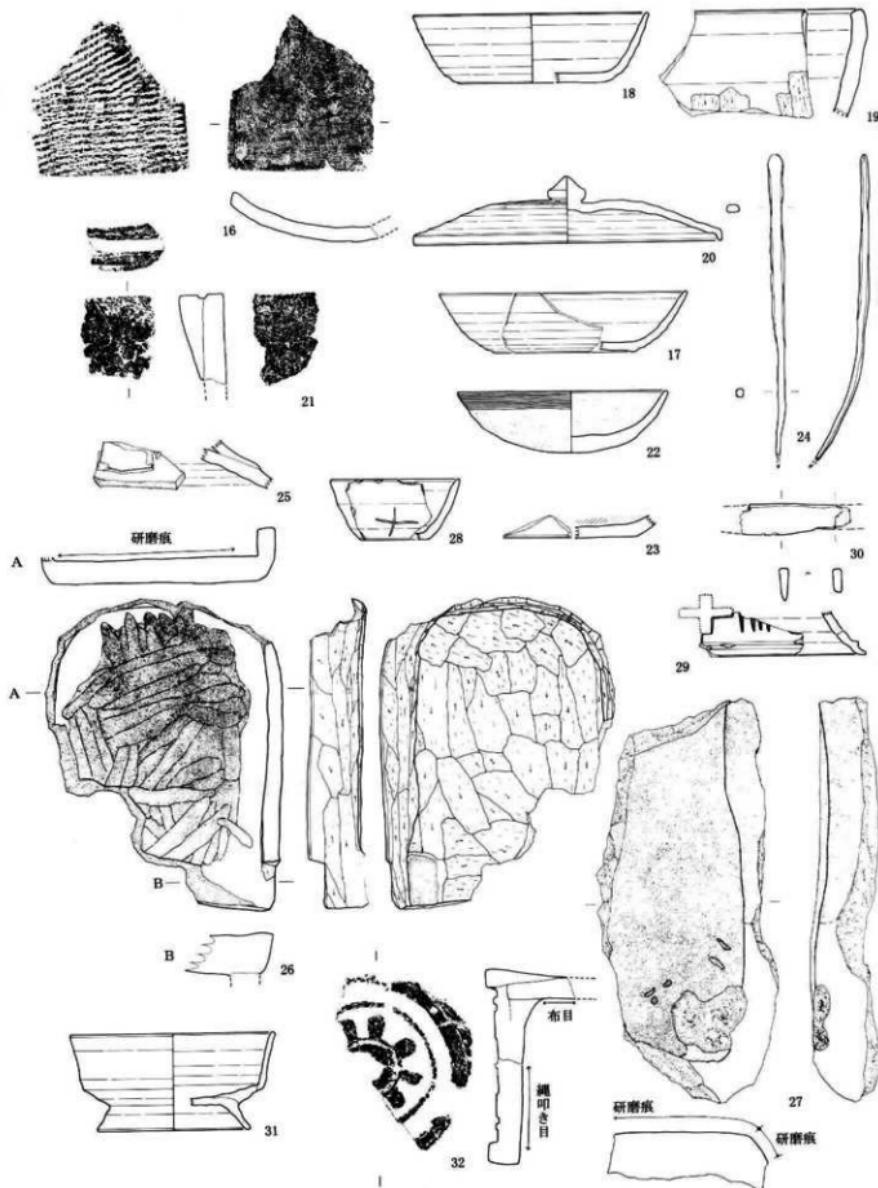
【出土遺物】平瓦 II B 類 a タイプ（第 13 図 16）は柱穴掘方から出土した。出土した平瓦 II B 類 a タイプ（16）は政府第 II 期のものである。須恵器坏（17）は柱切取穴から出土したものである。底部はヘラ切り後に軽いナデが行われている。これまで図示したものに、須恵器坏（『多賀城跡 1999』第 17 図 17 と 18）が柱抜取穴と柱痕跡から各 1 点出土した（補註）。底部ヘラ切りのものと底部から体下部まで回転ヘラケズリがあるものである。この他、柱穴掘方から須恵器高坏と甕の破片 3 点、丸瓦破片 2 点出土した。

柱切取穴及び抜取穴から土師器坏と甕の破片 30 点ほど、須恵器坏と甕の破片 20 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 6 点、平瓦 II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦が 20 点ほど出土した。出土した土師器坏は非ロクロ調整で平底のものである。須恵器坏の底部破片は、回転ヘラケズリのもの 3 点、ヘラ切り後に軽いナデのものが 4 点ある。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 II 期と第 III 期のものである。柱痕跡から丸瓦片 5 点、平瓦 II B 類 a タイプを含む平瓦が 3 点出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 II 期のものである。

（補註）『年報 1999』第 17 図 17 は柱痕跡出土となっているが、柱抜取穴出土と訂正する。

〈S B2511A 建物跡〉

【検出状況】地形的に高い西側からの切り出しと低い東側への整地（S X2630 整地層）によって造成



【縮尺は、16-21-32が1/5、17-20-22-23-25-26-28-29-31が1/3、24-27-30が1/2。】

第13図 SB2511B、SD2613B(SX2631)、SA2601(A・B)、SA2602、SA2606、SA2537Bから出土した遺物

No.	種類	出土遺構・部位	特徴	登録番号	指番号
16	平瓦ⅡB種△タイプ	SB2511B 柱穴周方	北西隅柱穴出土。【色調】外面部、黄色。【政序第Ⅲ期】	SB2511B-R2	13166
17	瓦窓器 壁	SB2511B 柱切取穴 (SX2631 整地層)	北東隅柱穴出土。口径(15.2)cm、底径(8.4)cm、高さ3.7cm、残存1/6。【底部】～ △切り～斜いナガリ。	SB2511B-R1	13143
18	瓦窓器 壁	SB2613B-2層	口径(14.4)cm、底径(9.0)cm、高さ4.2cm、残存1/2。【底部】回転ヘラケズリ。	SB2613B-R7	13144
19	瓦窓器 壁	SB2613B-2層	口径(14.4)cm、底径(9.0)cm、高さ4.2cm、残存1/2。【底部】回転ヘラケズリ。	SB2613B-R6	13144
20	瓦窓器 壁	SB2613B-2層	口径(18.8)cm、高さ(4.1)cm、残存1/2。【つまみ部】宝珠形。高さ(1.6)cm、径(2.3) cm。【外面部】天井面に回転ヘラケズリ。	SB2613B-R5	13144
21	單弧文軒平瓦 (640b タイプ)	SB2613B-2層	【色調】外面部、黄褐色。【政序第Ⅲ期】	SB2613B-R10	13158
22	土師器 壁	SB2613B-1層 (SX2631 整地層)	全般的に表面が着色し、口径(12.8)cm、底径3.8cm、残存1/2。【底面】丸底。【外面部】 底部下部に軽い波を形成。口縁にはヨコナガリ。【内面部】黒色処理。	SB2613B-R1	13144
23	土師器 壁	SB2613B-1層 (SX2631 整地層)	全般的に表面が着色し、底径(8.4)cm、残存1/6。【底部】回転斜切りの痕跡。【内面部】 ヘラミガタ(ヨコ方向)～黒色処理。	SB2613B-R2	13144
24	鉢	SB2613B-1層 (SX2631 整地層)	鉢製、口径員12.4cm、厚さ2～5cm。	T1RW-8	13231
25	灰釉陶器 壺	SA2601B 柱切取穴	北から1割柱穴出土。把手付壺。SK2619-1層出土破片と接合。外面部に灰緑。	SA2601B-R1	13143
26	風字罐	SA2601A 柱切取穴	北から1割柱穴出土。直底器質。SK2619-1層出土破片と接合。【内面部】中央部に細 かい単位の隙間に残る。【外面部】ヘラケズリ。脚部欠損(2脚と複数)。【色調】外面部 灰褐色。【胎土】砂粒が多い。	SA2601A-R1	13143
27	磁石	SA2602 柱切取穴	北から3割柱穴出土。2面に研磨痕。砂岩。	SA2602B-R2	13143
28	瓦窓器 壁	SA2606 柱切取穴	南端柱穴出土。口径(7.9)cm、底径(4.0)cm、高さ3.7cm、残存1/5。【外面部】～ △着き(4-)。【底部】半片ヘラケズリ。	SA2606-R1	13143
29	円面鏡	SA2606 柱切取穴	南端柱穴出土。【外面部】透かし「十」と綾織。4枚。	SA2606-R2	13143
30	鐵製刀子	SA2606 柱切取穴	北から3割柱穴出土。残存長4.5cm。	T1RW-3	13231
31	瓦窓器 高台坪	SA2537B 柱切取穴	北から5割柱穴出土。口径(12.4)cm、高台壁(9.4)cm、高さ5.9cm、残存1/3。	SA2537B-R1	13143
32	重車状文軒丸瓦[427]	SA2537B 柱筋板	北端柱穴出土。【底面】直径(19.0)cm、厚さ3.3～4.0cm。【色調】外面部、灰褐色。【政 序第Ⅳ期】	SA2537B-R3	13166

() 内の数字は指番号

された平坦面と、北側・西側・南側を巡る S D2613 排水溝を検出した。この S D2613 排水溝は一度改修されており (A→B)、新しい S D2613B 排水溝の堆積土上部には、S X2631 焼土整地層が堆積していた。

柱穴は北妻中央の柱穴を除く 13 個を検出した。このうち東側柱列の柱穴は、S X2630 整地層上面で検出した。また、南東隅の柱穴は柱を建てた後の嵩上げの整地層に覆われており、この整地層上面には排水溝から溢れ出た薄い黄褐色土と褐色砂層が互層をなして堆積していた。この嵩上げの整地層は、東側が調査区外まで続いているが、調査区内では東西 7 m、南北約 13m の範囲に分布している。黄褐色土ブロックを多量に含む旧表土起源の黒褐色砂質土で、厚さは残存状況が良い東壁際で約 40 cm である。

【柱穴掘方】 西側柱列では S B2511B 建物跡より小さい一辺 70 cm ほどの方形とみられる。東側柱列の掘方は、長辺 120～160cm、短辺 80～100cm の長方形とみられる。深さは南西隅で約 125 cm、南東隅で約 60 cm である。埋め土は黄褐色土ブロック、粒径 1～2 cm の岩片を不均一に多量に含む明褐色土や褐色土で、粗い互層をなす。

なお、建物内部の地表面の傾斜は、南北両妻の東西では、東側に柱を立てた後の嵩上げの整地を 40～50 cm おこなっているが、北妻で約 1 m、南妻で 0.6 m 西側が高く、東西方向はかなりの傾斜であることが判明した。

【造成と排水溝】 建物跡の西側柱列の柱筋から 1.5～2 m ほど西側には地山を切り出した高さ 30～40 cm の段があり、地形の低い東半部には S X2630 整地層がみられた。また、S D2613 排水溝を S X2630 整地層上面で検出した。このことから、S B2509・2510・2594 建物跡と同様に、切り出しと整地による平坦面の造成がなされたものと考えられる。

S D2613 排水溝は、北側・西側・南側で、長さ約 30m にわたって検出している。この中では、西側

の排水溝で一度改修されている（A→B）ことを確認した。S D 2613 A 排水溝は S B 2511 A 建物跡に伴う S X 2630 整地層上面から、また、S D 2613 B 排水溝は S D 2623 A 排水溝から溢れた堆積土上面から掘り込まれている。排水溝の位置は、S D 2613 A 排水溝の心々でみると、北妻の柱筋から約 1.2m、西側柱筋から約 1.4m、南妻の柱筋から約 1.2m である。

S D 2613 A 排水溝は、西側部分では S D 2613 B 排水溝に東半部を壊されているが、中央部で残存する上幅 80 cm、断面は大きく開く「U」字形とみられ、深さは 40 cm ほどである。堆積土は 2 層に大別され、下層が特徴的な薄い暗褐色粘土層、上層が黄褐色砂層で、いずれも自然堆積である。

S D 2613 B 排水溝は西側中央部で、上幅約 150 cm、断面は「V」字形に近い。深さは約 35 cm である。堆積土は 2 層に分けられる。1 層は焼土・炭化物・人頭大の礫や瓦片を含む S X 2631 焼土整地層で、2 層は自然堆積の黄褐色砂層である。また、1 層の上部は浅く窪んでおり、自然堆積の褐色土がみられた。

南側の排水溝から溢れ出た砂層と黄色土の互層である堆積土は、南に位置する S B 2594 建物跡に伴う北側の S D 2614 排水溝から溢れ出た堆積土とともに、本建物跡の南東部一帯に堆積している。

【出土遺物】 柱切取穴から、土師器甕の破片 1 点が出土した。出土した土師器甕は非ロクロ調整のものである。

この他、S D 2613 A・B 排水溝から遺物が出土している。S D 2613 A 排水溝の堆積土 1 層からは丸瓦破片 1 点が出土した。S D 2613 B 排水溝の 2 層からは、須恵器坏(第 13 図 18)・鉢(19)・蓋(20)、單弧文軒平瓦[640b タイプ](21)が出土した。土師器坏(22・23)、鉄鏃(24)は 1 层から出土したものである。須恵器坏(18)は底部に回転ヘラケズリが行われるものである。蓋(20)はつまみ部が宝珠形で、外面に回転ケズリがある。土師器坏(22)は非ロクロ調整で丸底のものである。坏(23)はロクロ調整で底部に糸切りの痕跡をもつものである。この他に 2 層からは、土師器坏・蓋・甕の破片が 30 点ほど、須恵器坏・高台坏・高坏・蓋・甕の破片が 60 点ほど、二重弧文軒平瓦[型番不明] 2 点、丸瓦 II a 類と II B 類を含む丸瓦 50 点ほど、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に平行叩き目、格子叩き目、矢羽状叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦が 70 点ほど、鉄滓 1 点が出土した。土師器坏・蓋・甕はいずれも非ロクロ調整のもので、底部が平底のものと体部下端に段をもつ丸底のものがある。須恵器坏の底部は、回転ヘラケズリのもの 4 点とヘラ切り後に軽いナデを行うもの 3 点がある。須恵器蓋のつまみ部は宝珠状のものが 2 点ある。瓦では丸瓦に「占」と「伊」と刻印されるものが各 1 点、平瓦に「丸」と刻印されるものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。その内訳、政庁第Ⅰ期 23 点、第Ⅱ期 68 点である。1 层からは土師器坏と甕の破片が 15 点ほど、須恵器坏・高坏・蓋・甕の破片が 30 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 15 点ほど、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に格子叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦が 40 点ほど、壁土 30 点ほどが出土した。土師器坏と甕はいずれも非ロクロ調整のものである。須恵器坏の底部は、回転ヘラケズリのもの 3 点とヘラ切り後に軽いナデを行うもの 4 点がある。平瓦に「丸」と刻印されるものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。その内訳、政庁第Ⅰ期 5 点、第Ⅱ期 28 点である。

【S B 2512 建物跡】 (平面図・断面図: 第 6 図)

昨年度の調査で南半部を検出していた南北棟建物跡であり、今年度の調査で、桁行が5間と判明した。

【位置】東地区北半部。

【柱間数・棟方向】桁行5間、梁行2間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S B 2509 建物跡、S X 2628 整地層より新しく、S B 2513・2593 建物跡、S K 2618 土壙より古い。

【検出状況】南妻、および南より3間目までの柱穴8個を表土下の地山面で、また、それ以外の6個の柱穴をS X 2628 整地層面で検出した。東西両側柱列の北端から2間目の柱穴で、それぞれ柱抜取穴あるいは柱切取穴を確認した。

【柱穴掘方】平面形は不整な方形で、規模は一辺55~100cmである。深さは検出面より、北西隅で約30cm、北東隅で約60cm、南西隅で約55cmである。埋め土は凝灰岩小片を多く含むにぶい赤褐色や黄褐色土、褐色土で互層をなす。

【柱痕跡】検出した14個の柱穴のうち、7カ所で検出した。直径20~30cmの円形である。堆積土は地山小ブロックを含む褐灰色土である。

【平面規模】桁行総長は東側柱列で約9.9m、柱間寸法は北から約2.0m、約1.9m、約2.1m、約2.1m、1.85mである。梁行総長は南妻で4.25m、柱間寸法は東から2.35m、1.90mである。

【建物の方向】東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約6°偏る。

【出土遺物】柱穴掘方から土師器坏と甕の破片各1点出土した。土師器坏と甕は非ロクロ調整のものである。柱切取穴及び抜取穴から、土師器坏の破片2点、須恵系土器坏の破片2点、丸瓦の破片2点、平瓦I A類・I C類(凸面に格子叩き目)・II B類aタイプを含む平瓦が10点ほど出土した。土師器坏は非ロクロ調整のものである。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱痕跡から平瓦II B類aタイプが1点出土した。

【S B 2513 建物跡】(平面図・断面図: 第6図)

昨年度の調査で南半部を検出していた南北棟建物跡であり、今年度の調査で、桁行が3間と判明した。

【位置】東地区北半部。

【柱間数・棟方向】桁行3間、梁行2間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S X 2628 整地層、S B 2512 建物跡より新しく、S A 2602 柱列跡より古い。

【検出状況】南妻、および南より1間目の柱穴5個を表土下の地山面で、また、それ以外の5個の柱穴をS X 2628 整地層面で検出した。柱抜取穴あるいは柱切取穴を東側柱列の2カ所、北妻中央と東側柱列の1カ所で確認した。また南西・北西隅と東側柱列の1カ所で柱切取穴を確認した。

【柱穴掘方】一辺55~80cmの方形や長軸65~80cm、短軸60cmほどの梢円形である。深さは検出面より北東隅で約100cm、北西隅で90cmである。埋め土は黄褐色土ブロックと地山岩盤の凝灰岩小片を多く含む褐色土である。

【柱痕跡】南妻と東側柱列の5個の柱穴で検出した。うち2カ所は柱切り取り穴の底面付近で確認した。直径15~20cmの円形である。堆積土は、しまりのない黒褐色土である。

【平面規模】 衍行総長は東側柱列で 8.9m、柱間寸法は北から約 2.4m、約 3.6m、2.90m である。梁行総長は南妻で 5.00m、柱間寸法は東から 2.90m、2.10m である。

【建物の方向】 東側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 5° 傾る。

【出土遺物】 柱穴掘方から土師器坏と甕の破片 5 点、須恵器坏・壺・甕の破片 7 点、丸瓦 II B 類 1 点、平瓦 II B 類が 1 点出土した。平瓦 II B 類は政府第 II 期のものである。柱切取穴及び抜取穴から、土師器坏と甕の破片 10 点ほど、須恵器坏と甕の破片 20 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 10 点ほど、平瓦 I A 類・II B 類 b タイプを含む平瓦 6 点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 I 期から第 III 期のものがある。柱痕跡から須恵器坏の破片が 1 点出土した。

【S B2514 建物跡】(平面図: 第 6 図)

【位置】 東地区中央部北寄り。

【柱間数・棟方向】 衍行 3 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】 S B2510・2535 建物跡、S X2555 焼土整地より新しく、S A2534 柱列跡より古い。

【建て替え】 ほぼ同位置で一度建て替えられている (A→B)。

【検出状況】 10 カ所すべての柱穴を S X2555 焼土整地上面で検出した。S B2514 A 建物跡については、ほぼ同位置で建て替えられているため、柱痕跡を確認していないが、柱穴掘方、平面規模、方向は S B2514 B 建物跡と同様とみられる。以下、残存状況の良い S B2514 B 建物跡についておもに記述し、S B2514 A 建物跡については明確に把握できた事項についてのみ記す。

【S B2514 B 建物跡】

【柱穴掘方】 一辺 55~100cm の方形を基調とする。埋め土は焼土ブロックを多く含む褐色土である。深さについては、北妻中央の柱穴掘方が検出面より約 50cm でほぼ底面になった。

【柱痕跡】 検出した北妻と西側柱列の 6 個、東側柱列の 1 個の柱穴で検出した。うち東西両側柱列北端から 1 間目の柱穴では、柱切取穴の底面付近で検出した。直径 15~30cm の円形である。堆積土は焼土粒・炭化物粒を多く含むしまりのない黒褐色土である。

【平面規模】 衍行総長は西側柱列で 6.20m、柱間寸法は北から 2.00m、2.10m、2.10m である。梁行総長は北妻で 5.00m、柱間寸法は東から 2.55m、2.45m である。

【建物の方向】 西側柱列でみると、南北発掘基準線の北に対して東へ約 3° 傾る。

【出土遺物】 柱穴掘方から丸瓦 II 類 1 点、平瓦 II B 類 a タイプを含む平瓦が 2 点出土した。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 II 期のものである。柱切取穴及び抜取穴から、土師器坏と甕の破片 20 点ほど、須恵器坏と甕の破片 20 点ほど、丸瓦 II 類 10 点、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプを含む平瓦 30 点ほど、壁土 2 点が出土した。土師器坏と甕は非ロクロ調整のものである。須恵器坏底部の破片はヘラ切り後に軽いナデが行われるものである。瓦のなかで時期がわかるものは政府第 I 期と第 II 期のものである。柱痕跡から土師器坏と甕の破片 8 点、須恵器坏と甕の破片 7 点、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 7 点、平瓦 I A 類・I B 類・I C 類(凸面に矢羽状叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦 10 点ほど、壁土 1 点が出土した。丸瓦 II B 類には「占」と刻印されたものが 1 点ある。

（S B2514A 建物跡）

【柱穴掘方】一辺 70~120m の方形である。埋め土は焼土ブロックを多く含む褐色土である。

【出土遺物】柱穴掘方から土師器坏の破片 1 点、須恵器坏と甕の破片各 1 点、丸瓦 II 類 1 点、平瓦 II 類 1 点が出土した。土師器坏は非クロロ調整のものである。柱切取穴及び抜取穴から、丸瓦破片 1 点、平瓦 II B 類 a タイプ 2 点、壁土 3 点が出土した。出土した平瓦 II B 類 a タイプ はいずれも政庁第 II 期のものである。

（S B2515 建物跡）（平面図・断面図：第 6 図）

【位置】東地区中央部東寄り。

【柱間数・棟方向】桁行 5 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S B2510 建物跡より新しい。

【建て替え】ほぼ同位置で一度建て替えられている（A→B）。

【検出状況】北東隅を除く 13 カ所の柱穴を S X2629 整地層面で検出した。S B2525A 建物跡については、ほぼ同位置で建て替えられているため、柱痕跡を確認していないが、柱穴掘方、平面規模、方向は S B2515B 建物跡と同様とみられる。以下、残存状況の良い S B2515B 建物跡についておもに記述する。

（S B2515B 建物跡）

【柱穴掘方】梢円形に近いものもみられるが、方形を基調としており、規模は最小が 65×70 cm、最大が 100×120cm である。深さは検出面より南西隅で約 90 cm、北西隅で約 40 cm である。埋め土は地山土を多量に含む褐色土である。

【柱痕跡】検出した 13 個の柱穴のうち 11 カ所で検出した。このうち東側柱列南端より 1 間目と西側柱列南端から 2 間目の柱穴の 2 カ所では、柱切取穴の底面付近で検出した。直径 20~30cm の円形で、堆積土は褐色土である。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で約 9.0m、柱間寸法は南から 1.90m、1.70m、1.80m、1.70m、約 1.9m、東側柱列で柱間寸法は南から 2.10m、1.40m、1.85m、2.05m、不明である。梁行総長は南妻 4.55m で、柱間寸法は東から 2.38m、2.17m である。

【建物の方向】西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 4° 傾る。

【出土遺物】これまで図示したものに柱抜取穴から出土した須恵器坏 1 点（『年報 1999』第 17 図 19）がある。底部はヘラ切りの後に軽いナデが行われる。柱穴掘方から土師器坏と甕の破片 8 点、須恵器甕の破片 3 点、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 3 点、平瓦 I C 類（凸面に格子叩き目）・II B 類を含む平瓦 4 点、壁土 1 点が出土した。土師器坏はクロロ調整のもので、底部を回転糸切り後に調整を行わないものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第 I 期と第 II 期のものである。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器坏と甕の破片 20 点ほど、須恵器坏と甕の破片 22 点、瓦当部分を欠く軒平瓦 1 点、丸瓦 II 類を含む丸瓦 10 点ほど、平瓦 II B 類 a タイプ を含む平瓦 10 点ほど、壁土 1 点が出土した。土師器坏はクロロ調整のもので、底部を回転糸切り後に調整を行わないものが出土している。須恵器坏の底部破片はヘラ切り後に軽いナデのもの 5 点と糸切り後に手持ちケズリを行うものが 1 点ある。瓦の

なかで時期がわかるものは政庁第II期のものである。柱痕跡からは、土師器壺と甕の破片10点ほど、須恵器壺の破片2点、平瓦I A類・I C類(凸面に格子叩き目)・II B類を含む平瓦4点、鉄滓1点が出土した。土師器壺はロクロ調整のものである。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第I期と第II期のものである。

【S B2516 建物跡】(平面図・断面図: 第8図)

【位置】東地区中央部。

【柱間数・棟方向】桁行5間、梁行2間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S B2511 建物跡、S A2536 柱列跡、S X2631 焼土整地層、S K2558 土壌より新しく、S B2517 建物跡、S K2551・2554 土壌より古い。

【建て替え】ほぼ同位置で一度建て替えられている(A→B)。

【検出状況】東側柱列の南から1間目の柱穴を除く13カ所で柱穴を検出した。このうち南妻と西側柱列の5カ所の柱穴をS X2631 焼土整地面で検出した。S B2516A 建物跡については、南北両妻と東側柱列南端から2間目の柱穴のあわせて7個の柱穴を検出した。ほぼ同位置で建て替えられているため、柱痕跡を確認していないが、柱穴掘方、平面規模、方向はS B2516B 建物跡と同様とみられる。以下、残存状況の良いS B2516B 建物跡についておもに記述し、S B2516A 建物跡については明確に把握できた事項のみ記述する。

【S B2516B 建物跡】

【柱穴掘方】最小が一辺50cm前後、最大が一辺90~100cmほどの方形と、規模にかなり幅がある。深さは西側柱列北端から2間目で、検出面より約60cmである。埋め土は地山ブロックを多量に含む褐色土である。

【柱痕跡】西側柱列の5個と東側柱列の4個の他に、北妻中央の柱穴をあわせた10個の柱穴で検出した。このうち東西両側柱列の各3カ所で、柱切取穴の底面付近で検出した。直径15~25cmの円形で、堆積土は黒褐色土である。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で10.70m、柱間寸法は北から2.10m、2.10m、約2.2m、約2.1m、2.25mである。梁行総長は南妻で5.10m、柱間寸法は東から約2.5m、2.6mである。

【建物の方向】西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約2°偏る。

【出土遺物】これまで図示したものに柱穴掘方から出土した土師器壺1点(『年報1999』第17図20)、柱抜取穴から鉄釘または鉄鏃と考えられる破片(『前書』第18図27)がある。土師器壺の底部はヘラ切りの後に手持ちヘラケズリが行われている。この他に、柱穴掘方から土師器壺の破片10点ほど、須恵器甕の破片2点、丸瓦II B類を含む丸瓦3点、平瓦II B類を含む平瓦3点、漆紙1点が出土した。漆紙に文字は認められない。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第II期のものがある。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器壺と甕の破片4点、須恵器壺と甕の破片4点、丸瓦破片2点、平瓦II B類aタイプを含む平瓦5点が出土した。土師器壺はロクロ調整のものが出土している。須恵器壺は底部へ回転系切り後に調整を行わないものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第II期のものである。柱痕跡からは土師器壺・蓋・甕の破片30点ほど、須恵器壺・蓋・甕の破片30点ほど、二重弧文軒

平瓦[511C タイプ] 1 点、丸瓦 II 類を含む丸瓦 40 点ほど、平瓦 I A・I C 類(凸面に格子叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦 60 点ほどが出土した。丸瓦 II 類には「田」と刻印されたものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものである。

(S B 2516A 建物跡)

【出土遺物】柱切取穴から、須恵器甕の破片 1 点、丸瓦 II 類 1 点が出土した。柱痕跡から、土師器甕の破片 1 点、平瓦 II B 類 1 点が出土した。

(S B 2517 建物跡) (平面図・断面図: 第 8 図)

【位置】東地区中央部。

【柱間数・棟方向】桁行 3 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S B 2511・2516 建物跡、S X 2631 焼土整地層、S K 2558 土壌より新しく、S K 2551・2554 土壌より古い。

【検出状況】南東端の柱穴を除く 9 個の柱穴を検出した。このうち、南妻と東西両側柱列南端から 1 間目の柱穴は、S X 2631 焼土整地面で検出した。北妻中央の柱穴と西側柱列北端から 1 間目の柱穴の 2 カ所で柱切取穴、また東側柱列の 3 カ所で柱抜取穴あるいは柱切取穴を確認した。

【柱穴掘方】一辶 60~90cm の方形で、深さは北東端で検出面から約 60 cm である。埋め土は地山ブロックを多量に含む褐色粘質土である。

【柱痕跡】西側柱列の 4 個の柱穴と、南北両妻中央の柱穴をあわせた 6 カ所で検出した。このうち北妻中央の柱穴と、西側柱列北端から 1 間目の柱穴では柱切取穴の底面付近で検出した。直径 20~30cm の円形で、堆積土は黒褐色土である。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で 8.20m、柱間寸法は北から 2.65m、2.95m、2.60m である。梁行総長は北妻で約 4.9m、柱間寸法は東から約 2.3m、2.60m である。

【建物の方向】西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 2° 傾る。

【出土遺物】これまで図示したものに柱抜取穴から出土した土師器甕(『年報 1999』第 17 図 21)、壁土(『前書』写真図版 9-11)がある。土師器甕は非ロクロ調整のもので、体部外面にヘラケズリが行われている。この他に、柱切取穴及び抜取穴から土師器坏と甕の破片 5 点、須恵器坏と甕の破片 10 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 20 点ほど、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に格子叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦 40 点ほどが出土した。土師器坏はロクロ調整のもので、底部を回転糸切り後に手持ちヘラケズリするものが出土している。須恵器坏の底部破片にはヘラ切りの後に軽いナデを行うものと回転ヘラケズリを行うものがある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。柱痕跡から須恵器坏と甕の破片各 1 点、丸瓦 II 類 1 点、平瓦 II B 類 a タイプ 1 点が出土した。出土した平瓦 II B 類 a タイプは政庁第Ⅱ期のものである。

(S B 2518 建物跡) (平面図・断面図: 第 8 図)

【位置】東地区南半部東寄り。

【柱間数・棟方向】桁行 3 間、梁行 2 間の南北棟である。

【他の遺構との重複】S B 2511 建物跡、S I 2609 壁穴住居跡、S X 2631 焼土整地、S K 2559 土壌より

新しく、S A 2537・2606 柱列跡より古い。建物内部に位置する SX2561 焼面との新旧関係は不明である。

【検出状況】10 個すべての柱穴を S X 2631 焼土整地層面で検出した。

【柱穴掘方】一辺 105~140cm の方形で、深さは検出面より南西隅で約 90 cm、南妻中央で約 75 cm である。埋め土は焼土ブロック・炭片・地山ブロックを多く含む褐色土である。

【柱痕跡】東側柱列を除く 6 個の柱穴で検出した。直径 20~30 cm の円形で、堆積土は黒褐色土である。

【平面規模】桁行総長は西側柱列で 6.60m、柱間寸法は北から 2.15m、2.20m、2.25m である。梁行総長は北妻で約 5.2m、柱間寸法は西から 2.70m、約 2.5m とみられる。

【建物の方向】西側柱列でみると、南北基準線の北に対して東へ約 4° 傾る。

【出土遺物】これまで図示したものに柱抜取穴から出土した須恵器坏(『年報 1999』第 17 図 22)と鉄釘 2 点(『前書』第 18 図 28・29)がある。須恵器坏の底部はヘラ切りの後に軽いナデを行うものである。この他に柱穴掘方から土師器坏と甕の破片 20 点ほど、須恵器坏・蓋・甕の破片 20 点ほど、重弁蓮花文軒丸瓦[型番不明] 1 点、瓦当部分を欠損した軒丸瓦 1 点、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 10 点ほど、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に格子叩き目)・II B 類 a タイプを含む平瓦 10 点ほどが出土した。土師器坏と甕は非ロクロ調整のものである。須恵器坏の底部破片ではヘラ切り後に軽いナデが行われているものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

柱切取穴及び抜取穴から、土師器坏と甕の破片 20 点ほど、須恵器坏・高台坏・壺・甕の破片 20 点ほど、丸瓦 II 類を含む丸瓦 8 点、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプを含む平瓦 20 点ほど、壁土 1 点が出土した。土師器甕にはロクロ調整のものが含まれる。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

柱痕跡から土師器坏と甕の破片 3 点、須恵器坏と高坏の破片 4 点、丸瓦 II 類を含む丸瓦 2 点、平瓦 II B 類 a タイプを含む平瓦 2 点が出土した。出土した土師器坏は非ロクロ調整のものである。須恵器坏と高坏には内面に墨痕が認められるものが各 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅱ期のものがある。

3) 柱列跡

柱列跡は今回の調査で新たに S A 2600~2604・2606 柱列跡を発見した。また、昨年度検出した S B 2519 建物跡は S A 2637 A 柱列跡と改称した。

【S A 2600 柱列跡】(平面図: 第 6 図)

【位置】東地区北端部。

【柱間数】南北 3 間。

【他の遺構との重複】S I 2607 竪穴住居跡、S A 2532 柱列跡より新しい。

【検出状況】4 個すべての柱穴を地山面で検出した。このうち間の 2 個の柱穴では柱抜取穴を確認した。

【柱穴掘方】一辺 40~75cm の方形で、深さは検出面より北端部から 1 間目で約 45 cm、2 間目で約 64 cm である。埋め土は地山岩盤の凝灰岩小片を含む灰黄褐色土である。

【柱痕跡】検出した4個の柱穴のうち2カ所で検出し、直径15・25cmの円形である。堆積土は暗褐色粘質土である。

【平面規模】総長7.65m、柱間寸法は北から約2.3m、約2.7m、約2.7mである。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約6°偏る。

【出土遺物】柱穴掘方から土師器壺と甕の破片30点ほど、須恵器壺と高台壺の2点、平瓦II B類aタイプ1点が出土した。土師器壺と甕はロクロ調整のものである。出土した平瓦II B類aタイプは政府第II期のものである。柱切取穴及び抜取穴から、土師器壺と甕の破片3点、須恵器壺と甕の破片2点、須恵系土器壺の破片10点ほど、平瓦IA類1点が出土した。出土した平瓦IA類は政府第I期のものである。柱痕跡から土師器甕の破片1点ほど、須恵器壺と甕の破片各1点が出土した。

【S A2601 柱列跡】(平面図: 第6図、断面図: 第7図、遺物: 第13図)

【位置】東地区北端部。

【柱間数】南北3間以上。

【他の遺構との重複】S B2593建物跡、S X2628整地層より新しく、S A2602柱列跡より古い。また、S B2592建物跡とも重複するが、柱穴が直接重複しないことから、新旧関係は不明である。

【建て替え】ほぼ同位置で一度建て替えられている(A→B)。

【検出状況】4カ所で柱穴を検出した。南から1間目までの柱穴はS X2628整地層面で、それより北では地山面で検出している。S A2601A柱列跡は北端部では柱抜取穴を確認している。同位置で建て替えられているため、S A2601A柱列跡の柱穴は大部分が壊されている。このため、以下では、S A2601B柱列跡についておもに記述し、S A2601A柱列跡については明確に把握できた事項のみ記す。

(S A2601B 柱列跡)

【柱穴掘方】一辺50~90cmの方形で、深さは検出面より北端部で約60cmである。埋め土は地山岩盤の凝灰岩小片を多量に含む褐灰色粘質土である。

【柱痕跡】いずれの柱穴でも検出することはできなかった。

【平面規模】検出した総長は約8.8mで、柱間寸法は北から約2.7m、約3.0m、約3.1mである。

【柱列の方向】南ほぼ南北基準線に一致する。

【出土遺物】灰釉陶器壺(第13図25)は北から1間目柱切取穴から出土したものである。破片がSK2619土壤堆積層から出土し接合している。この他に、柱穴掘方から土師器壺の破片10点ほど、須恵器壺と甕の破片3点、須恵系土器壺の破片1点が出土した。土師器壺はロクロ調整のものが出土している。柱切取穴及び抜取穴から、土師器壺と甕の破片70点ほど、須恵器壺と甕の破片20点ほど、須恵系土器壺と高台壺の破片10点ほど、二重弧文軒平瓦1点[型番不明]、丸瓦II B類を含む丸瓦10点ほど、平瓦IA類・II B類aタイプを含む平瓦20点ほど、鉄滓1点が出土した。土師器壺はロクロ調整のものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政府第I期と第II期のものがある。柱痕跡から土師器壺の破片6点、須恵器壺の破片1点、須恵系土器壺の破片4点が出土した。土師器壺はロクロ調整のものが出土している。

(S A2601A 柱列跡)

【出土遺物】 風字硯(第13図26)は北から1間目柱切取穴から出土したものである。破片がSK2619土壙堆積層から出土し接合している。この他に、柱切取穴及び抜取穴から土師器坏と甕の破片20点ほど、須恵器坏と甕の破片5点が出土した。土師器坏はロクロ調整のものが出土している。

【S A2602 柱列跡】(平面図: 第6図、遺物: 第13図)

【位置】 東地区北端部。

【柱間数】 南北3間以上。

【他の遺構との重複】 S B2513・2593建物跡、S X2628整地層、S A2601柱列跡より新しい。

【検出状況】 4個の柱穴をS X2628整地層面と地山面で検出した。このうち北端部の柱穴では柱抜取穴を確認した。

【柱穴掘方】 一辺40~75cmの方形で、深さは断ち割り調査を実施していないが北端部の柱穴で25cm以上、南端部の柱穴で30cm以上である。埋め土は地山岩盤の凝灰岩小片や褐灰色粘土ブロックを含む黒褐色粘質土である。

【柱痕跡】 検出した4個の柱穴のうち北端部を除く3カ所で検出し、直径20・25cmの円形である。堆積土は炭化物粒・焼土粒を含む黒褐色粘質土である。

【平面規模】 検出した総長は約7.0mで、柱間寸法は北から約2.6m、2.50m、1.95mである。

【柱列の方向】 南北基準線の北に対して東へ約1°偏る。

【出土遺物】 砥石(第13図27)は北から3間目柱切取穴から出土した。砂岩で2面に研磨痕がある。この他に、柱穴掘方から土師器坏の破片30点ほど、須恵器坏と高台坏の破片6点、須恵系土器坏の破片20点、平瓦I A類1点が出土した。土師器坏はロクロ調整のものが出土している。出土した平瓦I A類は政庁第Ⅰ期のものである。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器坏の破片100点ほど、須恵器坏と甕の破片10点ほど、須恵系土器坏の破片80点ほど、灰釉陶器皿口縁部1点、二重弧文軒平瓦[型番不明]、丸瓦II類を含む丸瓦7点、平瓦I A類・II B類aタイプを含む平瓦7点、鉄滓1点が出土した。土師器坏はロクロ調整のものが出土している。灰釉陶器皿は釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱痕跡から土師器坏の破片30点ほど、須恵器坏と甕の破片10点、須恵系土器坏の破片20点ほど、丸瓦II類1点、平瓦I A類・II B類を含む平瓦3点出土した。土師器坏はロクロ調整のものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

【S A2603 柱列跡】(平面図: 第6図、断面図: 第7図)

【位置】 東地区北半部東壁際。

【柱間数】 南北9間。

【他の遺構との重複】 S X2629整地層より新しい。

【検出状況】 10個の柱穴をS X2629整地層面で検出した。

【柱穴掘方】 平面形が方形で、規模は最小が50×60cm、最大が一辺115cmと幅が大きい。深さは検出面より北端部から3間目と5間目の柱穴で75cm、40cmである。埋め土は地山岩盤の凝灰岩小片や黒褐色土ブロックを含む明褐色砂質土である。

【柱痕跡】検出した10個の柱穴のうち南北両端部から1間目の柱穴を除く8カ所で検出し、直径15~25cmの円形である。堆積土は地山凝灰岩小片を含む褐色土である。

【平面規模】総長は23.20mで、柱間寸法は北から約2.6m、約2.3m、2.30m、2.70m、2.80m、2.30m、2.40m、約3.6m、約2.2mである。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約1°偏る。

【出土遺物】遺物は出土しなかった。

【S A 2604 柱列跡】(平面図:第8図、断面図:第9図)

【位置】東地区中央部。

【柱間数】南北3間。

【他の遺構との重複】S X2629 整地層より新しく、S B 2516・2517 建物跡より古い。

【検出状況】4個の柱穴を検出した。この中で北端部の柱穴をS X2629 整地層面で、その他は地山面でそれぞれ確認した。この柱列跡はS B 2510・2511 建物跡の間あり、両建物跡の東側柱列柱筋の延長線上に柱筋を揃えて位置している。S B 2510 建物跡東側柱南端との距離は約1.3mで、S B 2511 建物跡東側柱北端との距離は1.3m前後と推定される。

【柱穴掘方】一辺80~100cmの方形で、深さは検出面より北端部で84cm、南端部で約110cmである。埋め土は褐色粘質土と黒褐色砂質土ブロックを含む褐色土である。

【柱痕跡】南北両端部の柱穴で検出し、直径15~25cmの円形である。堆積土は黒褐色砂質土・褐色粘質土ブロックを含むにぶい褐色土である。

【平面規模】総長は8.30mで、柱間寸法は北から約2.8m、約2.6m、約2.9mである。

【柱列の方向】南北基準線にはほぼ一致する。

【出土遺物】遺物は出土しなかった。

【S A 2605 柱列跡】(平面図:第8図)

【位置】東地区南半部。

【柱間数】南北2間。

【他の遺構との重複】S X2630 整地層より新しく、S B 2511B 建物跡、S X2631 焼土整地より古い。また、柱穴が直接重複しないS B 2511A 建物跡との新旧関係は不明である。

【検出状況】3個の柱穴を検出した。この中で北端部の柱穴をS X2630 整地層面で検出した。

【柱穴掘方】一辺40~45cmの方形で、深さは断ち割り調査を実施していないが、北端部で30cm以上、南端部で10cm以上である。埋め土は明褐色土である。

【柱痕跡】3カ所すべての柱穴で検出し、直径10~15cmの円形である。堆積土はしまりのない暗褐色土である。

【平面規模】総長は4.45mで、柱間寸法は北から2.30m、2.15mである。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約3°偏る。

【出土遺物】遺物は出土しなかった。

【S A 2606 柱列跡】(平面図:第8図、遺物:第13図)

【位置】東地区南半部東壁。

【柱間数】南北3間。

【他の遺構との重複】S X 2631 焼土整地層、S B 2511・2518 建物跡より新しい。

【検出状況】東壁で検出した4個の柱穴から想定した柱列跡で、平面形は一部で確認できただけである。

【柱穴掘方】一辺80~100cmほどの方形と推定される。深さは検出面から北端部で約90cm、南端部で約70cmである。埋め土は瓦片・焼土粒・炭化物粒を多く含む黒褐色~暗褐色土である。

【柱痕跡】いずれの柱穴でも検出していない。

【平面規模】総長は約6.4mで、柱間寸法は北から約2.2m、約2.1m、約2.1mである。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約3°偏ると推定される。

【出土遺物】須恵器壺(第13図28)と円面硯(29)は南端柱切取穴、鉄製刀子1点(30)は北から3間目柱切取穴から出土した。須恵器壺(28)は体部外面に「十」のヘラ書がある。円面硯(29)は十字透かしと4条の線刻をもつ。この他に、柱穴掘方から須恵器壺と甕の破片2点、須恵系土器壺の破片1点が出土した。柱切取穴及び抜取穴から、土師器甕の破片1点、須恵器壺と蓋の破片5点、須恵系土器壺の破片10点ほど、丸瓦破片3点、平瓦II B類aタイプを含む平瓦9点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものはいずれも政府第Ⅱ期のものである。

【S A 2532 柱列跡】(平面図:第6図、断面図:第7図)

昨年度の調査では8間分検出していたが、今年度の調査で10間の柱列跡であることが判明した。

【位置】東地区北半部西寄り。

【柱間数】南北10間。

【検出状況】擾乱で壊されている北から3間目の柱穴を除く10個の柱穴を地山面で検出した。南から3間目と6間目の柱穴で柱切取穴を、また、南から1間目では柱抜取穴を確認した。この他、北端部の柱穴では、S A 2600 柱列跡南端の柱穴で壊されているため柱痕跡は検出できなかった。

【柱穴掘方】一辺50~90cmの方形で、深さは検出面より南端部で約50cm、北端から1間目で64cmである。埋め土は明褐色~黄褐色土である。

【柱痕跡】10個の柱穴のうち北端部と南端部から1間目の柱穴を除く8カ所で検出した。うち2カ所は柱切取穴の底面付近で確認した。直径15~30cmの円形である。堆積土は炭化物粒を微量含む暗褐色土である。

【平面規模】検出総長約26.9m、柱間寸法は北から約2.4m、2.80m、5.40m(推定2間分)、2.65m、2.70m、2.65m、2.80m、約2.9m、約2.6mである。

【柱列の方向】北南北基準線の北に対して東へ約4°偏る。

【出土遺物】これまで図示したものに柱痕跡から出土した土師器壺(『年報1999』第17図23)がある。土師器壺はロクロ調整のもので、底部は回転糸切り後に調整を加えないものである。この他に、柱穴掘方から土師器壺と甕の破片2点、須恵器壺と甕の破片2点、丸瓦II類を含む丸瓦2点、平瓦I A類・II B類を含む平瓦3点が出土した。土師器壺と甕はロクロ調整のものである。須恵器壺は底部ヘラ切

り後に軽いナデを行うものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。柱切取穴及び抜取穴から、須恵器壺の破片3点、丸瓦Ⅱ類を含む丸瓦2点が出土した。柱痕跡から土師器壺と甕の破片10点ほど、須恵器壺の破片1点、平瓦ⅠA類・ⅡB類aタイプを含む平瓦3点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

【S A 2533 柱列跡】(平面図: 第6図、断面図: 第7図)

【位置】東地区北半部。

【柱間数】南北3間。

【他の遺構との重複】S B 2511・2535 建物跡、S X 2626 焼面、S X 2555 焼土整地より新しく、S A 2534 柱列跡より古い。

【検出状況】S X 2555 焼土整地上面で4個の柱穴を検出した。

【柱穴掘方】一辺85~105cmの方形で、埋め土は焼土ブロック・炭片を多量に含む褐色砂質土である。深さは、検出面より南端部より北へ1間目で約30cmである。

【柱痕跡】南北両端の柱穴で検出し、直径25・30cmで円形である。堆積土は灰褐色土である。

【平面規模】総長6.40m、柱間寸法は北から約2.2m、約2.2m、約2.0mである。

【柱列の方向】南北基準線の北に対して東へ約1°偏る。

【出土遺物】昨年度の調査で柱穴掘方から土師器壺・甕、須恵器壺・圓脚円面硯、政庁第Ⅱ期の平瓦ⅡB類aタイプ、丸瓦、スサ入りの土壁などの破片が少数出土した。このうち土師器壺にはロクロ調整で、回転ヘラケズリのものが1点、須恵器壺にはヘラ切りのものが1点ある。

【S A 2534 柱列跡】(平面図: 第6図)

昨年度の調査では南北2間としたが、今年度の調査でさらに北側へ1間続くことが判明した。

【位置】東地区北半部。

【柱間数】南北3間。

【他の遺構との重複】S B 2514・2535 建物跡、S A 2533 柱列跡、S X 2555 焼土整地より新しい。

【検出状況】S X 2555 焼土整地上面と地山面で4個の柱穴を検出した。南端部の柱穴で柱切取穴を、そこから北へ1間目の柱穴で柱抜取穴を確認している。

【柱穴掘方】一辺75~110cmの方形で、深さは南端部で検出面より約60cmである。埋め土は黒褐色土である。

【柱痕跡】南端の柱穴で検出しており、直径27cmの円形である。堆積土は黒褐色粘質土である。

【平面規模】総長は約9.5mで、柱間寸法は北から約3.6m、約3.1m、約2.8mである。

【柱列の方向】南北発掘基準線にほぼ一致する。

【出土遺物】これまで図示したものに柱抜取穴から出土した細弁蓮花文軒丸瓦[311](『年報1999』第18図30)、柱痕跡から出土した土師器壺(『前書』第17図25)、須恵器壺(『前書』第17図26)がある。細弁蓮花文軒丸瓦[311]は政庁第Ⅲ期のものである。土師器壺はロクロ調整のもので、底部へ回転ヘラケズリが行われるものである。須恵器壺の底部は回転糸切り後に再調整が行われていない。この他に、柱穴掘方から須恵器蓋の破片1点、平瓦ⅡB類aタイプを含む平瓦2点が出土した。柱切取穴及び抜取

穴からは、丸瓦II類を含む丸瓦3点、平瓦IIB類を含む平瓦4点が出土した。瓦のなかで時期がわかるものはいずれも政庁第II期のものである。柱痕跡から土師器壺と甕の破片70点ほど、須恵器壺・蓋・甕の破片30点ほど、丸瓦II類を含む丸瓦8点、平瓦IA類・IIB類aタイプを含む平瓦20点ほど、壁土4点が出土した。土師器壺と甕はロクロ調整のものである。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第I期と第II期のものがある。

【S A2536 柱列跡】(平面図: 第6・8図、断面図: 第8図)

【位置】東地区中央部。

【柱間数】東西6間。

【他の遺構との重複】S B2516 建物跡、S K2549・2551 土壙より古い。また、S A2604 柱列跡とは、直接柱穴が重複していないため、新旧関係は不明である。

【検出状況】東端部から1・2・3間目の柱穴は、S B2516 建物跡北側の柱穴で完全に壊されているため、検出していない。それ以外の4個の柱穴を地山面で検出した。

【柱穴掘方】一辺65~95cmの方形で、深さは西端柱穴で検出面より約45cmである。埋め土は地山粒を少量含む褐色土と地山粒を多く含む灰褐色土の互層である。

【柱痕跡】柱痕跡は西端と底から2間目までの3ヵ所と東端で検出しており、直径20~30cmの円形で、堆積土は炭片を含む暗褐色土である。

【平面規模】総長13.53m、柱間寸法は東から約9.8m(4間分)、1.83m、1.90mである。

【柱列の方向】東西基準線とほぼ一致する。

【出土遺物】柱穴掘方から丸瓦破片1点が出土した。柱切取穴及び抜取穴から平瓦IA類1点が出土した。出土した平瓦IA類は政庁第I期の瓦である。柱痕跡から土師器甕の破片と須恵器甕の破片各1点が出土した。

【S A2537 柱列跡】(平面図: 第8図、断面図: 第9図、遺物: 第13図)

昨年度に検出したS B2519建物の西側柱列は、本柱列跡の古いものであり、規模も南北6間と判明した。

【位置】東地区南半部～南端部。

【柱間数】南北6間。

【他の遺構との重複】S B2511・2518・2594・2595 建物跡、S I 2609 竪穴住居跡、S X2631 焼土整地層、S K2558・2559・2485 土壙、S X2557 焼面より新しい。

【建て替え】同位置で一度建て替えられている(A→B)。

【検出状況】S X2631 焼土整地層面とS K2558・2559・2485 土壙堆積土面の7ヵ所で柱穴を検出した。S A2537A柱列跡の柱穴は、ほとんどS A2537B柱列跡に壊されている。以下、S A2537B柱列跡についておもに記述し、S A2537A柱列跡については明確に把握できた事項のみ記す。

【S A2537B 柱列跡】

【柱穴掘方】掘方は一辺90~120cmの方形で、深さは北端で、検出面より約70cmである。埋め土は焼土ブロック・炭片を多く含む褐色土である。

【柱痕跡】 柱切取穴、柱抜取穴が大きく入り、南端とそこから2~4間目の柱穴の4カ所で検出した。直径20~30cmの円形で、堆積土は黒褐色土である。

【平面規模】 総長約19.3mと推定され、柱間寸法は北から約2.8m、約3.4m、2.76m、3.24m、約3.6m、約3.5mである。

【柱列の方向】 南北基準線の北に対して東へ約3°偏る。

【出土遺物】 須恵器高台壺(第13図31)は北から5間目柱切取穴から、荀車状文軒丸瓦[427](32)は北端柱痕跡から出土した。荀車状文軒丸瓦[427](32)は政庁第IV期のものである。この他に、柱穴掘方から土師器壺と甕の破片20点ほど、須恵器壺と甕の破片10点ほどが出土した。土師器は製作にロクロを使用した壺と甕が出土している。柱切取穴及び抜取穴からは、土師器壺と甕の破片80点ほど、須恵器壺と甕の破片30点ほど、重弁蓮花文軒平瓦[型番不明]、丸瓦II B類を含む丸瓦10点、平瓦IA類・II B類aタイプを含む平瓦30点ほどが出土した。土師器壺と甕はロクロ調整のものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第I期と第II期のものがある。柱痕跡からは土師器壺と甕の破片40点ほど、須恵器壺と蓋の破片5点、丸瓦II類を含む丸瓦10点ほど、平瓦IC類(凸面に格子叩き目)・II B類aタイプを含む平瓦5点が出土した。土師器壺と甕はロクロ調整のものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第I期と第II期のものがある。

(補註)荀車状文軒丸瓦[427](32)は同軒丸瓦(『年報1999』第18図31)と破片が接合したため再掲した。また、『年報1999』で土師器壺としたものは土師器壺に含めている。

〈SA2537A柱列跡〉

【検出状況】 SX2631 焼土整地層面とSK2558・2559・2485 土壌堆積土上、SB2594B・2595B建物跡柱穴埋め土上の6カ所で柱穴を検出した。

【柱穴掘方】 残存状況の良いところで推定すると一辺60~110cmの方形で、深さは検出面より北端部で約70cmである。埋め土は灰黄褐色土、黄褐色土である。

【出土遺物】 柱穴掘方から土師器壺の破片1点、須恵器壺の破片2点、丸瓦破片3点、平瓦IA類・II B類各1点が出土した。土師器はロクロ調整のもので、底部を回転糸切り後、再調整を加えていないものである。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第I期のものがある。

【SA2474柱列跡】 (平面図: 第8図、断面図: 第9図)

【位置】 東地区南半部西壁寄り。

【柱間数】 南北10間。

【他の遺構との重複】 SX2630 整地層、SK2482 土壌より新しい。

【検出状況】 11個の柱穴をSX2630 整地層面と地山面で検出した。

【柱穴掘方】 掘方の平面形は方形であるが、規模には35×40cmのものから100×100cmのものまであり、かなりの幅がある。深さは、検出面より南端部とそこから1間目の柱穴で約95~80cm、北端部柱穴で20cm、北端部から3間目の柱穴で約55cmである。埋め土は地山粒を少量含む褐色土・にぶい黄褐色粘質土である。

【柱痕跡】 すべての柱穴で検出しており、直径15~30cmの円形で、堆積土はにぶい黄褐色土である。

【平面規模】 総長 14.90m、柱間寸法は北から 1.20m、1.65m、1.55m、1.55m、1.40m、1.45m、1.55m、1.45m、1.55m、1.55mである。

【柱列の方向】 東西南北基準線の北に対して東へ約 4° 傾る。

【出土遺物】 これまで図示したものに柱痕跡から出土した平瓦 II B 類 a タイプ（『年報 1998』第 19 図 3）がある。この他に柱穴掘方から丸瓦 II B 類 1 点出土した。柱痕跡からは、平瓦 I C 類（凸面に格子叩き目）・II B 類 a タイプ 各 1 点が出土した。出土した平瓦 I C 類は政庁第Ⅰ期、II B 類 a タイプは政庁第Ⅱ期のものである。

4) 壊穴住居跡

S I 2607～2609 壊穴住居跡の 3 棟検出している。

【S I 2607 壊穴住居跡】（平面図：第 6 図）

【位置】 東地区北端部西寄り。

【他の遺構との重複】 S A 2532・2600 柱列跡、S K 2618 土壙より古い。

【検出状況】 全体形を地山面で検出した。東壁は S K 2618 土壙で壊されている。周溝、主柱穴、カマド、貯蔵穴などの施設は確認できない。西辺中央部に西側へ張り出しがみられたが、焼面やカマドの側壁、焼土・炭化物の分布がみられないことから、カマドを構築した痕跡とは考えられない。また、壁の高さは、最も残存状況の良好な西壁で約 30 cm である。

【平面形・規模】 平面形は隅丸方形で、規模は南北が西辺で約 3.2m、東西は北辺で約 2.5m である。

【床面】 貼り床は認められず、地山の凝灰岩岩盤まで掘り下げたそのままの面である。

【堆積層】 色調から 2 層に細分できる。1 層は地山岩盤の凝灰岩片を多量に含む褐色土で全体に分布しており、厚さは 20 cm 前後である。2 層は北西隅部付近と中央部を中心に薄く床面上を覆うもので、厚さは北西部で約 10 cm、中央部で約 4 cm である。地山岩盤の凝灰岩小片を含むにぶい黄褐色土から明褐色土である。1・2 層いずれも人為的に埋め戻された整地層と考えられる。

【方向】 西辺でみると、南北基準線の北に対して東へ約 2° 傾る。

【出土遺物】 住居内堆積土から土師器甕の破片 4 点、須恵器壺と甕の破片 3 点が出土している。丸瓦 I A 類 1 点、平瓦 II B 類 a タイプ を含む平瓦 4 点が出土した。土師器甕は非ロクロ調整のものである。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。

【S I 2608 壊穴住居跡】（平面図：第 6 図、遺物：第 14 図）

【位置】 東地区北半部。

【他の遺構との重複】 S B 2510・2535 建物跡、S X 2555 烧土整地より新しく、S B 2514 建物跡より古い。

【検出状況】 全体形を S X 2555 烧土整地層面で検出した。主柱穴はない。壁の高さは、残存状況が良好な東壁で検出面より約 55 cm である。

【平面形・規模】 平面形は北辺がやや丸みを帯びた隅丸方形で、規模は南北が東辺で約 2.8m、東西は北辺で約 2.9m である。

【床面】 地山の凝灰岩岩盤まで掘り下げ、部分的に地山ブロックを含む褐色土を一部埋め戻して床面としている。

【カマド他】 カマドは南東隅に付設されている。側壁は住居の廃絶時にほとんど壊されており、一部残存していた南側の側壁には芯に平瓦が埋め込まれていた。底面の焼け面が東西約 50 cm、南北 25 cm ほどの梢円形の形で認められた。煙道は、残存状況からみて、カマド奥壁から 30 cm ほど続いて急激に立ち上がるものとみられる。

【周溝】 南東隅から南辺・西辺にかけて北西隅まで認められた。幅 20 cm 前後で、深さは床面から 3 ~ 8 cm である。堆積土はにぶい黄褐色砂質土である。

【堆積層】 厚さ 5 cm 前後の炭化物層 4 層と、地山ブロック・凝灰岩小片を含む明褐色土、褐色土、黒褐色土、暗褐色土が互層をなし、色調から 9 層に細分できる。炭化物層以外の土層は、人為的に埋め戻されたものであるが、炭化物層は何かを燃やしたために形成されたものと考えられる。したがって、本住居跡は、その窪みを利用して何かを燃やし、それを少なくとも連続的して 4 回繰り返しながら埋め戻されたと考えられる。

【方向】 東辺でみると、南北基準線の北に対して東へ約 13° 傾る。

【出土遺物】 平瓦 II B 類 a タイプ（第 14 図 33）は、カマド袖に利用されていたものである。再加熱によりもろくなっている。政庁第 II 期の瓦である。土師器蓋（34）は床から出土した。丸瓦 II B 類（35）は堆積土 6 層から出土した。凸面に「田」の刻印が 18 個、十字の方向に押されている。須恵器坏（36）は堆積土 5 層、須恵器坏（37・38）と高台坏（39）は堆積土 3 層から、須恵器坏（40）は堆積土 2 層から、土師器坏（41）と偏行唐草文軒丸瓦〔621〕（42）は堆積土 1 層から出土している。

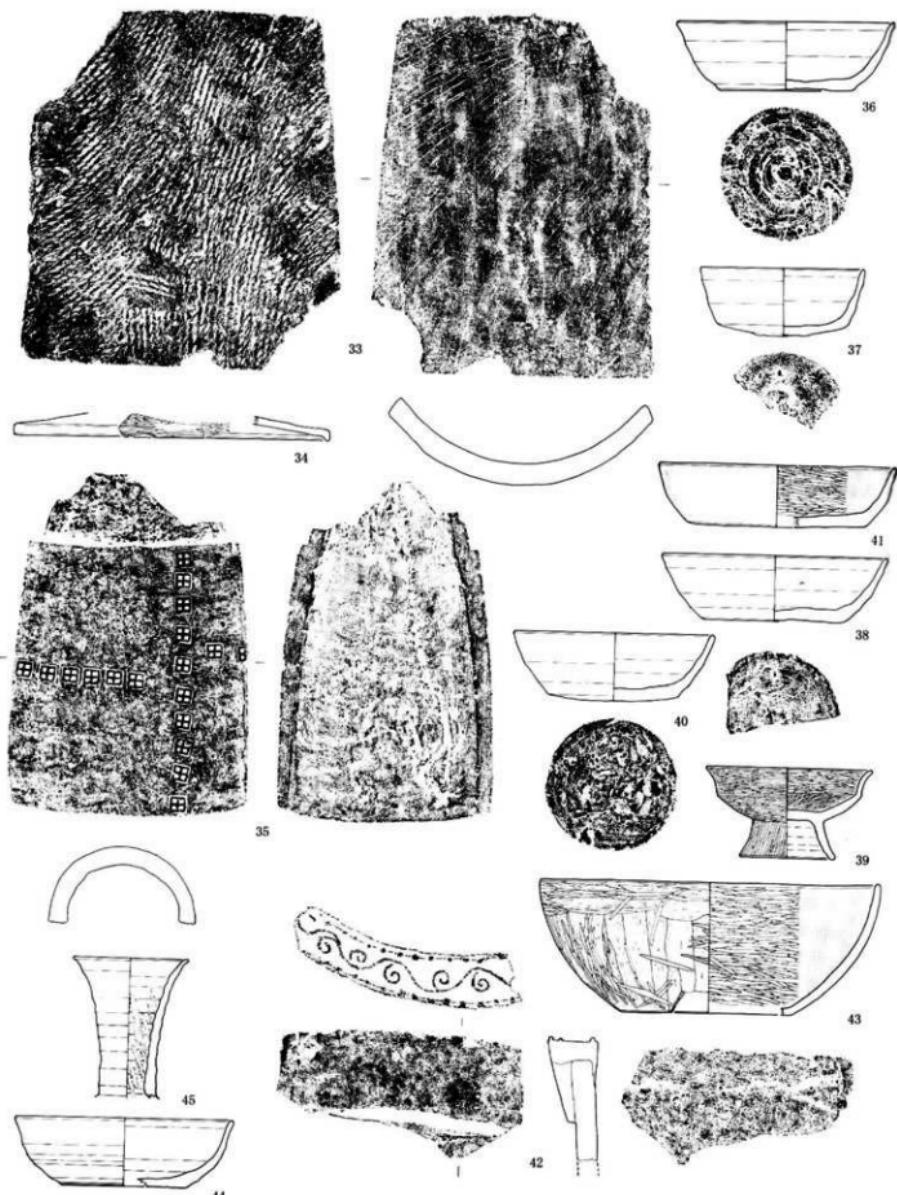
土師器坏（41）は非ロクロ調整のもので、須恵器坏の底部はヘラ切り後に軽いナデが行われるもの（36 ~ 38）、手持ちヘラケズリが行われるもの（40）がある。偏行唐草文軒丸瓦〔621〕（42）は政庁第 II 期の瓦である。この他に、住居床から須恵器坏の破片 1 点、平瓦 I C 類（凸面に格子叩き目）と II B 類 a タイプを含む平瓦 3 点、壁土 3 点などが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第 I 期と第 II 期のものがある。堆積土 1 ~ 7 層から土師器坏・蓋・甕の破片 40 点ほど、須恵器坏・高台坏・蓋・甕の破片 110 点ほど、重弁蓮華文軒丸瓦〔型番不明〕1 点、二重弧文軒平瓦〔型番不明〕、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 20 点ほど、平瓦 I A 類・I C 類（凸面に格子叩き目）・II B 類 a タイプを含む平瓦 70 点ほど、壁土 30 点ほどが出土している。土師器坏・蓋・甕は非ロクロ調整のものである。須恵器坏の底部片はヘラ切り後に軽いナデを行うもの 8 点、回転ヘラケズリのもの 5 点、手持ちヘラケズリのもの 1 点がある。丸瓦には「田」2 点と「占」3 点、平瓦には「田」1 点、「物」1 点刻印されたものがある。瓦のなかで時期がわかるものは政庁第 I 期と第 II 期のものがある。

【S I 2609 穫穴住居跡】（平面図：第 8 図、遺物：第 14 図）

【位置】 東地区南半部。

【他の遺構との重複】 S B2511 建物跡、S X2557 焼面より新しく、S X2631 焼土整地層、S K2559 土壙、S B2518 建物跡、S A2537 柱列跡より古い。

【検出状況】 ほぼ同位置で重複する S X2631 焼土整地層、S K2559 土壙下の地山面でほぼ、全体形



【縮尺は、33-35-42は1/5, 34-36~41・43~45は1/3。】

第14図 S I 2608、S I 2609 から出土した遺物

No.	種類	出土遺物・部位	特徴	登録番号	通番号
23	平瓦 II B 類 a タイプ	S12608 カマド袖	カマド裏袖に利用。内面熱のためもろくなっている。【政府第Ⅱ期】	S12608-R10	13145
34	土師器 壺	S12608 床	【内面】ヘラミガキ・黒色処理。口径(19.2)cm。	S12608-R1	13146
35	丸瓦 II B 類	S12608-6 層	【表面】無目「田」18個。【色調】内外面、黄褐色。	S12608-W11	13145
36	須恵器 砕	S12608-5 層	口径(13.2)cm、底径 8.0cm、器高 4.2cm、残存 2/3。【底部】ヘラ切り・軽いナグ。	S12608-R4	13146
37	須恵器 砕	S12608-2 層	口径(10.0)cm、底径(7.8)cm、器高 4.1cm、残存 1/3。【底部】ヘラ切り・軽いナグ。	S12608-R5	13146
38	須恵器 砕	S12608-3 層	口径(12.8)cm、底径(8.4)cm、器高 4.0cm、残存 1/4。【底部】ヘラ切り・軽いナグ。	S12608-R6	13146
39	須恵器 高台壺	S12608-3 層	口径(16.2)cm、底径 5.8cm、器高 5.5cm、残存 3/5。【外面部】内面ヘラミガキ、内面に施化物付着。【脚部】ロクロナゲ。	S12608-R7	13146
40	須恵器 砕	S12608-2 層	口径(12.4)cm、底径 8.0cm、器高 4.0cm、残存 2/3。【底部】手持ちヘラケズリ。	S12608-R8	13146
41	土師器 砕	S12609-1 層	口径(14.6)cm、底径(10.8)cm、器高 3.7cm、残存 1/3。北東隅から出土。【外面部】撲滅。【内面】ヘラミガキ・黒色処理。	S12609-R9	13146
42	編唐草文料平瓦 [621]	S12609-1 層	【正面中央】厚さ 3.0cm。【色調】内外面、灰褐色。【政府第Ⅱ期】	S12609-R10	13145
43	土師器 砕	S12609 床	口径(20.8)cm、底径(10.4)cm、器高 8.0 cm。残存 1/2。【外面部】ヘラケズリ・ヘラミガキ。【内面】ヘラミガキ・黒色処理。	S12609-R3	13146
44	須恵器 砕	S12609-1 層 (SX2631 烧地層)	口径(13.4)cm、底径(7.6)cm、器高 4.2cm、残存 1/4。【底部】ヘラ切り・軽いナグ。	S12609-R1	13146
45	須恵器 壺	S12609-1 層 (SX2631 烧地層)	口径(7.0)cm、底 G。【外面部】ロクロナゲ。【内面】ロクロナゲ・シボリ目。【脚部】特に瓶底、長石・石英の粒状合存。	S12609-R2	13146

() 内の数字は荷元数

を検出した。S K2559 土壌によって上部を、また、北辺は堆積層確認のためのトレーンチで壊されている。主柱穴はない。壁の高さは、S X2557 焼面のみられた北西隅で、床面から約 55 cm である。

【平面形・規模】 平面形は隅丸方形で、規模は南北が東辺で約 3.1m、東西は北辺で約 4.0m である。

【床面】 地山まで掘り下げ、黄褐色粘土ブロック・凝灰岩小片・炭化物・焼土を多量に含む褐色土を厚さ 5~10 cm 前後埋め戻し、その上面に厚さ 1~2 cm の貼床がある。

【カマド他】 本堅穴住居跡の南西隅は、S B2518 建物跡の柱穴で大きく壊されている。そして、この S B2518 建物跡の柱穴は、西側では堆積土が焼土を含む暗赤褐色土で側壁が焼けている東西方向の溝を壊している。この溝は西側をさらに新しい土壤で壊されているが、カマドの煙道と考えられたため、カマドは南西隅付近に付設されていたと推定される。なお、このカマドの推定位置は、S B2518 建物跡の柱穴で完全に壊されている。煙道は、幅約 30 cm、長さは約 10 cm 残存していた。

【周溝】 西辺と南辺東半部から東辺にかけて検出した。幅 18~30 cm で、深さは床面から約 15 cm である。堆積土は焼土・炭化物・黃色土ブロックを含む褐色土で、人為的に埋め戻されたものと考えられる。

【堆積層】 S X2631 焼土整地と一連の黄褐色粘土ブロック・凝灰岩小片・焼土を多量に含む褐色土で、一気に埋め戻されている。

【方向】 西辺でみると、南北基準線の北に対して東へ約 8° 傾る。

【出土遺物】 土師器壺(第 14 図 43)は床から出土したものである。須恵器壺(44)と壺(45)は堆積土 1 層出土である。土師器壺(43)は非ロクロ調整のものである。須恵器壺(45)は平城宮の分類で壺 G と呼ばれるものである。この他に、床から土師器壺の破片 1 点が出土した。堆積土からは土師器壺の破片 2 点、丸瓦 II 類を含む丸瓦 6 点、平瓦 II B 類 a タイプ¹を含む平瓦 9 点が出土した。土師器壺はいずれも非ロクロ調整のものである。平瓦には「物」1 点、刻印されたものがある。瓦のなかで時期がわかるものは政府第Ⅱ期ものである。

5) 焼面

今年度の第 71 次調査では S X2625・2626 焼面を新たに検出している。検出した焼面は昨年度の S

X 2556・2557・2561・2564 焼面と併せて 6 カ所となる。

【S X 2625 焼面】(平面図：第 6 図、断面図：第 10 図)

【位置】 東地区北端部中央の S B 2509 建物跡内北西部。

【他の遺構との重複】 S X 2628 整地層、S B 2512・2513 建物跡より古い。また、S B 2509 建物跡の内部にあるが、直接柱穴と重複していないことから S B 2509 建物跡との新旧関係は不明である。

【範囲・概要】 北側の排水溝から溢れ出て建物内部に堆積した砂質土上面で確認したものである。南側が後世の削平と S B 2512 建物跡の東側柱列の柱穴で、また北半部を S B 2513 建物跡の東側柱列の柱穴で壊されているが、南北約 150cm、東西約 90cm の方形の範囲が赤色～暗赤褐色に変色していた。

【S X 2626 焼面】(平面図：第 6 図、断面図：第 11 図)

【位置】 東地区中央部北寄りの S B 2510 建物跡内西半部。

【他の遺構との重複】 S B 2514・2535 建物跡、S I 2608 壁穴住居跡、S A 2533・2534 柱列跡より古い。また、S B 2510 建物跡の内部にあるが、直接柱穴と重複していないことから S B 2510 建物跡との新旧関係は不明である。

【範囲・概要】 S B 2510 建物跡の西半部の南北 4 カ所に認められた。北側の 2 カ所の焼面は、厚さ 1 cm 以下の褐色砂質土と黄色土が互層になる薄い堆積土上面で認められた。S B 2514 建物跡の東側柱列の柱穴と S A 2533・2534 柱列跡の柱穴で分断されているが、南北約 3.5m、東西 1.5～1.9m ほどの不整形の範囲が堅く焼き縮まり、赤く変色していた。南側の 2 カ所の焼面は、北のものが南北 0.5m、東西 0.6m ほどの不整三角形の範囲が、最も南のものは、南北約 3m、東西約 2m の範囲が堅く焼き縮まり、赤色～暗赤褐色に変色していた。

【S X 2556 焼面】(平面図：第 6 図)

【位置】 東地区北半部の S B 2514 建物跡中央部南西寄り。

【他の遺構との重複】 S B 2535 建物跡、S X 2555 烧土整地層、S I 2508 壁穴住居跡より新しい。S B 2514 建物跡内部に位置するが、直接柱穴とは重複していないため、S B 2514 建物跡との新旧関係は不明である。

【範囲・概要】 S X 2555 烧土整地面で検出したもので、直径 1m ほどの円形の範囲が堅く焼き縮まり、赤色～暗赤褐色に変色していた。

【S X 2557 焼面】(平面図：第 8 図)

【位置】 東地区中央部南寄りの S B 2511 建物跡内中央部西寄り。

【他の遺構との重複】 S A 2537 柱列跡、S X 2631 烧土整地層より古い。S B 2511 建物跡の内部に位置するが、直接柱穴とは重複していないため S B 2511 建物跡との新旧関係は不明である。

【範囲・概要】 地山上に堆積している砂質土上面で確認したもので、S A 2537A・B 柱列跡北端部の柱穴に分断されているが、南北約 2.9m、東西約 0.9m の範囲が堅く焼き縮まり、赤く変色していた。

【S X 2561 焼面】(平面図：第 8 図、断面図：第 11 図)

【位置】 東地区南半部の S B 2518 建物跡内の中央部。

【他の遺構との重複】 S A 2537A・B 柱列跡より古く、S X 2631 烧土整地層より新しい。また、S B

S B 2518 建物跡の内部にあるが、直接柱穴と重複していないことから S B 2518 建物跡との新旧関係は不明である。

【範囲・概要】 南北約 1.8m、東西 0.8~1.5m の不整形の範囲が堅く焼き縮まり、赤く変色していた。焼けの著しい箇所では約 1.5cm の厚さ、薄い箇所では 2~5mm の厚さで赤褐色に堅く焼き縮まる。残りの悪い箇所では暗赤褐色に変色していた。

【S X 2564 焼面】 (平面図: 第 8 図)

【位置】 東地区南東隅部の S B 2594 建物跡内南東部。

【他の遺構との重複】 S B 2595 建物跡、S K 2485 土壙より古い。また、S B 2594 建物跡の内部にあるが、直接柱穴と重複していないことから S B 2594 建物跡との新旧関係は不明である。

【概要】 嵩上げの整地層上面に堆積した薄い砂質土上面で確認したものである。北側を S B 2595 建物跡の柱穴に、また西側を S K 2485 土壙に壊されているが、東西・南北とも約 1m の正方形の範囲が堅く焼き縮まり、赤く変色していた。

6) 土壙

S K 2618 土壙を新たに検出した。ところで、昨年度検出し、S X 2485・2558・2559 焼土整地としたものは、調査区南半に広く分布する S X 2657 整地層と一連のもので、土壙状に掘削された後に一気に埋め戻されているものと捉えられるため、S K 2485・2558・2559 土壙として扱うこととした。

【S K 2618 土壙】 (平面図: 第 6 図)

【位置】 東地区北端部西寄り。

【他の遺構との重複】 S B 2509・2512・2513 建物跡、S I 2607 竪穴住居跡、S X 2628 整地層より新しい。

【形態・規模】 南半部は後世に大きく削平されているため不明であるが、南北は約 6.8m 確認しており、東西約 3.2m、深さ約 20cm の南北に長い溝状の土壙である。

【堆積層】 3 層に分けられ、いずれも自然堆積である。1 層が黒褐色砂質土、2 層が褐灰色砂質土に黄褐色土が混じる土層、3 層が凝灰岩小片を含む暗赤褐色土である。なお、1 層の直上には非常に薄いが、灰白色火山灰層が堆積していた。

【出土遺物】 堆積層から土師器壺と甕の破片 60 点ほど、須恵器壺・壺・甕の破片 30 点ほど、須恵系土器壺 10 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 20 点ほど、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプを含む平瓦 20 点ほど、壁土 2 点、砥石 1 点が出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。砥石は砂岩である。

【S K 2558 土壙】 (平面図: 第 8 図)

【位置】 東地区中央部南寄り。

【他の遺構との重複】 S B 2511 建物跡、S X 2557 焼面より新しく、S B 2516・2517 建物跡、S A 2537 柱列跡、S K 2482・2554 土壙より古い。

【形態・規模】 南北約 4.1m、東西約 3.1m、深さ約 30cm の不整梢円形。

【堆積層】 粒径 5 mm～5 cm の焼土塊・炭片、明黄褐色粘質土ブロックを多量に含む褐色土で、一気に埋め戻したものである。

【出土遺物】 これまで図示したものに須恵器坏(『年報 1999』第 16 図 13)がある。底部はヘラ切り後に軽いナデが行われている。この他に堆積層から、土師器坏と甕の破片 8 点、須恵器坏・高台坏・壺・甕の破片 9 点、丸瓦 II 類を含む丸瓦 25 点ほど、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦 60 点ほど、壁土 2 点が出土している。土師器坏の破片は 2 点出土しており、いずれも底部資料で、非ロクロ調整で両面黒色処理した平底のもの、ロクロ調整で底部に回転糸切りの痕跡をもつものである。甕はいずれも非ロクロ調整のものである。丸瓦には「田」と刻印されたものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。内訳は、政府第Ⅰ期 6 点、第Ⅱ期 50 点、第Ⅲ期 5 点、不明 26 点である。

【S K2559 土壙】(平面図：第 8 図、遺物：第 15 図)

【位置】 東地区南半部。

【他の遺構との重複】 S B2511 建物跡、S I 2609 壁穴住居跡、S X2557 焼面より新しく、S B2518 建物跡、S A2537 柱列跡、S X2561 焼面より古い。

【形態・規模】 南北约 7.5m、東西 5.0m 以上、深さ約 55cm の不整形。

【堆積層】 粒径 5 mm～5 cm の焼土塊・炭片、明黄褐色粘質土ブロックを多量に含む褐色土で、一気に埋め戻したものである。

【出土遺物】 土師器坏(第 15 図 46)、甕(47)、須恵器坏(48～50)、高台坏(51)、円面鏡(52)が堆積層から出土した。このうち、土師器坏(46)と須恵器坏(48～50)は南西隅からまとめて出土したものである。土師器坏(46)は非ロクロ調整で平底のものである。須恵器坏(48)は底部回転糸切り後に体下部のみに回転ヘラケズリが行われるもの、坏(49・50)は底部ヘラ切り後に軽いナデが行われるものである。さらにこれまで図示したものに、須恵器坏(『年報 1999』第 16 図 14)、鉄釘または鉄鏃の破片 2 点(『年報 1999』第 16 図 15・16)がある。須恵器坏の底部は回転ヘラケズリが行われている。この他に、土師器坏・蓋・甕の破片 40 点ほど、須恵器坏・高台坏・蓋・甕の破片 40 点ほど、丸瓦 II B 類を含む丸瓦 70 点ほど、平瓦 I A 類・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦 80 点ほど、漆紙 2 点、壁土 20 点ほどが出土している。土師器坏と甕は非ロクロ調整のものである。坏には体部外面に段をもつものが含まれる。須恵器坏底部破片に、ヘラ切り後に軽いナデが行われるもの 6 点と回転ヘラケズリが行われるもの 3 点、手持ちヘラケズリが行われるもの 1 点がある。出土した漆紙 2 点に文字は確認できない。平瓦には「物」と刻印されたものが 1 点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政府第Ⅰ期と第Ⅱ期のものがある。その内訳は、政府第Ⅰ期 4 点、第Ⅱ期 76 点、第Ⅲ期 7 点、不明 64 点である。

【S K2485 土壙】(平面図：第 8 図、遺物：第 15 図)

一昨年度の第 69 次調査で S K2485 土壙として検出し、昨年度の 70 次調査で S X2485 焼土整地と改称したものである。

【位置】 東地区南東隅。

【他の遺構との重複】 S B2594 建物跡、S X2564 焼面より新しく、S B2595 建物跡、S A2537 柱列

跡より古い。

【形態・規模】南北約5.0m、東西約2.6m、深さ約40cmの楕円形。

【堆積層】粒径5mm～5cmの焼土塊・炭片、明黄褐色粘質土ブロックを多量に含む褐色土で、一気に埋め戻したものである。

【出土遺物】円面硯(第15図53)、重圓文軒丸瓦[241](54)、丸瓦II B類(55)が堆積層から出土した。丸瓦II B類(55)は凸面玉縁部に「下」とヘラ書が行われている。重圓文軒丸瓦[241](54)は政庁第II期のものである。さらにこれまで図示したものに、須恵器高台坏(『年報1998』第29図24)がある。この他に、土師器坏と甕の破片15点ほど、須恵器坏・高台坏・蓋・甕の破片15点ほど、丸瓦II B類を含む丸瓦10点ほど、平瓦IA類・II B類aタイプを含む平瓦70点ほどが出土している。土師器坏と甕は非ロクロ調整のものである。須恵器坏の底部破片はヘラ切り後にナデが行われるものが2点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第I期と第II期のものがある。その内訳は、政庁第I期5点、第II期57点、不明23点である。

【SK2481 土壙】(平面図:第8図)

【位置】東地区中央部。第69次調査で一部検出したものである。

【他の遺構との重複】SB2516・2517建物跡、SK2481・2482・2549・2550土壙より新しい。

【形態・規模】東西約10.7m、南北約2.5mの東西に長い溝状の土壙で、深さ約55cmある。

【堆積層】3層に分けられ、いずれも自然堆積とみられる。1層が暗褐色土、2層が暗褐色土に黄褐色土が混じる土層、3層が暗い褐色土である。

【出土遺物】これまで図示したものに、須恵系土器坏(『年報1998』第26図1)と灰釉陶器塊口縁部(『前書』前図2)、鉄釘(『前書』前図3)、平瓦II C類(『前書』前図4)がある。灰釉陶器塊口縁部は施釉及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。灰釉を刷毛塗りしていることから黒笛14号窯式期または黒笛90号窯式期のものと考えられる。出土した平瓦II C類は政庁第IV期のものである。この他に、土壙底から土師器甕の破片1点が出土した。土師器甕はロクロ調整のものである。堆積層から土師器坏と甕の破片60点ほど、須恵器坏・高台坏・蓋・甕の破片20点ほど、須恵系土器坏30点ほど、丸瓦II類を含む丸瓦10点ほど、平瓦IC類(凸面に格子叩き目)・II B類aタイプを含む平瓦20点ほどが出土した。土師器坏はロクロ調整のものである。須恵器坏の底部破片は回転糸切り後に調整を行わないものが出土している。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第III期のものがある。

(補注)須恵系土器坏(『年報1998』第26図1)と灰釉陶器塊(『前書』前図2)の出土層位は、それぞれ土壙底と1層に訂正する。

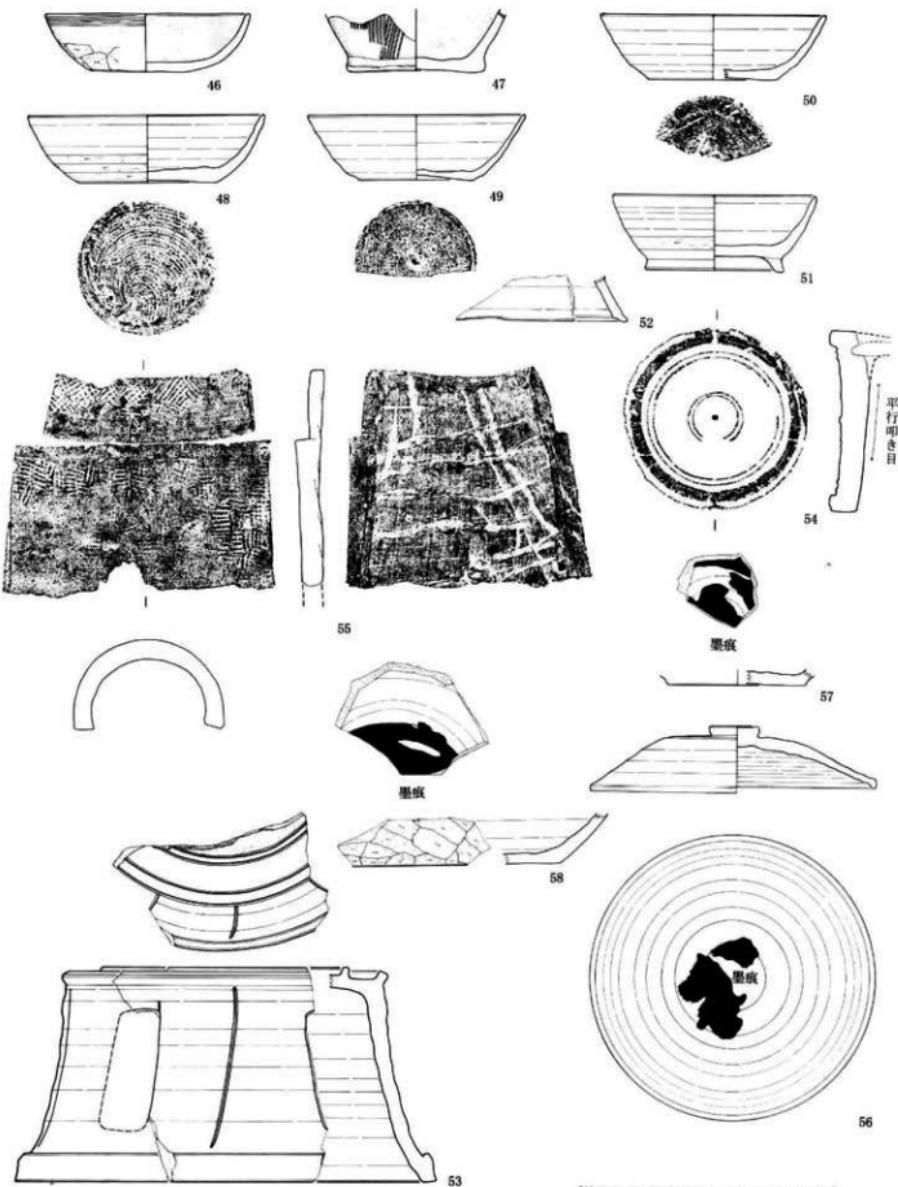
【SK2548 土壙】(平面図:第6図)

【位置】東地区中央部北寄り。

【他の遺構との重複】SB2510・2535建物跡、SX2555焼土整地層より新しい。

【形態・規模】平面形は南北約7.0m、東西約3.7mの不整楕円形で、深さは約40cmである。

【堆積層】8層に分かれ、人為的に埋められている。1層は炭片・地山粒を含むにぶい黄褐色土、2層は地山粒を多量に含む黒褐色土、3層は地山粒を多量に含むにぶい黄褐色土や褐色土、4層は地山粒を多量に含むにぶい黄褐色土、5層は褐色砂質土とにぶい褐色土が不均一に混じる土層、6層は炭



【縮尺は、46～53・56～58は、1/3、54・55は1/5】

第15図 SK 2559、SK 2485 (SX 2631 整地層)、SK 2548、SK 2551 から出土した遺物

No.	種類	出土遺構・層位	特徴	登録	番号
16	土師器 坯	SK2559-1層 (SX2631 懸地層)	全体的に摩滅が著しい。口径(12.6)cm、底径(6.0)cm、厚高(3.6)cm、残存4/5。【外面】口縁部にヘラカズリ。【内面】黒色処理。	SK2559-R1	13145
17	土師器 壺	SK2559-1層 (SX2631 懸地層)	全体的に摩滅が著しい。【底部】木乗假。【外面】ハケヌメ。	SK2559-R2	13145
18	須恵器 坯	SK2559-1層 (SX2631 懸地層)	口径14.6cm、底径8.4cm、厚高4.1cm、残存4/5。【底部】回転糸切り無調整。【外面】全体下部に回転ヘラカズリ。	SK2559-R3	13145
19	須恵器 坯	SK2559-1層 (SX2631 懸地層)	口径(13.4)cm、底径7.2cm、厚高4.0cm、残存1/3。【底部】ヘラ切り→軽いナデ。	SK2559-R4	13145
20	須恵器 坯	SK2559-1層 (SX2631 懸地層)	口径(13.8)cm、底径(7.8)cm、厚高4.0cm、残存1/3。【底部】ヘラ切り→軽いナデ。	SK2559-R5	13145
21	須恵器 高台坪	SK2559-1層 (SX2631 懸地層)	口径(12.4)cm、底径8.4cm、器高4.6cm、残存2/3。【外面】全体下部に回転ヘラカズリ。【底部】回転ヘラカズリ。	SK2559-R6	13145
22	円面鏡		須恵器蓋。脚部内面に凸筋あり。	SK2559-R7	13145
23	円面鏡	SK2485-1層 (SX2631 懸地層)	環形器(19.8)cm、底径(25.6)cm、器高13.1cm、残存1/6。【底部】内縫を持つ。墨痕有。【脚部】4組の透かしとその透かしの間に1条の縫隙。	SK2485-R1	13145
24	須恵文軒丸瓦 [241]	SK2485-1層 (SX2631 懸地層)	第70次出土(1314)、第70次 SX2569(E2)出土と接合。【正面】直径18.4cm、厚さ3.2cm。【色調】内外面、瓦褐色。【政府第Ⅱ期】	SK2485-R2	13160
25	丸瓦 II B類	SK2485-1層 (SX2631 懸地層)	【正面】平行印彫→ナデ→ヘラ書き「下」。【色調】内外面。褐色。	SK2485-R3	13160
26	須恵器 蓋	SK2548-6層	口径17.4cm、器高4.7cm、ほぼ完形。【つまみ縄】有形。【外面】ロクロナデ→回転ヘラカズリ。【内面】墨痕有。	SK2548-R8	13148
27	須恵器 坯	SK2551-3層	【内面】墨板有。底径(8.4)cm、残存1/4。	SK2551-R8	13147
28	須恵器 坯	SK2551-2層	【底部】手持ちヘラカズリ。【外面】全体下部にヘラカズリ。【内面】墨板有。	SK2551-R10	13147

() 内の数値は復元値

片を多く含む黒褐色粘質土、7層はにぶい黄褐色粘質土、8層は地山粒をやや多く含む褐色土である。

【出土遺物】須恵器蓋(56)が堆積土6層から出土している。須恵器蓋(56)は内面に墨痕がある。さらにこれまで図示したものに、6層出土の土師器坏(『年報1999』第19図32)、5層出土の須恵器坏(『前書』前図33・35)、4層出土の須恵器坏(『前書』前図34・36~39)と盤(『前書』前図40)、3層出土の細弁蓮花文軒丸瓦[310B]、(『前書』前図41)、鉄釘または鉄鎌の破片(『前書』前図42と43)がある。土師器坏はロクロ調整のもので、底部を回転糸切り後に回転ヘラカズリするものである。須恵器坏の底部は、ヘラ切り後にナデが行われるもの3点(『前書』前図33~35)、手持ちヘラカズリが行われるもの2点(『前書』前図36と37)、回転糸切り後に調整を行わないもの2点(『前書』前図38と39)がある。須恵器坏には「大」?、土師器坏には文字不明の墨書きされたものがそれぞれ1点ある。細弁蓮花文軒丸瓦[310B]は政府第IV期のものである。この他に、堆積層1~7層から土師器坏・蓋・甕の破片250点ほど、須恵器坏・蓋・壺・甕の破片150点ほど、緑釉陶器塊口縁部1点、二重弧文軒平瓦【型番不明】1点、丸瓦 I A類・II a類・II B類を含む丸瓦130点ほど、平瓦 I A類・I C類(凸面に矢羽状叩き目、格子)・II B類 aタケグ・II B類 bタケグ・II C類を含む平瓦180点ほど、壁土2点、砥石1点、が出土した。土師器坏はロクロ調整のものが含まれる。底部破片に回転糸切り後に調整を加えないものと回転ヘラカズリもしくは手持ちヘラカズリを行うものがある。須恵器坏の底部破片には、回転糸切り後に調整を加えないもの、ヘラ切り後に軽いナデを行うもの、回転ヘラカズリもしくは手持ちヘラカズリを行うものがある。須恵器坏底部外面には文字不明の墨書きされたものが1点ある。緑釉陶器塊口縁部は施釉及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。二重弧文軒平瓦凹面には「新・」のヘラ書きがある。平瓦には刻印「天」が押されたものが2点ある。瓦のなかで時期がわかるものに政府

第Ⅰ期と第Ⅳ期のものがある。

【S K2549 土壌】(平面図：第8図)

【位置】東地区中央部。

【他の遺構との重複】S A2536 柱列跡、S K2551 土壌より新しく、S K2552 土壌より古い。

【形態・規模】平面形は南北約5.3m、東西約2.5mの不整橢円形で、深さは約30cmである。

【堆積層】5層に分かれ、人為的に埋められている。1層は炭片・地山粒を少量含む黒褐色粘質土、2層は地山粒をやや多く含む灰黄褐色土、3層は地山粒を多く含むにぶい黄褐色土、4層は炭片を多く含む褐灰色土、5層は炭片を少量含む褐色粘質土である。

【出土遺物】堆積層1～5層から土師器坏と甕の破片40点ほど、須恵器坏と甕の破片20点ほど、丸瓦II類を含む丸瓦8点、平瓦II B類aタイプを含む平瓦15点ほどが出土した。土師器坏はロクロ調整のものが含まれる。土師器坏の底部破片には回転糸切り後に調整が行われないものと手持ちヘラケズリのものがある。須恵器坏の底部破片には回転糸切り後に調整が行われないもの、ヘラ切り後にナデが行われるものがある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅱ期と第Ⅲ期のものがある。

【S K2551 土壌】(平面図：第8図、遺物：第15図)

【位置】東地区中央部。

【他の遺構との重複】S B2516・2517 建物跡、S A2536 柱列跡、S K2550 土壌より新しく、S K2549 土壌より古い。

【形態・規模】東西約6.1m、南北約4.7mの不整形で、深さは約40cmである。

【堆積層】3層に分けられ、1層が褐色土、2層が炭片・地山粒を少量含む褐灰色土、3層が炭片を多量に含む黒褐色土で、下部がやや粘土化している。

【出土遺物】須恵器坏(第15図57)が堆積土3層から、須恵器坏(58)が堆積土2層から出土している。いずれも内面に墨痕がある。さらにこれまで図示したものに、3層出土の土師器高台坏(『年報1999』第20図52)・須恵器坏(『前書』第21図56と58)・高台坏(『前書』前図61)・甕(『前書』前図62)・須恵系土器高台鉢(『前書』第22図67)・灰釉陶器塊(『前書』前図65)・塊または皿の高台部(『前書』前図64)・置きカマド(『前書』第20図54)、2層出土の土師器坏(『前書』前図45・46・48・50)・須恵器坏(『前書』第21図57と59)・壺(『前書』第21図63)・須恵系土器坏(『前書』第21図55)・綠釉陶器香炉蓋(『前書』第22図66)、1層出土の土師器坏(『前書』第20図44・47・49)・高台坏(『前書』前図51)・耳皿(『前書』前図53)・須恵器坏(『前書』第21図60)・円面硯(『前書』第22図68)・細弁蓮花文軒丸瓦[311](『前書』前図69)がある。土師器坏はロクロ調整のもので、底部から体部下端に回転ヘラケズリが行われるもの、手持ちヘラケズリが行われるもの、回転糸切り後に調整を行わないものがある。須恵器坏の底部は回転糸切り後に調整を行わないものとヘラ切り後にナデが行われるものがある。綠釉陶器香炉蓋は釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるもので、外面に陰刻花蝶文がある。その陰刻花蝶文の形状から黒雀90号窯式期のものと考えられる。灰釉陶器塊または皿の高台部は、釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。高台部のものは断面角形の、黒雀14号窯式期のものと考えられる。細弁蓮花文軒丸瓦[311]は政庁第Ⅲ期のものである。この他に、堆積層1～7層か

ら土師器坏と甕の破片 400 点ほど、須恵器坏と甕の破片 70 点ほど、灰釉陶器皿口縁部 1 点、壺頸部 1 点、綠釉陶器塊体部 1 点、木器塊 1 点、赤漆の皮膜、偏行唐草文軒平瓦[621] 1 点、均整唐草文軒平瓦[721] 1 点、丸瓦 I A・II B 類を含む丸瓦 80 点ほど、平瓦 I A 類・I C 類(凸面に格子叩き目・矢羽状叩き目・平行叩き目)・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含む平瓦 150 点ほど出土した。土師器坏と甕はロクロ調整のものが含まれる。坏の底部破片には回転糸切り後に調整が行われないものと手持ちヘラケズリのものがある。須恵器坏の底部破片には回転糸切り後に調整が行われないもの、ヘラ切り後にナデが行われるものがある。灰釉陶器皿は釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。灰釉刷毛塗りであることから、黒笛 14 号窯式期もしくは黒笛 90 号窯式期のものである。綠釉陶器塊も釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。丸瓦 II B 類に「占」4 点、平瓦 II B 類に「物」1 点刻印のものがある。瓦のなかで時期がわかるものに政庁第Ⅰ期から第Ⅲ期のものがある。

7) その他の遺構

【S X2616 土壙】(平面図: 第6図)

【位置】東地区北端部東壁寄り。

【概要】土壙と、それに南側から接続する溝で、S X2629 整地層面で検出した。土壙の規模は、南北約 4.3m であるが、東西は東側が調査区外へ続いているため約 2.4m 確認している。平面形は東側へ張り出し、西側がくびれる梢円形をなす。深さは、検出面より約 2.3m である。なお西側の側壁は大きくえぐれてオーヴアハンギングしている。

溝は、上幅約 1.2m、底の幅が約 0.2m で、断面が「U」字形をなす。深さは地形の高い西側で検出面より 30~100 cm、東側では 10~20 cm で、底面は土壙のある北側へ向かって低くなっている。

【堆積層】堆積層は水性堆積の下層と人為的に埋め戻された上層に大別できる。上層は、凝灰岩小片を含む明褐色・明黄褐色・褐色・橙色砂質土で、6 層に細分できる。下層は灰黄褐色・ぶい黄橙色・橙色粘質土で 4 層に細分できる。

【出土遺物】遺物は出土していない。

【S X2563 錫冶遺構】(平面図: 第8図)

【位置】調査区東部の北寄り。

【概要】S X2559 焼土整地の周囲に分布する整地層の上面で検出しが、精査は行っていないため、詳細は不明である。直径約 35cm の円形で、壁が約 5 cm の厚さで固化していた。遺物は出土していないが、状況からみて小錫冶遺構とみられる。

【出土遺物】須恵器坏の破片 1 点が出土した。

(3) その他の遺構及び表土出土の遺物

第 71 次調査では、コンテナ 120 箱ほどの遺物が出土している。このうち主要な遺構から出土した遺物は、遺構ごとに説明を行った。ここではそれ以外の遺構と表土から出土した遺物の中で特徴的な遺

物について、その項目ごとに紹介する。

【灰釉陶器】

SK2619 土壌堆積層から塊体部 1 点・口縁部 2 点、SK2694 土壌堆積層から皿口縁部 1 点、表土から塊口縁部 1 点・高台部 2 点・皿口縁部 1 点・高台部 2 点・壺頭部 1 点が出土した。これらは、全て釉薬及び胎土から猿投窯製品と考えられるものである。表土から出土した塊と皿の高台部には、断面が方形である黒箇 14 号窯式期のものと断面が三日月形である黒箇 90 号窯式期のもの各 1 点がある。塊と皿については口縁部と体部の破片も、灰釉刷毛塗りであることから黒箇 14 号窯式期または黒箇 90 号窯式期と考えられる。

【硯】

円面硯(59~63)は表土から出土したものである。

【軒瓦と焼成前に穿孔した平瓦】

重弁蓮花文軒丸瓦[113](64)は SD2642 槽 1 層から、単弧文軒平瓦[640a2 タイプ](66)は S A 2647 柱抜取穴から、齒車状文軒丸瓦[427](65)・単弧文軒平瓦[640a1 タイプ](67)・二重波文軒平瓦[650b タイプ](68)は表土から出土したものである。この他に、SK2634 土壌から二重弧文軒平瓦[型番不明]が 4 点、表土から重弁蓮花文軒丸瓦[型番不明] 1 点・細弁蓮花軒丸瓦[310] 1 点・二重弧文軒平瓦[511] 2 点・[型番不明] 8 点が出土している。

平瓦 I C 類(69)は表土から出土したもので、焼成前の穿孔がある。この穿孔をもつ平瓦は軒瓦であった可能性が高い。

【壁土】

壁土は S A 2546 柱穴と S A 2647 柱穴から各 1 点、SD2643 槽と表土からそれぞれ 10 点ほど出土している。

【銅製品】

帶金具(70)は S A 2654 小ビットから出土したものである。

【鉄製品】

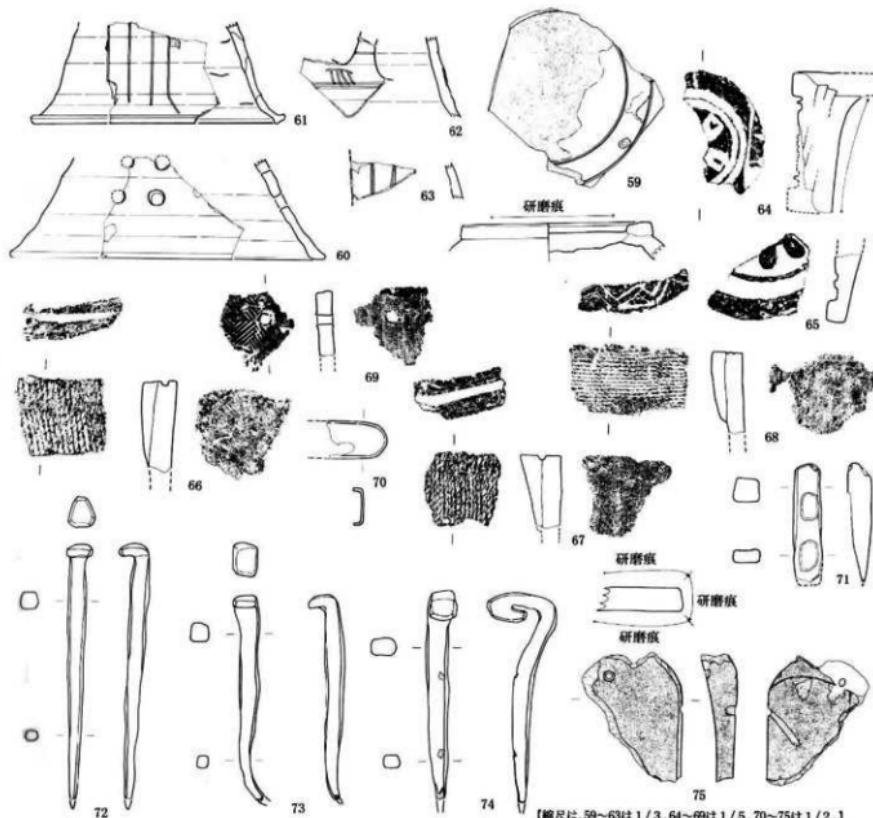
槍鉋(第 16 図 71)は SK2634 土壌堆積層から、和釘(72)は SK2619 土壌 2 層から、和釘(73・74)は表土から出土したものである。

【鉄滓】

鉄滓は、表土から 8 点出土している。

【砥石】

砥石(75)は表土から出土したものである。



【尺は、59~63は1/3, 64~69は1/5, 70~75は1/2。】

No.	種類	出土遺構・部位	特徴	登録	通番号
59	円面鏡	表土	素面質。全体的に粗粒なつくりである。【鏡部】径(11.8)cm。鏡面に研磨痕。内面は凸凹が大きい。【色調】内外面灰色。複数2/3。	表土-89	13150
60	円面鏡	表土	素面質。円凸に研磨迹。脚部径(10.4)cm。【色調】内外面赤褐色。	表土-R10	13150
61	円面鏡	表土	素面質。鏡面に研磨跡。脚部径(10.6)cm。【色調】内外面赤褐色。	表土-R11	13150
62	円面鏡	表土	素面質。鏡面に研磨跡。(底部不明)。【外面】平行する疣状突起と縦筋。【色調】外側、灰色。	表土-R12	13150
63	円面鏡	表土	素面質。鏡面に研磨跡(底不明)。縫隙3条。【色調】外側、灰色。	表土-R13	13150
64	重弁蓮花文軒丸瓦 [113]	SD2642-1層	【瓦当】高径(14.0)cm。厚さ2.5cm。【色調】外外面、灰白色。内部、暗色。【胎土】海産動物の骨針を含む。下伊那野茎製か?【政府第1期】	SD2642-R1	13166
65	単弧文軒丸瓦 [427]	表土	【瓦当】厚さ1.8~2.5cm。【色調】外外面、赤褐色。【政府第4期】	表土-R26	13167
66	単弧文軒平瓦 [640a2 タイプ]	SA2647 柱取穴	【瓦当】中央部3.7cm。【色調】灰褐色。【政府第II期】	SA2647-R2	13166
67	単弧文軒平瓦 [640a1 タイプ]	表土	【色調】外外面、灰褐色。【政府第II期】	表土-R34	13167
68	二重波文軒平瓦 [650b タイプ]	表土	【瓦当面中央】厚さ3.0cm。【色調】外外面、灰褐色。【政府第III期】	表土-R55	13167
69	平瓦 IC型	表土	楕形前頭孔。【背面】矢羽印跡。【胎土】石英粒を多く含む。【政府第1期】	表土-R45	13167
70	帶金具	SA2654 立穴	金網製。残存長3.5cm。径0.9cm×0.8cm。	71RM-2	13231
71	槍頭	SK2634-1層	鉄製。椎形斧4.8cm。径0.9cm×1.0cm。	71RM-4	13231
72	和釘	SK2619-2層	鉄製。10.4cm。径0.7cm×0.8cm。	71RM-5	13231
73	和釘	表土	鉄製。8.3cm。径0.7cm×0.8cm。	71RM-6	13231
74	和釘	表土	鉄製。8.7cm。径0.7cm×1.0cm。	71RM-7	13231
75	磁石	表土	円孔2個(研究)。他磁石。三面に研磨痕。泥質。	表土-R22	13150

第16図 SD2642、SA2647、SA2654、SK2634、SK2619、表土から出土した遺物

4. 考察

本年度の第71次調査は、城前地区を対象とした3年目の調査である。本年度を含めた3年間の調査（第69～71次調査）では、掘立式建物跡37棟、柱列跡36条、材木塀跡3条、堅穴住居跡6棟、井戸跡1基、鍛冶炉1基など多数の遺構を検出している。第71次調査は本地区を対象とした最終年度の調査にあたることから、ここでは最初に第71次調査の成果をまとめたうえで、これまでの第69・70次調査の成果との比較検討を通して本地区全体の官術の変遷・年代と特徴、建物跡の構造について考察することにする。

（1）第71次調査の成果

第71次調査は、調査区を丘陵北半部（北地区）と、第69・70次調査で精査が終了しなかつた東緩斜面部（東地区）に設定して実施している。検出した主要な遺構には、掘立式建物跡17棟、柱列跡18条、堅穴住居跡3棟があり、この他に4カ所で整地層も確認している。これらの遺構は、丘陵尾根の中央部である北地区と緩斜面部の東地区的2カ所に集中している。そして、東地区では遺構と整地層の複雑な重複関係が明らかになった。そこで以下では、東地区での重複関係を軸として、遺構の特徴・構成・配置関係から遺構期の設定を試み、その年代を検討してゆくこととする。

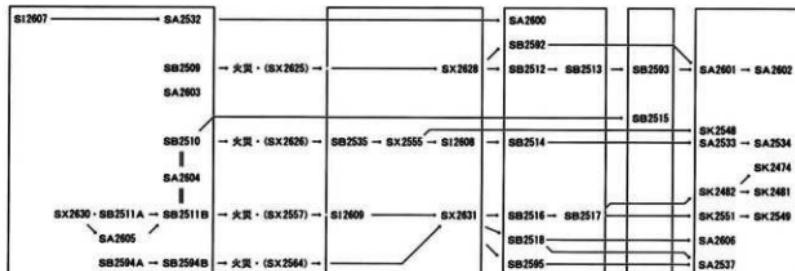
1) 遺構期の設定

① 東地区的遺構変遷

東地区で検出した遺構には、建物跡15棟（S B2509～2518・2535・2592～2595）、堅穴住居跡3棟（S I2607～2609）、柱列12条（S A2474・2532～2534・2536・2537・2600～2604・2606）、土壙6基（S K2485・2548・2549・2551・2558・2559）などがある。また、検出した建物跡はすべて南北棟建物跡である。

なお、古い遺構番号が混じっているのは、東地区的北端部以外は昨年度および一昨年度から調査を実施しているためである。

主な遺構の重複関係は以下のようになる。



第17図 第71次調査 東地区検出遺構重複関係

以上の重複関係の中で、S B 2509～2511・2594 建物跡は、北から順に S B 2509 建物跡、S B 2510 建物跡、S B 2511 建物跡、S B 2594 建物跡と並んでいる。この中の中央部に位置する S B 2510・2511 建物跡は約 10.5m 離れているが、ほぼ同規模の建物跡で、東西両側柱列の柱筋を揃えている。そして、S B 2510 建物跡とその北に位置する S B 2509 建物跡は東側柱列の柱筋を、また、S B 2511 建物跡とその南に位置する S B 2594 建物跡は、一度同位置で建て替えられている（A→B）が、西側柱列の柱筋を揃えている。以上のことから、S B 2509～2511・2594 建物跡は、柱筋を揃えて南北に並ぶ同時期の建物跡群と捉えられる。なお、これらの建物跡は、いずれも地山を切り出して平坦面を造成して建てられ、排水溝を伴うことでも共通し、その地山の切り出しラインもほぼ南北に揃えている。

S A 2604 柱列跡は、S B 2510・2511 建物跡の間に位置し、柱筋が両建物跡の東側柱列の柱筋に揃うこと、S A 2604 柱列跡の南北両端と S B 2510 建物跡南東隅・S B 2511 建物跡北東隅との柱間寸法が 1.3mほどと共通していることから、これらの建物跡に取り付く埠跡と考えられる。

【大規模な火災と焼失した建物群】

前述の S B 2509～2511 B・2594 B 建物跡については、建物内部の当時の地表面に S X 2625・2626・2557・2564 焼面がそれぞれ認められた。また、S B 2510・2511 B・2594 B 建物跡では、柱抜取穴あるいは柱切取穴の堆積土に多量の焼土・炭化物が含まれていることも確認できたことから、これら 4 棟の建物跡はいずれも火災で焼失した建物と考えられる。

ところで、いずれの建物跡も火災直後には同位置で建て替えられていない。このことは、一定期間内に存在した同時期の建物が、複数の火災で次々に焼失し、その後に再建されていないとみるよりは、同時に焼失した可能性が高いことを示している。したがって、S B 2509・2510・2511 B・2594 B 建物跡が焼失した火災は、一度の大規模な火災であったと考えられる。

【火災で焼失した建物群より古い遺構】

S B 2509～2511 B・2594 B 建物跡が火災で焼失した建物であることから、火災で焼失した建物群より古い遺構としては、S B 2511 A・2594 A 建物跡の他に、S B 2511 B 建物跡と重複して古い S A 2605 柱列跡、S X 2630 整地層がある。この中で、S X 2630 整地層は、重複関係と分布範囲から、S B 2511 A 建物跡の建築に伴う整地層と考えられる。

また、S A 2605 柱列跡は、S B 2511 A 建物跡との新旧関係は不明であるが、S X 2630 整地層より新しく、S B 2511 B 建物跡より古い。そして、S X 2630 整地層が S B 2511 A 建物跡の建築に伴う整地であることと、S A 2605 柱列跡の柱穴の規模が S B 2509～2511・2594 建物跡や S A 2604 柱列跡に較べかなり小さいことを考え併せると、S B 2511 A 建物跡の建築か、その建て替えに関連する柱穴と推定される。

【火災後の本格的に復興された建物群と焼土整地層】

火災後の遺構についてみると、南半部で、火災前の S B 2511・2594 建物跡より新しい S B 2516・2518・2595 建物跡は、S B 2516 建物跡と 2518 建物跡が東西両側柱列の柱筋を揃えている。また、S B 2595 建物跡と S B 2516・2518 建物跡は、火災前の S B 2511・2594 建物跡と同様に、西側柱列の柱筋を揃えている。したがって、S B 2516・2518・2595 建物跡は、一連の建物配置計画に基づいて建て

られた同時期の建物群と捉えられる。

一方、北半部の S B 2512 建物跡と S B 2514 建物跡は、東西両側柱列の柱筋をほぼ揃えて南北に並ぶことから、同時期の建物群と考えられる。また、S B 2512 建物跡とその北に位置する S B 2592 建物跡は、西側柱列の柱筋を揃えていることから、S B 2512・2514 建物跡と同時期の建物と考えられる。そして、南北でそれぞれ同時期とみられたこれらの建物跡群は、北半部の S B 2512・2514・2592 建物跡群の東側柱列と、南半部の S B 2516・2518・2595 建物跡群の西側柱列が、柱筋をほぼ揃えている。

したがって、これら 6 棟の建物跡は、すべて同時期の建物群と捉えられ、その直前の S X 2628 整地層、S X 2631 焼土整地層および S I 2608 壁穴住居跡の埋め戻しは、これら火災後の建物跡群の建築に伴う一連の整地地業と位置付けられる。

【火災直後の施設】

以上の火災後に建てられた建物群を基準にすると、火災後ではあるが重複関係でそれらの建物群より古い遺構と新しい遺構がある。古い遺構には、建物群に伴う一連の整地地業より古い火災直後の遺構である S B 2535 建物跡、S I 2608・2609 壁穴住居跡がある。

【本格的に復興された建物群の変遷】

また、建物跡群より新しい遺構としては、北端部の S B 2593 建物跡と、これと重複して新しい S A 2601・2602 柱列跡・S K 2618 土壙、北半部の S A 2533・2534 柱列跡、南半部の S A 2474・2537・2606 柱列跡、S K 2551・2549・2482 土壙がある。

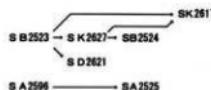
S B 2593 建物跡は、S B 2513 建物跡と一部重複しながらも位置を大きく北東へ移動して建てられており、同位置で一度建て替えられている (A→B)。そして、S B 2593 建物跡の廃絶後に建物跡は建てられず、南北に柱筋を揃えて並ぶことから同時期と考えられる S A 2601・2602 柱列跡、S A 2533・2534 柱列跡、S A 2537 柱列跡が構築されている。

なお、土壙については、S B 2593 建物跡、S A 2601・2602・2533・2534・2537 柱列跡との新旧関係を把握できないことから、後で出土遺物を検討してから遺構期を決めるにすることにする。

以上より、東地区では、計画的な建物配置をとる建物跡群→大規模な火災→火災直後の建物跡・壁穴住居跡→広範囲にわたる整地地業を伴って復興された建物跡群→建物配置に変化が生じた時期→柱列跡といった変遷を捉えることができた。

② 北地区の遺構変遷

北地区で検出した主な遺構としては、S B 2523・2524 東西棟建物跡、S A 2525・2596～2599 柱列跡、S K 2617・2620・2627 土壙、S D 2610・2621 槽がある。これら各遺構の重複関係をみると次のようになる。



第 18 図 第 71 次調査 北地区検出遺構重複関係

この中で、S B2523 建物跡は柱穴埋め土には焼土や炭化物が認められないが、柱抜取穴あるいは柱切取穴の堆積土中に多量の焼土や炭化物粒が認められた。また、S B2523 建物跡より新しいS K2627 土壌では、堆積土下部が焼土・炭化物を多量に含むいわゆる焼土層であり、一気に埋め戻されている状況を確認した。さらに、最も新しいS B2524A・B 建物跡の柱穴には、焼土粒・炭化物粒が多く認められた。

以上のことから、北地区でも S B2523 建物跡が火災に遭った建物で、火災後には、焼土を含む整地(S K2627 土壌の埋め戻し)を伴って、S B2523 建物跡から東へ約 6 m 移動した位置に、S B2524 建物跡が建てられたと考えられる。また、S B2524 建物跡は同位置で一度建て替えられている(A→B)。

③ 東・北地区における遺構変遷の関係

東地区における遺構の変遷に基づいて北地区で検出した遺構について検討すると、北地区の S B2523 建物跡は火災で焼失したとみられ、北側柱列が東地区の S B2509 建物跡の北妻と柱筋を揃えていることから、火災前の S B2509 建物跡と同時期の建物と考えられる。

また、S B2524 建物跡は、北側柱列が東地区の S B2512 建物跡の北妻と柱筋を揃えていることから、火災後に建てられた S B2512 建物跡と同時期の建物と考えられる。

④ 第 71 次調査における遺構期の設定

これまでの検討の結果より、第 71 次調査における重複関係を基にした主な遺構期とその変遷は、以下のようにまとめることができる。

A期：大規模な火災前の官衙

丘陵北半部中央に S B2523 建物跡、また東地区には、南北に柱筋を揃えた S B2509～2511・2594 建物跡を南北一列に配置しているが、以上の他に、その位置関係から建物に伴う埠と考えられる柱列跡がある。

東地区では、S B2510 建物跡の東約 4.5m にある S A2603 柱列跡と、西約 3.1m にある S A2532 柱列跡は、南北端が S B2509 建物跡の北端と S B2510 建物跡の南端にはほぼ一致し、方向もほぼ揃うことから、これらの建物跡に伴って構築された埠跡とみられる。

北地区では S B2523 建物跡の南約 3.5m に東西方向の S A2596 柱列跡があり、その配置関係と方向性から S B2523 建物跡に伴う埠跡と考えられる(註 1)。

したがって、A期の官衙は、S B2523・2509～2511・2594 建物跡と S A2604 柱列跡の他に、S A2532・2603・2596 柱列跡から構成されていることになる。

建物跡、柱列跡が整然とした配置をとる整備された官衙の成立した時期である。このA期の官衙は、S B2510・2594 建物跡が一度建て替えられていることから、一度改修されており、その後に大規模な火災によってほとんどの建物が焼失している。

なお、東地区では、S A2532 柱列跡より古い S I 2607 壓穴住居跡がある。この壓穴住居跡は、建物跡と共に官衙を構成する遺構とは考えにくく、これらの官衙の造営に関連する遺構と考えられる。

B期：火災後の施設と復興された官衙

重複関係、建物配置関係、遺構の特徴や構成から、火災直後の期間である B 1 期、復興された本格

的な官衙の時期であるB2期、これまでの建物配置が踏襲されないB3期に細分できる。

B1期：工房と考えられる東地区のSB2535建物跡や、火災後の処理や復興される官衙の造営に関連するとみられたSI2608・2609堅穴住居跡で構成される暫定期間。

SB2535建物跡は、柱穴をSB2510建物跡の焼失で生じたSX2626焼面の上面から掘り込んでいる。そして、柱を建てた後に、西側柱列に沿って建物内部の地山を切り出し、その壁際に石と瓦を組み合わせた暗渠を設置している。また、この建物の中央部には、縦（南北）約0.8m、横（東西）約0.6mの大型の砥石が据えられている。このような排水を重視した特殊な構造と砥石の存在から、この建物跡は砥石を用いる作業をおこなっていた工房跡と考えられる。

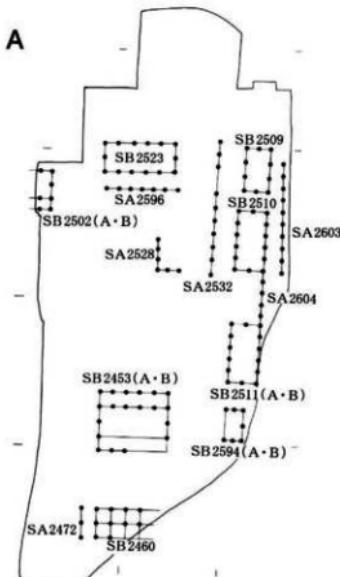
また、堅穴住居跡についても、建物跡と同時に存在して官衙を構成していた遺構とは考えられないことから、これらの遺構は、火災直後の後始末や、本格的な官衙復興に関連する造営期間の遺構と考えられる。

B2期：丘陵北半部中央にSB2524東西棟建物跡、東地区に柱筋を揃えてSB2592・2512（2513）・2514・2516（2517）・2595南北棟建物跡を南北一列に配置した本格的に復興された官衙の時期。

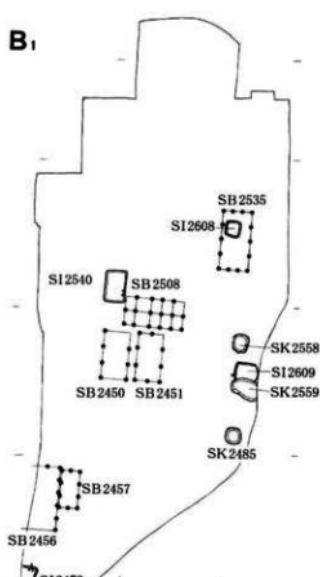
大規模な整地地業（北地区のSK2627土壤の埋め戻し、北端部のSX2628整地層、SI2608堅穴住居跡の埋め戻し、南半部のSX2631焼土整地層）を伴って官衙が造営されている。

以上の遺構の他に、建物跡との位置関係からこの時期の堀跡と考えられる柱列跡がある。

東地区的SA2600柱列跡は、SB2592建物跡の西側約2~2.5mに位置することと、その方向性か



第19図 城前地区A期遺構



第20図 城前地区B1の遺構

ら、SB2592 建物跡に伴う埠跡と考えられる。

北地区のSA2596 柱列跡より新しいSA2525 柱列跡は、SB2524 建物跡との位置関係と方向性からSB2524 建物跡に伴う埠跡と考えられる。また、SA2599 柱列跡もSB2524 建物跡との位置関係からSB2524 建物跡に伴う埠跡の可能性が考えられる。

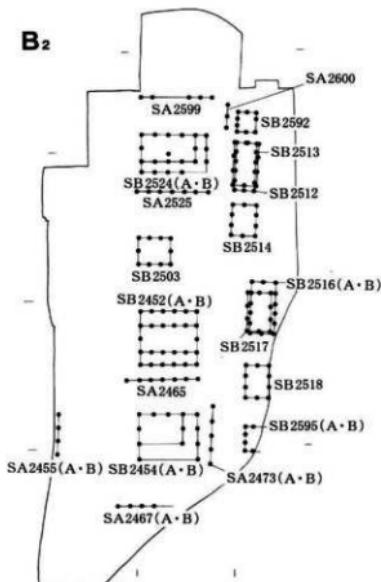
したがってB2期官衙は、SB2524・2592・2512～2514・2516～2518・2595 建物跡とSA2525・2599・2600 柱列跡から構成されており、火災によって焼失したA期の官衙同様、整然とした建物配置をとる火災後に復興された本格的な官衙である。

これらの建物跡の中では、SB2514・2516・2595 建物跡が同位置で一度建て替えられている(A→B)。そして、SB2516 建物跡は、SB2517 建物跡とも重複している。したがって、この時期の建物跡には3時期の変遷がみられることになる。

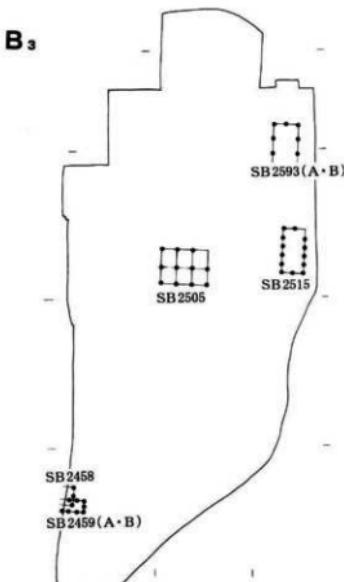
なお、SB2512 建物跡とSB2513 建物跡は、北妻を揃えてほぼ同位置で重複している。したがって、SB2513 建物跡は、SB2512 建物跡の規模を縮小してほぼ同位置で建て替えたものとみられる。同様に南半部のSB2517 建物跡は、南妻をほぼ揃えているSB2516 建物跡の規模を縮小してほぼ同位置で建て替えたものとみられる。

B3期：これまでの建物配置が踏襲されない時期である。

東地区北半部で、B2期官衙のSB2592 建物跡から東へ約3.5mの位置にSB2593 建物跡が建てられている。これまで踏襲されてきた建物配置が崩れたことから、官衙の性格に変化が生じた可能性が



第21図 城前地区B2期の遺構



第22図 城前地区B3期の遺構

考えられる。

この他に、S B 2510 建物跡より新しいS B 2515 建物跡は火災後のもので、建物跡の位置が北のS B 2593 建物跡と同様に、B 2 官衙のS B 25124 建物跡より東へ移動していること、S B 2593 建物跡と南北に並ぶ位置に近いことから、S B 2593 建物跡と同時期の建物である可能性が考えられる。

C期：B 3期のS B 2593 建物跡より新しい遺構としては、S A 2601・2602 柱列跡の他に、これらの柱列跡と柱筋を揃えて南に並ぶS A 2533・2534・2537 柱跡がある。

建物跡がみられず、本地区の官衙そのものに大きな変化が起きたことが想定される時期である。

2) 遺構期の年代

A期の年代ならびにB 1期・B 2期の年代について考察する場合、火災の年代を把握することが必要である。

S B 2594B 建物跡の掘方から非ロクロ調整の土師器の壊・甕と「丸」の刻印のある政庁第II期の平瓦が出土している。また、S B 2594B 建物跡に伴うS D 2614C 排水溝からは、「伊」・「占」の刻印のある政庁第II期の丸瓦が出土している。S B 2511B 建物跡に伴うS D 2613B 排水溝からは、非ロクロ調整の土師器壊・甕、底部が回転ヘラケズリ調整の須恵器壊の他に、640 単弧文軒平瓦、「占」・「伊」の刻印のある丸瓦、「丸」の刻印のある平瓦など政庁第II期までの瓦が出土している。

一方、火災後のS X 2628 整地層・S X 2631 焼土整地層およびS K 2558・2559・2485 土壌からも多量の遺物が出土している。土師器は、ロクロ調整のものが2点出土しているだけで、大部分が非ロクロ調整のものである。壊には体部に段を持つ丸底のものと平底のものがある。須恵器の壊では底部の切り離し技法と調整が、ヘラ切りからナデ調整のもの、回転ヘラケズリ調整のもの、手持ちヘラケズリ調整のものがみられる。この中の回転ヘラケズリ調整のものには、底部の切り離し技法が回転糸切りのものもみられる。

瓦は、政庁第II期のものが主体を占めるが、側端部に凸型台圧痕のみられるII B類 bタイプや、赤褐色を呈する政庁第III期の平瓦が少量みられる。

以上の出土した遺物の特徴から、この火災の年代は、政庁第II期以降の8世紀後葉頃と考えられる。

ところで、本地区と隣接する政庁地区では、8世紀後葉に大規模な火災に遭っていることが判明しており、この火災は『続日本紀』宝亀11(780)年3月22日条にみえる、伊治公皆麻呂の乱に際して、多賀城が攻撃されて火を放たれたという記事に符合するものと考えられている(註2)。したがって、年代的にほぼ一致する本地区的火災も、政庁と同様に、宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂乱に起因するものとみられ、そのことから、A期官衙の終末年代は、780年と捉えられる。

創建年代については、A期官衙とみたS A 2532 柱列跡より古く、A期官衙の造営に関連すると考えたS I 2607 壓穴住居跡から、非ロクロ調整の土師器の甕と須恵器の壊、政庁第I・II期の平瓦が出土している。したがって、A期官衙の創建年代は、上限年代がII期の瓦が製作された年代、すなわち国分寺建立の詔が出された天平15年(743)となり、S B 2511・2594 建物跡が1度建て替えられていることより、8世紀の中頃を中心とした時期と考えられる。

火災直後の暫定時期であるB1期の年代、すなわちB2期官衙の造営年代については、S I 2608 穫穴住居跡から非クロコ調整の土師器の壺・蓋・甕と、ヘラ切り後にナデ調整・手持ちヘラケズリ調整の施された須恵器壺が出土している。瓦は、政府第I・II期までの軒平瓦・平瓦が出土している。このことから、この住居跡の年代は、780年からさほど時期の隔たらない8世紀後葉頃と考えられる。

また、後述するように、政府跡では火災直後に掘られ、短期間の後に埋め戻されているとみられた土壌出土の漆紙文書の検討から、火災後の本格的な官衙の造営時期を延暦2年（783）からあまり隔たらない頃に考えている（註3）。これらのことから、本地區のB2期官衙の造営年代も、やはり政府地区と同様に延暦2年（783）からあまり隔たらない時期と考えられる。

火災後に復興されたB2期官衙の終末年代については、S B 2524 B建物跡の柱切取穴および柱抜取穴からロクロ調整の土師器、須恵器、灰釉陶器、綠釉陶器、政府第III期までの瓦が出土している。この中で灰釉陶器は高台碗で、高台部の断面が方形であるから黒雀14号窯式期のものとみられ、年代は9世紀前半頃のものと考えられる（註4）。このことからS B 2524 B建物跡は、9世紀前半以降に廃絶した9世紀代の建物跡と考えられる。

官衙の建物配置が変化したB3期は、B2期の年代及び後続するC期の年代からみて、9世紀の中頃から後半代を中心とした時期と考えられる。

C期では、S A 2534 柱列跡の柱抜取穴からはロクロ調整の土師器壺と政府第III期の311細弁蓮華文軒丸瓦が出土している。また、S A 2602 柱列跡の掘方からはロクロ調整の土師器や須恵器、瓦の他に須恵系土器の壺が出土しているが、灰白色火山灰はみられない。したがって、C期の年代はS A 2534 柱列跡の年代が9世紀以降で、S A 2602 柱列跡の年代が灰白色火山灰の降下以前の10世紀前葉頃（註5）と考えられることから10世紀前葉頃を中心とした時期とみられる。

3) その他の遺構の検討

次に、これまで遺構期との関係を検討してこなかった主な土壌についてここで検討する。S K 2548・2549・2551 土壌の堆積層は、いずれも自然堆積とみられ、S K 2548 土壌からは政府第IV期の310B軒丸瓦が出土している。また、S K 2549・2551 土壌では、S K 2551 土壌が古く、S K 2551 土壌から須恵系土器が出土している。したがって、これらの土壌の年代は、S K 2548 土壌が政府第IV期の貞觀11年（869）以降、S K 2549・2551 土壌が10世紀前葉頃に埋没した土壌とみられる（註6）。

S K 2482・2618 土壌は堆積土に灰白色火山灰層がみられることから、10世紀前葉頃にはかなり埋設していることがわかる。S K 2481 土壌は須恵系土器が出土している（『年報1998』）ことから10世紀前半頃のものと考えられる。

北地区的S K 2617・2620 土壌は、S K 2617 土壌の堆積土上層に灰白色火山灰層が認められ、ともに須恵系土器が出土しており、10世紀前半頃のものである。

以上より、これらの土壌は、その年代観から前述のC期の遺構と考えられる。この他、S A 2474 柱列跡はS K 2482 土壌より新しいことから10世紀初頭以降のものである。

重複しているが時期の特定ができない遺構として、東地区的S A 2536・2606 柱列跡、S K 2481 土壌、

北地区のS K2617 土壙、S D2621 溝がある。

東地区のS A2536 柱列跡は、他の遺構との配置関係からA期とみることもできる。しかし、重複関係からはB 2期より古いことしかいえないため、ここではA期あるいはB 1期の柱列跡と捉えておく。

S A2606 柱列跡は、南東部東壁際で検出している柱列跡であるが、柱穴の埋め土からロクロ調整の土師器が出土していることから年代は9世紀以降のもので、B 2期のS B2518 建物跡より新しいことからB 3期～C期のものとみられる。

また、S D2621 溝は、堆積土から須恵系土器が出土していることからC期のものと考えられる。以上の他、重複しない遺構として北地区のS A2597・2598 柱列跡、S D2610 溝がある。

北地区のS A2597・2598 柱列跡については、S A2597 柱列跡からは遺物が出土していないため、時期は特定できないが、S A2598 の柱筋はS B2523 建物跡の西妻柱筋とほぼ一致することから、A期の可能性が考えられる。

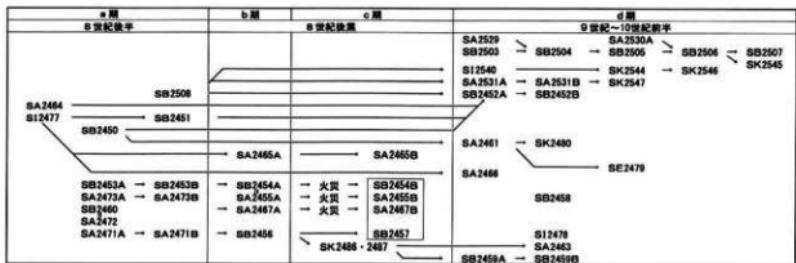
S D2610 溝は、政府跡の立地する丘陵の南斜面が本地区官衙の立地する丘陵の境を南北に分断する東西方向の大溝である。出土遺物は少量であるが古代末頃までの土器がみられることから、このころに埋没した古代の溝と考えられる。

(2) 城前地区官衙の遺構期と様相

1) 城前地区官衙の遺構期

昨年度、一昨年度の調査成果との比較検討を通して、本地区全体における遺構期について整理しておきたい。なお、今年度の調査区は、昨年度の東区を再度調査していることから、中央部と西部で検出した主な遺構について検討することになる。

昨年までの調査では、本地区における遺構は、西部、中央部、東部の3カ所に集中しており、それらの間には帯状の空白地があること、中央部には主に東西棟建物跡、東部では南北棟建物跡が配置されていること、また、東部と中央部で計画的に配置された奈良時代の官衙の存在が確認されている。昨年度までの調査成果をまとめれば次のような表になる。



第23図 第69・70次調査 検出遺構変遷

次に今回の調査で把握できた遺構期に基づいて、昨年度までの遺構期について検討してゆく。

【火災で焼失した奈良時代の官衙】

昨年度までの成果の中で、火災前の奈良時代の遺構としては、中央部南半で北から順に、床張りの S B2508 東西棟建物跡、S B2450・2451 南北棟建物跡、南北に廊を持つ S B2453 東西棟建物跡、床張りの S B2460 東西棟建物跡とその西側の S A2472 柱列跡がある。これらの建物跡と今回の北地区で検出したA期の建物跡である S B2523 建物跡の配置関係をみると、S B2453・2460 建物跡と S B2523 建物跡の西妻の柱筋が一致している。このことから、これら S B2453・2460 建物跡は S B2523 建物跡と同様にA期の官衙を構成する建物群と捉えられる。したがって、柱筋の揃わない S B2450・2451・2508 建物跡については、A期の官衙を構成する建物とは考えられないことになり、次項で検討する。

S A2528 柱列跡は、S B2453 建物跡と S B2523 建物跡の間に位置する重複関係では最も古い「L」字形の堀跡である。南北方向の柱筋の南北延長線が S B2453・2523 建物跡の東妻から1間目の梁行柱筋に、東西方向の柱筋が S B2510 建物跡の南妻の柱筋にほぼ一致することから、A期の遺構と考えられる。

以上の他に、S B2502 建物跡は、北側柱列の柱筋が S B2523 建物跡の南側柱列の柱筋とほぼ揃うことからA期の遺構と考えられる。

なお、S I 2477 壁穴住居跡は床面から政庁跡第II期の瓦が出土しており（『年報1998』）、重複関係でも最も古いことから、今回の調査で検出した S I 2607 壁穴住居跡と同様に、A期の营造に関連する遺構と考えられる。

【火災後の暫定的な時期の遺構】

ところで、第69・70次調査では、前述の S B2453・2460 建物以外に S B2450・2451・2508 建物跡も奈良時代の遺構と考えていた。すなわち、第69次調査では、S B2450 建物跡を火災前の S B2453 建物跡に伴う付属建物で、位置を変えて S B2451 建物跡に建て替えていた。

しかし、そのように考えた場合、S B2450・2451 建物跡は、東西棟建物跡で構成される中央部で、この2棟だけが南北棟建物であり、その配置は、この2棟の建物跡を除いたA期官衙の全体的な建物配置からみて不自然である。そして、A期官衙の建物跡の中で、建て替えられている S B2511・2594 建物跡が、配置関係を踏襲するために同位置で建て替えられていることからすれば、S B2450 建物跡が大きく位置を変えて S B2451 建物跡に建て替えられていることも整然とした建物配置をとるA期官衙を構成する建物とは考えにくく、B期以降の建物跡と考えられる。

一方、重複関係では S B2450・2451 建物跡は、後述する火災後の復興された官衙を構成するとみられる S B2452 建物跡より古い。したがって、S B2450・2451 建物跡は、火災直後の暫定的な時期の建物跡である可能性が高いと考えられる。

また、第70次調査では、S B2508 建物跡を8世紀代に遡る可能性のあるものと考えている。この S B2508 建物跡については、後述する S B2452 建物跡より古いくことからA期かB1期の建物跡である。そして、A期の建物配置には当てはまらない建物であることから、ここでは火災直後のB1期の建物

と考えておきたい。

【火災後に復興された官衙】

昨年度までの調査で火災後の建物跡とみられた建物跡には、中央部南半で柱穴埋め土に焼土・炭化物を多量に含み南と東に廂をもつS B2454 建物跡とこれに伴う東側と南側の S A2473・2467 柱列跡、北と南に廂をもつS B2452 建物跡と南側の S A2465 柱列跡の他に、南北両端が S B2454 建物跡南北両側柱列の柱筋の西延長線上に位置し、柱穴堀方埋め土に焼土を含む S A2455 柱列跡がある。これらの中の S B2454・2452 建物跡と北地区の S B2524 建物跡は、西妻の柱筋を揃えて南北に並んでいる。したがってこれらの建物跡は同時期の建物群、すなわち B 2 期の官衙を構成する建物群と考えられる。また、S B2524 建物跡と S B2454 建物跡はともに東と南に廂をもつことでも共通している。

ところで、北半部で連続して建て替えられている S B2503～2507 建物跡も西妻の柱筋をこれらの建物跡の西妻の柱筋に揃えている。そして、この中の S B2506・2607 建物跡の柱穴堀方埋め土には灰白色火山灰ブロックが認められることから、S B2506・2507 建物跡は C 期の建物になる。したがって、これら S B2503～2507 建物跡は、B 2 期から C 期まで連続して存在し続けた建物と捉えられ、確実に把握できることは、S B2503 建物跡が B 2 期、S B2506・2507 建物が C 期の建物ということである。

【これまでの建物配置が踏襲されず建物数が減少した時期】

復興された官衙の建物配置に変化がみられる時期であるが、昨年度までの調査では、出土遺物の年代から西側でみられた S B2458・2459 建物跡が相当するとみられる。なお、この他、中央部北半の建物跡では、S B2505 建物跡がこの時期の建物跡である可能性が考えられる。

以上の他に、第 69 次調査で検出した S B2456・2457 建物跡、S I 2478 壓穴住居跡がある。S B2456・2457 建物跡は、出土遺物からみて B 1～B 2 期の遺構とみられるが、全体的な建物配置からみれば B 1 期の可能性をここでは考えておきたい。また、S I 2478 壓穴住居跡は出土遺物からみて B 1 期の遺構と考えられる。

2) 遺構期とその様相

これまでの検討から、城前地区全体の遺構期は、今年度に設定した遺構期を軸にして次のようにまとめられる。

A 期：宝亀 11 年（780）の火災で焼失した奈良時代の官衙である。

S B2453・2460・2502・2523・2509～2511・2594 建物跡、S A2472・2528・2532・2596・2603・2604 柱列跡以外に、A 期の造営に関連する遺構として、S I 2477・2607 壓穴住居跡が、また S B2511A・B 建物跡の造営あるいは替営に関連する遺構として S A2505 柱列跡がある。

中央部南半には床張りの S B2460 建物跡と、南北に廂をもつ S B2453 建物跡を配置している。そして、中央部北半には S B2523 建物跡、東側には北から順に S B2509～2511・2594 建物跡が南北一列に計画的に配置されている。このような建物配置から、この官衙では中央部南半の 2 棟の S B2453・2460 東西棟建物跡がこの官衙の中心建物とみられ、これらの建物跡の北と東を囲むように、北の S B2523 建物跡と東側の S B2509～2511・2594 建物跡が整然と配置された形をなしている。

また、東側の S B 2509～2511・2594 建物跡は、北の S B 2509・2510 建物跡と南の S B 2511・2594 建物跡の 2 群に分けられ、いずれも地山を切り出し、低い部分に盛り土（S B 2511 建物跡では S X 2630 整地層）して造成した後に建てられており、周囲に排水溝を設けている。そして、後述するように S B 2509～2511・2594 建物跡は、床張りである可能性が考えられた。

柱列跡についてみると、北の S B 2523 建物跡の南には S A 2596 柱列跡、東の S B 2509・2510 建物跡の西側と東側には S A 2532・2603 柱列跡がそれぞれ構築されている。これらの柱列跡は、中央部南半の S B 2453・2460 建物跡を中心とした中央部の場と、周辺となる北の S B 2523 建物跡および東側の S B 2523・2509～2511・2594 建物跡とを区別するように配置されていることから、官衙の内部における中央部とその周辺といった場所の性格の違いを区別するために設けられた場である可能性を示している。

S A 2528 柱列跡は、S B 2453 建物跡と北地区の S B 2523 建物跡の間にある空閑地に設けられた「L」形の跡である。

ところで、S A 2528 柱列跡の西側約 10m には 2 個の柱穴がある。この 2 個の柱穴を結ぶ柱筋は、S A 2528 柱列跡の東西方向の柱筋とほぼ一致し、その規模・形状や埋め土の特徴が、S A 2528 柱列跡の柱穴と類似している。そして、S A 2528 柱列跡を S B 2523・S B 2453 両建物跡の東西中心線で折り返した場合、S A 2528 柱列跡東端とそこから 1 間目の柱穴は、西半部で検出した 2 個の柱穴にほぼ重なる。のことから、南北方向の柱列を堅穴住居跡と土壤で完全に壊されているため東西に並ぶ 2 個の柱穴しか検出できなかったが、S B 2523・S B 2453 両建物跡の東西中心線を軸として、S A 2528 柱列跡と東西対称をなす逆「L」字形の柱列跡の存在を想定することも可能である。そして、仮にそのように考えた場合、東・西の「L」字形の柱列跡で挟まれた東西幅約 9m、長さ南北約 6m の空閑地は、北の S B 2523 建物跡南前面の広場から南の S B 2460・2453 建物跡を中心とした場所をつなぐ通路とも想定できる。

B 期：火災後の官衙の時期で、直後の暫定期間の遺構群、本格的に復興された官衙の時期、官衙の建物配置が踏襲されず建物数が減少した時期に細分できる。

B 1 期：宝亀 11 年（780）の火災で焼失した直後の遺構群。

S B 2450・2451・2456・2457・2508・2535 建物跡、S I 2478・2608・2609 堅穴住居跡から構成される。

丘陵の中央部に S B 2450・2451・2508 建物跡、東側には工房とみられる特殊な構造の S B 2535 建物跡、S I 2608・2609 堅穴住居跡、西側の南端部には S B 2458・2459 建物跡、S I 2477 堅穴住居跡がみられる。これらの遺構の配置に規則性は認められない。火災後の後始末や、後の官衙の復興に伴う造営期を含めた時期と捉えられる。

B 2 期：火災後の延暦 2 年（783）年からさほど隔たらない時期に復興された官衙。

S B 2452・2454・2503・2512～2514・2516～2518・2524・2592・2595 建物跡、S A 2455・2465・2467・2473・2525・2600 柱列跡から構成される。

中央部には北から順に、S B 2524 建物跡、S B 2503 建物跡、S B 2452 建物跡、S B 2454 建物跡が、

東側には、北から S B2592・2512・2514 建物跡群、S B2516・2518・2595 建物跡群が配置されている。そして、中央部の建物跡では、S B2452 建物跡の南に S A2465 柱列跡、S B2454 建物跡の東と南に S A2473・2467 柱列跡、また、東側の建物跡では S B2592 建物跡の西側に S A2600 柱列跡がそれぞれ構築されている。その他、S B2454 建物跡の西側約 17m に S A2455 柱列跡がある。

中央部の建物跡は、S B2503 建物跡が新たに建てられているが、いずれも A 期と同様に西妻の柱筋をほぼ揃え、位置を A 期の建物跡より北東へ移動して建て替えられている（例えば S B2460 建物跡は S B S B2454 建物跡へ）。すなわち、A 期官衙の建物配置を基本的に踏襲し、そのまま北東へ移動した形と捉えられる。

また、東側の南北一列に並ぶ建物跡群は、北端部の S X2628 整地層、S I 2608 竪穴住居跡の埋め戻し、広範囲にわたる S X2631 焼土整地層を伴って造営されており、北の S B2592・2512～2514 建物跡と、南の S B2516～2518・2595 建物跡の 2 群に分けられる。このように 2 群に分けられる建物群が南北一列に配置されるあり方は、建物跡の数は異なるが、やはり中央部と同様に火災前の A 期官衙の建物配置を受け継いでいると考えられる。

このように B 2 期官衙は、その規格性はやや失われているが、A 期官衙の建物配置を基本的に踏襲していると捉えられる。したがって、B 期官衙と A 期官衙の性格は、火災で A 期官衙が焼失したにもかかわらず、一貫して同じであると考えられる。したがって、この B 2 期は、火災前の A 期官衙を本格的に復興した時期と捉えられる。

B 3 期：これまでの建物配置が踏襲されず建物数が減少した時期である。

S B2458・2459・2505・2515・2593 建物跡から構成される。

中央部では、B 2 期に配置された S B2503 建物跡が建て替えられている以外に建物跡はみあたらぬ。また、北東部で S B2593・2515 建物跡と、南西部で S B2458・2459 建物跡が確認できるだけである。これまで踏襲されてきた建物配置が失われた時期であり、このことは、この官衙の性格に変化が生じたことを示している。

C 期：中央部北半に 1 棟の建物を配置し、それ以外は柱列跡、土壌がみられる時期で、官衙そのものの性格に変化が起きた時期である。

S B2506・2507 建物跡、S A2533・2534・2537・2601・2602 柱列跡、S K2481・2482・2548・2549・2551・2617・2618・2620 土壌、S D2621 溝から構成される。

中央北半部で S B2506・2507 建物跡が断続的に建て替えられている以外建物跡はみられず、東側に S A2601・2602・2533・2534・2537 柱列跡および S A2474 柱列跡と S K2548・2549・2551 土壌などがみられる時期である。本地区そのものの官衙としての使われ方が大きく変化した時期と捉えられ、官衙の終末期である。

なお、西半部で検出しているこの他の柱列跡については、時期を特定する事はできなかった。

(3) A 期官衙における建物配置

中央部の建物跡についてみると、S B2523・2453・2460 建物跡は、西妻の柱筋を整然と揃えて、S

B2523・2453 建物跡が約 45m、S B2453・2460 建物跡が約 12m 離れて南北に並ぶ。また、S A2528 柱列跡は、その南北方向の柱筋が、北と南に位置する S B2523・2453 建物跡の東妻から 1 間目の梁行柱筋にほぼ一致し、S B2453 建物跡の北約 13.5m に位置している。

東地区の S B2509～2511・2594 建物跡は、北側の 3 棟の S B2509～2511 建物跡が東側柱列の柱筋を、南側の 3 棟の S B2510・2511・2594 建物跡が西側柱列の柱筋を揃えて南北一列に並んでいる。各建物跡の間の距離は、S B2509～S B2510 建物跡で約 3.6m、S B2510～S B2511 建物跡で約 11m、S B2511～2594 建物跡で約 5.4m である。

最も北に位置する S B2509 建物跡は、北妻の柱筋を、中央部の最も北に位置する S B2523 建物跡の北側柱列の柱筋に揃えており、両建物間の距離は約 15m である。また、最も南に位置する S B2594 建物跡は、南北両妻の柱筋を、中央部に位置する S B2453 建物跡の南北両内側柱列の柱筋に揃えており、両建物間の距離は約 12m である。さらに S B2510 建物跡の南妻の柱筋は、S A2528 柱列跡の東西方向の柱筋にほぼ一致している。

以上のことより、A 期の官衙は、西妻の柱筋を基準として中央部に北から S B2523・2453・2460 建物跡を一定の間隔をおいて配置している。そして、東側の建物跡は、中央部の S B2523 建物跡と S B2453 建物跡を基準にして、南北両端の S B2509・2594 建物跡を配置し、その間にこれらの建物跡に柱筋を揃えた S B2510・2511 建物跡を置いていると考えられる。また、北の S B2523 建物跡と中央の S B2453 建物跡を基準にして、S A2528 柱列跡も構築している。すなわち、きわめて計画性の高い建物配置計画に基づいて造営された官衙と捉えられる。

ところで、多賀城跡のこれまでの調査では、政庁地区以外、奈良時代の官衙は発見されていない。奈良時代では、建物跡が少数認められるだけである。

一方、平安時代には、大畠・作貫地区で計画的な建物配置がみられる官衙を検出している。時代は異なるが、これらと A 期官衙を比較すると、本地区的 A 期官衙の方が整然とした姿をとっており、明らかに A 期官衙の方が規格性の高い官衙、すなわち格の高い官衙と考えられる。また、本地区は、政庁の南東に隣接するといった多賀城の中でも政庁地区に次いで重要な位置を占めている。このことからも本地区に立地する A 期官衙の重要性が窺える。

なお、東地区的建物跡群は、南北発掘基準線に対して、北で東へ 3 度前後傾いて南北に並んでいる。これは丘陵南半部が狭くなるため、本来的にはほぼ真北に合わせるべきものを、地形的な制約から多少傾けた結果このようになったと考えられる。

(4) A 期官衙の建物構造

奈良時代の A 期官衙では、東側に S B2509～2511・2594 建物跡が南北に柱筋を揃えて配置されている。これらの建物跡は、いずれも標高の高い西側や北側で、地山を切り出す造成を伴って建てられており、切り出された段に沿って雨水の流入を防ぐ排水溝を設けている。

これらの建物跡は、火災で焼失している。このことは、火災時における各建物跡内部の地表面上に、火災の痕跡である焼面を確認できたことから明らかになった。すなわち、地山を切り出したため周囲

より低くなった建物内部の地表面が、火災直後の状態のまま、火災後の本格的なB2期官衙の復興に伴ってなされた大規模な整地層（SX2628 整地層、SX2631 整地層など）によって完全に覆われていたのである。

これらの中のSB2509 建物跡では、北妻側の排水溝から溢れた砂質土が、北妻側から建物内部へ流入して堆積し、その上面にSX2625 焼面を確認できた。このことからSB2509 建物跡は、火災で焼失した建物である以外に、北妻に地上から立ち上がる壁がない構造であり、建物内部に流入した堆積土の排除が考慮されていない建物であることも判明した。

ところで、各建物跡について建物内部の地表面の傾斜をみると、地形的に最も低い場所に位置するSB2511 建物跡では、北西隅柱穴の南辺で標高約17.9m、南西隅柱穴の東辺で約17.6mである。桁行総長が約12mであることから南北方向の傾きはほとんど感じられない。

一方、南東隅の柱穴は、柱穴の掘り込み面であるSX2630 整地層上面で約16.7m、柱を立てた後の嵩上げ整地層の上面で約17.0m、北東隅の柱穴は、掘り込み面である旧表土面が約16.5m、柱を立てた後の嵩上げの整地層上面が約16.9mである。このことから、SB2511 建物跡内部の地表面の高さは、北妻の東西で約1m、南妻の東西で約0.6mの高低差があることになる。梁行総長が約6mであることからみると、建物跡内部の地表面は、東西方向ではかなりの傾斜となり、一般的な建物の土間としては考えにくく、SB2511 建物跡は、土間を持つ建物跡ではなく、床張構造の建物である可能性が考えられる。そして、このSB2511 建物跡の状況を考え併せると、北妻に壁のない構造であるSB2509 建物跡も、床張構造の建物跡である可能性が想定される。なお、床張構造ならば嵩上げの整地を行う必要はないのではないかという考え方もあるが、床張構造の建物跡で、柱を立てた後に嵩上げの整地をおこなっている類例として桃生城跡の政庁西脇殿があり、特異な例とはいえない。

SB2509・2511 建物跡以外のSB2510・2594 建物跡についてみると、SB2509・2511 建物跡と同様に、いずれも建物内部にも、焼面が認められる火災時の地表面が残存していた。そして、SB2510 建物跡のSX2626 焼面は、薄い砂質土や黄色土の堆積層上面に形成されていることが把握できた。また、これらの砂質土や黄色土の堆積土は、排水溝付近の地表面や、北妻・西側柱列では、柱穴の一部を覆うことも確認できた。

これらの堆積土については、後の遺構との重複のため、確實に排水溝から溢れ出した水性堆積土と特定することはできなかったが、SB2510・2594 建物跡が、SB2509・2511 建物跡と同様に排水溝を伴うことから、SB2510・2594 建物跡の内部でみられたこれらの堆積土についても、排水溝から溢れ出した堆積土である可能性が考えられる。このような推測が許されるならば、SB2509～2511・2594 建物跡はすべて床張りの建物跡であった可能性が高く、東地区には床張建物跡4棟が南北一列に建ち並んでいたと想定される。

これまで、側柱建物跡は一般的には床張りの構造とは考えられていない。しかし、今回の調査では、幸運にも建物の廃絶時の地表面が良好に残存し、排水溝の堆積土が溢れ出て堆積している状況を把握できたことから、側柱建物の中にも床張の構造であるものが存在している可能性もあることが判明した。このことは、今後、多賀城内の官衙の実態やその性格を究明してゆく上で大きな意味を持つもの

であろうし、また、他の官衙遺跡においても同様な意味を持つ重要な発見といえる。

(5) 城前地区A期遺構群焼失前後の土器と瓦

城前地区A期遺構群は、主要な建物が城前地区全域で生じた大規模な火災によって焼失している。この火災は出土遺物の特徴から8世紀後葉頃であり、隣接する政庁地区でも同様の火災痕跡を確認していることから、宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂による多賀城攻撃が原因と考えられる(本書考察(1)~(2))。火災後、本地区では暫定的な復興である城前地区B1期遺構群を経て、本格的な復興であるB2期遺構群がつくられる。このB1期遺構群には、S B2535 建物跡、S I 2608 住居跡、S I 2609 住居跡、S X2628 整地層、S X2631 整地層(註7)、S X2632 整地層、S X2555 整地層、S K2627 土壙がある。このうち、S X2631 整地層・S X2555 整地層・S K2627 土壙の堆積土には多量の焼土と炭片、S X2628 整地層とS X2632 整地層にも若干の焼土と炭片が含まれそれぞれ土器と瓦が多く出土している。さらに焼失したS B2511B 建物跡に伴うS D2613B 排水溝の堆積土2層とS B2594B 建物跡に伴うS D2614C 排水溝の堆積層からも土器と瓦が多量に出土した。そこで量的にまとまって出土している土器と瓦について、火災前に堆積したS D2613B 排水溝の2層とS D2614C 排水溝の堆積層から出土したものをaグループ、火災から本格的な復興までに堆積したS X2628 整地層、S X2632 整地層とS B2535 建物跡、S X2555 整地層、S I 2608 積穴住居跡床及び堆積土、S X2631 整地層、S I 2609 積穴住居跡床及び堆積土、S K2627 土壙堆積土から出土したものをbグループとしその内容について見て行く。aグループの土器と瓦は火災前、bグループの土器と瓦は火災以後本格的な復興までもものである。

1) aグループの土器と瓦

S D2614C 堆積層から出土した土器と瓦は破片の状態で溝に敷き詰めたもの、S D2613B の2層から出土した土器と瓦は自然堆積層に流入したものである。

① 土器

土師器壺・蓋・甕が破片を含め30点ほど、須恵器壺・高台壺・鉢・高壺・蓋・甕が破片を含め60点ほどである。土師器は全て非ロクロ調整のものである。壺は丸底で体部下端に段をもつものと平底のものがある。平底のものには、両面黒色処理のものが僅かであるが含まれる。

須恵器壺の底部片には、回転ヘラケズリのもの5点とヘラ切りからナデを行うもの4点がある。

蓋のつまみ部は宝珠形のものがある。

② 瓦

軒瓦は3点出土し、単弧文軒平瓦[640bタイプ]1点、二重弧文軒平瓦[型番不明]2点がある。

丸瓦は丸瓦IIA類とIIB類を含み60点ほど、平瓦は平瓦IA類・IC類(凸面に平行叩き目、格子叩き目、矢羽状叩き目)・IIB類aタイプを含み110点ほどある。

瓦の中で時期がわかるものは113点あり、政庁第I期の瓦24点、第II期の瓦が89点である。

2) b グループの土器と瓦

出土した遺物のうち S B 2535 建物跡に伴う S D 2541 暗渠から出土した瓦は、構築材に利用したもの(註 8)である。S I 2609 壁穴住居跡床から出土した土師器坏(第 14 図 43)と S I 2608 壁穴住居跡カマド袖に転用した平瓦(第 14 図 33)は住居が使われていたときに利用されていたものである。これ以外の遺物については、整地を行う際に埋められたものである。

① 土器

土師器坏・蓋・甕が破片を含め 150 点ほど、須恵器坏・高台坏・高坏・蓋・甕が破片を含め 240 点ほどである。土師器は非ロクロ調整のものが大半であるが、S X 2631 整地層から 2 点(S D 2613 B 堆積土 1 層と S K 2558 堆積層から各 1 点)、ロクロ調整で回転糸切りの痕跡があるものが出土した。これ以外の土師器坏は非ロクロ調整のもので、丸底で体部下端に段をもつもの、丸底で体部に段をもたないものの、平底のものがある。平底のものには、両面黒色処理のものが含まれる。

須恵器坏の底部には、ヘラ切りからナデを行うもの 36 点、回転ヘラケズリのもの 16 点と、手持ちヘラケズリを行うもの 4 点がある。

蓋のつまみ部は宝珠形のものと台形のものがある。

② 瓦

軒瓦は、重圓文軒丸瓦[241 と 243] 2 点、偏行唐草文軒平瓦[621]と二重弧文軒平瓦[型番不明] 2 点の計 4 点出土した。重圓文軒丸瓦[241 と 243]と偏行唐草文軒平瓦[621]は政府第 II 期のものである。

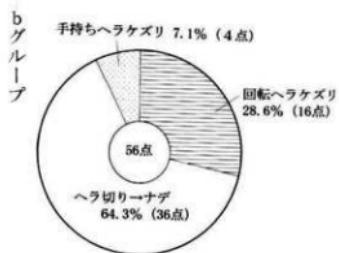
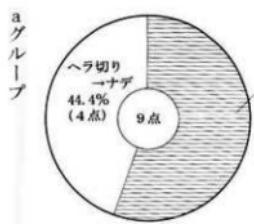
丸瓦は丸瓦 IIa 類と II B 類を含み 110 点ほど、平瓦は平瓦 I A 類・I C 類(凸面に平行叩き目、格子叩き目、矢羽状叩き目の 3 種類)・II B 類 a タイプ・II B 類 b タイプを含み 540 点ほどある。このうち平瓦 II B 類 b タイプは 7 点である。瓦の中で時期がわかるものは 402 点あり、政府第 I 期の瓦 51 点、第 II 期の瓦が 338 点、第 III 期の瓦が 13 点である(註 9)。

3) 城前地区 A 期遺構群焼失前後の土器と瓦

これまで見てきた a・b 両グループで土器の器形と瓦の分類上の割合が類似するのは、宝亀 11 年(780)の火災を前後し時間的に連続していることに由来するためと考えられる。

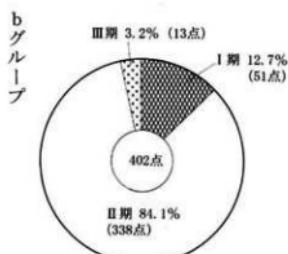
一方で b グループにロクロ調整の土師器が僅かであるが含まれること、須恵器坏の底部にヘラ切り後にナデを行うものの割合が増加すること、政府第 III 期の瓦と考えられる平瓦 II B 類 a タイプ 3 及び II B 類 b タイプのものが僅かながら出土したことは、この時期の土器と瓦の変化を考える上で注目できる。この a・b 両グループの差こそ、宝亀 11 年(780)の火災を前後した土器と瓦の変化を表しているものと考えられる。

b グループの年代を直接示す資料は今回出土していない。そこで b グループの土器と瓦が城前地区 B 2 期造営に先立つものであることから、隣接する政府地区で同様に皆麻呂の攻撃後の本格的な官衙の復興期とした政府第 III 2 期の造営に先行する瓦などを廃棄した土壌の遺物を参考にする。その中で瓦などを廃棄した土壌の 1 つである S K 1104 土壌からは、宝亀 11 年(780)9 月から延暦 2 年(783)10



グループ		軽いラナ切 ダリ	ケ回 ズ船 リヘ ラ	ケ手 ズ持 ズら リヘ	
a	SD2613B 堆積土 2 層	3	5	0	
	SD2614C 堆積層	1	0	0	
SX2628 整地層	(SB2509 柱抜取穴・切取穴) (上記以外)	0	0	0	
SX2632 整地層	(SB2510 柱抜取穴・切取穴) (SB2535 柱穴掘方) (上記以外)	0	0	0	
SH2535 磨葉	(SB2541)	1	0	0	
SX2555 整地層	(SB2535 柱抜取穴・切取穴) (上記以外)	0	1	0	
	S12608 床	0	0	0	
b		S12608 堆積層	8	5	1
		S12609 床	0	0	0
SX2631 整地層	(S12609 堆積層) (SD2613B 堆積土 1 層) (SK2485 堆積層) (SK2558 堆積層) (SK2559 堆積層) (SB2511B 柱抜取穴・切取穴) (SB2594B 柱抜取穴・切取穴)	6	4	1	
		SK2627 堆積層	6	0	0

第24図 城前地区A期遺構群焼失前の須恵器の底部



グループ		瓦の時期					
		政 府 1 期	政 府 2 期	政 府 3 期	政 府 4 期	不 明	
a	SD2613B 堆積土 2 層	23	68	0	0	62	
	SD2614C 堆積層	1	21	0	0	0	
SX2628 整地層	(SB2509 柱抜取穴・切取穴) (上記以外)	4	5	0	0	3	
SX2632 整地層	(SB2510 柱抜取穴・切取穴) (SB2535 柱穴掘方) (上記以外)	0	2	0	0	0	
SH2535 磨葉	(SB2541)	0	2	0	0	1	
SX2555 整地層	(SB2535 柱抜取穴・切取穴) (上記以外)	0	1	0	0	0	
	S12608 床	1	3	0	0	1	
b		S12608 堆積層	10	52	0	0	67
		S12609 床	0	0	0	0	0
		(S12609 堆積層)	0	13	0	0	2
		(SB2613B 堆積土 1 層)	5	28	0	0	29
SX2631 整地層	(SK2485 堆積層) (SK2558 堆積層) (SK2559 堆積層) (SB2511B 柱抜取穴・切取穴) (SB2594B 柱抜取穴・切取穴)	5	57	0	0	23	
		4	76	7	0	64	
		0	14	1	0	15	
		1	1	0	0	2	
		13	5	0	0	17	

第25図 城前地区A期遺構群焼失前の瓦の時期

月までの紀年銘を持つ漆紙文書が10点出土しており、延暦2年(783)以降のあまり時間が経過していない頃に土壌が埋められていると考えることができる(註10)。このことからBグループの年代は、宝亀11年(780)の火災以後の遺物であり、延暦2年(783)からあまり時間が経過していない頃に堆積した一群と考えられる。

aグループのものについては、焼失した建物の造営に際して流入したS B2510掘方、S B2511B掘方、S B2594B掘方から政庁第II期の瓦が出土しており、政庁第II期の瓦が生産されてからのものであることは明らかである。この政庁第II期の瓦群は、陸奥国分寺跡でも同様の瓦が出土しており、天平15年(743)の国分寺造立の詔以降に作り始められたと考えられるものである。そのため、aグループについては、天平15年(743)以降のある時期から宝亀11年(780)の火災前までに堆積した遺物といえる。さらにこれまでの、8世紀代の土器研究を考慮し a・b両グループで土器の器形と瓦の分類上の割合が類似することに注目すると、aグループについては宝亀11年(780)を下限とする8世紀後半の土器と瓦と考えられる。

(6) 官衙の性格について

本地区の発掘調査の契機は、西側に隣接する政庁—外郭南門間道路の発掘調査で出土した木簡から、その供給元の官衙として本地区官衙が有力視されたことによる。木簡は、道路の暗渠から多量に出土しているが、この中には靈龜元年(715)から天平12年(740)の間に施行されていた郷里制に関するものや兵士関係のものがみられた。しかし、これまでの調査では、木簡の年代まで確実に遡る遺構は発見できず、本地区官衙の性格を具体的に把握することはできなかった。

ただし、これまでの多賀城の調査では、政庁以外に奈良時代の官衙は発見されていないこと、そして発見した官衙が整然とした建物配置をとること、また、本地区が政庁地区の南東に隣接しているといった絶好の位置関係を考慮すると、本地区で発見した奈良時代(A期)の官衙は、多賀城の中で政庁に次ぐ重要な位置を占めていたことが想定される。

註

註1 S A2596 柱列跡は、昨年度の調査でS A2525A柱列跡としたものであるが、昨年度の調査で猿投窯製品とみられる黒竈14号窯式か黒竈90号窯式の縁軸陶器碗の破片が掘方から出土している(『年報1999』)。しかし今回の調査でS A2596 柱列跡は、位置関係からS B2523 建物跡に伴う可能性が考えられたことから、年代的に新しくなる昨年度出土した縁軸陶器碗を見直した。その結果、縁軸陶器碗は、新しいS A2525 柱列跡に大きく埋されている柱列東端部から2間目の柱穴から出土していることから、新しいS A2525 柱列跡の遺物が紛れ込んだ可能性も考えられたため、今回の調査ではS B2523 建物跡に伴う跡としてみることにした。

註2 宮城県多賀城跡調査研究所(1982.3)『多賀城跡 政庁跡本文編』 p.400

註3 平川南(1989.7)「第三章 漆紙文書と遺跡・遺構—多賀城漆紙文書文書の場合ー」『漆紙文書の研究』吉川弘文館、pp.98~118。

註4 灰釉陶器の年代については、斎藤孝正「IV 生产地 1 東海地方の施釉陶器生産—猿投窯を中心として—」古代の土器研究第3回シンポジウム資料『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東 3 施釉陶器』古代の土器研究会 pp.109~120による。

- 註5 宮城県内に分布する灰白色火山灰は、十和田a火山灰と同一とみる研究者が多数を占めている。十和田a火山灰は、秋田県仙北町払田柵跡の外郭線C期角材列の存立期間中に降灰し、このC期角材の年輪年代測定が907年と出されたので、907年より新しい（秋田県教育庁払田柵跡調査事務所編、1999.3）。また、灰白色火山灰が承平4（934）年閏正月15日『日本紀略』に焼失した陸奥国分寺七重塔の焼土層に覆われることから、934年よりは古い（白鳥、1980.3）。したがって、灰白色火山灰の降灰年代は、907年～934年の間の10世紀前葉頃と考えられる。
- 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所編（1999.3）『払田柵跡II－区画施設－』秋田県文化財調査報告書第289集、秋田県教育委員会。
- 白鳥良一（1980.3）「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紹介紀要VII』宮城県多賀城跡調査研究所、pp.1-38
- 註6 猥恵系土器の出現年代については、9世紀第四半期頃とみる説（『年報1997』）と、10世紀前葉とみる説（白鳥、1980.3）があるが、確実に実年代を把握できる資料はない。しかし、灰白色火山灰の降灰時以前から出現していることが、現在確実なことであるから、それを基にここでは、灰白色火山灰の降下直前の10世紀初頭頃を中心とした時期と考えておくことにする。
- 註7 SX2631 整地層は城前地区東南部で確認した焼土と炭片を多量に含む特徴的な人為堆積層である。その分布は、SD2613B溝堆積土1層、SK2485 土壌堆積層、SX2558 土壌堆積層、SX2559 土壌堆積層、SI2609 住居跡堆積土第1層、及びその周辺に見られる。この中で、SX2559とSI2609には重複が認められ、SI2609周溝をSX2559堆積土が覆うことから、SI2609が廃絶したあとに後にSX2559が造られている。一方でその埋め戻しに際しては、SI2609とSX2559は同時に焼土と炭片を多量に含む人為堆積層で同時に埋め戻されている。そのためこれらの焼土と炭片を多量に含む特徴的な人為堆積層をある時期に同時に行われた整地層と判断し、SX2631 整地層とした。SD2613B堆積土1層、SI2609 住居跡堆積土第1層については本来産みとなっていた場所にSX2631が堆積したもの、SK2485・SX2558・SX2559堆積層については、瓦や残材などの廃棄を目的に掘られた土壌にSX2631が堆積したものといえる。
- 註8 SD2541 暗渠では暗渠の構築材のほとんどが平瓦であり、このうちおよそ半分にあたる26枚の平瓦を取り上げている。この平瓦は、平瓦ⅠA類1点、ⅡB類aタイプ23点、ⅡB類2点である。平瓦はいずれも長軸方向に2分割されており相互に接合関係を持たない。特にⅡB類aタイプ23点、ⅡB類2点は、政庁第Ⅱ期の瓦であり胎土、色調、繩叩き目の方向に共通するものが多いが、いずれも長軸方向に2分割された外形が長方形の状態で、左右の側端部を持つものは1枚もない。このことは、瓦を意図的に2分割した、もしくはされていたものを暗渠の構築材に利用していることを示している。しかもその分割の時期は、平瓦相互の接合が全く見られないことから、暗渠の構築材として利用される以前になされている可能性が高い。言い換えれば、2分割されて使われていた平瓦を暗渠構築材に転用したことが考えられる。50枚を越える2分割された平瓦の使われ方の一つとして、これらの瓦が熨斗瓦として利用されていたことも考えられる。これまで城前地区で出土した瓦の密度は1m²あたり約3.8点（『年報1998』p.65）と總瓦葺建物を想定するには量が少ないが、熨斗部分のみに瓦を利用した建物が本地区にあったことも考えられる。
- 註9 政府第Ⅲ期の平瓦として分類したものは、平瓦ⅡB類aタイプで赤褐色の色調で、凸面に長軸方向に沿う繩叩き目が見られるもの（平瓦ⅡB類aタイプ3）とⅡB類bタイプのものである（『多賀城跡 政庁跡本文編』p.167）。
- 註10 註3と同じ

5.まとめ

1. 区の官衙は、今年度調査区の北地区を北限として、その南側に展開している。遺構が集中する箇所は西部、中央部、東部の3カ所に大別でき、それらの間には、帶状に遺構が存在しない空白地がある。そのうち中央部では東西棟、東部では南北棟というように、建物が建てられる場所によって棟方向に特徴がある。
2. 本地区の官衙では、奈良時代から10世紀前半頃までに5時期（A→B1→B2→B3→C期）の変遷が確認された。
3. この内、奈良時代の官衙の様相を明らかにできた。これは多賀城跡では政府跡以外で初めてのことである。中央部南半にこの官衙の中心とみられる2棟の建物を配置し、これらの周囲を取り囲むように、北に1棟、東に4棟の建物を整然と配置している。そして、北と北東部の2棟の建物跡には、中央部とこれらの建物を区別するように柱列跡の塀が構築されている。この官衙は、宝亀11（780）年の伊治公告麻呂の乱に起因するとみられる火災で焼失している。
4. 火災後には、暫定期間ともいべき時期を経て、官衙が復興されている。復興された官衙は、建物配置に変化がみられないことから、奈良時代の官衙の性格をそのまま踏襲していると考えられる。また、復興された官衙は9世紀代の半ばを中心とした頃には、以前の建物配置が踏襲されなくなり、その性格に変化が生じている。その後、9世紀行後半代から10世紀前半にかけては、本地区官衙の終末期で、中央部北半に建物が1棟配置され、周囲に柱列跡や土壙がみられるだけである。
5. 奈良時代の官衙では、東側で南北に並ぶ建物跡は、排水溝から溢れて建物内部に堆積した水性堆積土の存在と、建物内部の土間の傾斜から、床張構造であることが推定された。この推測が許されるならば、奈良時代の官衙は中央部に中心建物を配置し、東側に床張建物跡が建ち並ぶ建物配置であったことになる。
6. 城前地区的官衙の性格は、本地区的調査の契機となった郷里制や兵士関係の木簡と整合する確実な遺構を検出できなかったことから具体的に明らかにしえないが、政府に次いで重要な官衙であったことが想定された。

III. 多賀城跡の環境整備(平成7~11年度)

1. 多賀城跡環境整備事業の概要

特別史跡多賀城跡の環境整備事業は、多賀城跡調査研究指導委員会(表1-p.1)の指導のもと、昭和45年度から継続的に宮城県多賀城跡調査研究所が担当して実施している。多賀城跡環境整備事業に関連する計画として、多賀城跡環境整備長期基本計画(註1)や第2次保存管理計画(註2)がある。各年度の整備工事はこれらの計画を踏まえて5カ年計画を策定し、それに基づいて年次計画の実施にあたってきた。その結果、平成11年度までに第6次5カ年計画が終了している(第26図、付章表p.124)。

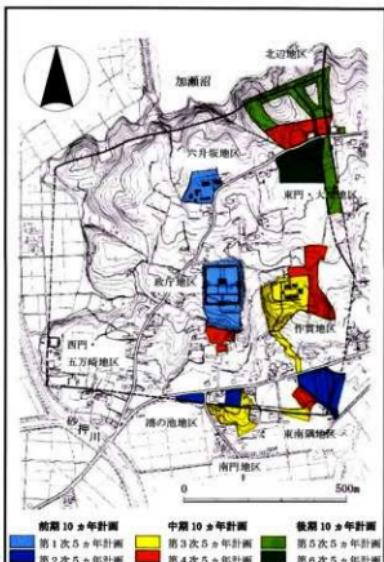
ここでは、平成7~11年度に実施した多賀城跡環境整備事業第6次5カ年計画の計画内容および実施工事内容について報告する。また平成7・9・10年度には、これまで整備してきた諸施設のうち補修が必要となったものを対象に補修工事を実施したのであわせて報告する。

2. 第6次5カ年計画の概要

ここでは、多賀城跡環境整備事業第6次5カ年計画について、計画立案の経緯と、計画の概要、年度別の計画および工事内容の概略を述べる。なお、詳細な計画の内容および工事実施仕様については項を改め、地区のまとまりごとに報告する。

(1) 基本計画—後期10カ年計画の見直し

第6次5カ年計画は、多賀城跡環境整備長期基本計画では後期10カ年計画の後半5年間にあたる。その前半5年間にあたる第5次5カ年計画を策定



第26図 多賀城跡環境整備実績図(1/15,000)

第6次5カ年計画			
年度	単位空間	対象地図	主な計画内容
1990 (平成2)	A1-1 北沢地区	造園保護区 園地地区	遺構保護 道路開闢 休息展望施設 説明板
1991 (平成3)	A1-2 東門・大堀地区 奥側	遺構展示地区	道路開闢 管理用道路 休息施設 説明板 周辺部の緑化整備
1992 (平成4)	A1-2	遺構展示地区 (第1期工事)	乗馬調査に基づき実施計画を立案する予定
1993 (平成5)	東門・大堀地区 西側南北部	" (第2期工事)	建物跡表示・説明板・道路開闢・休息施設・緑化整備など
1994 (平成6)	" (第3期工事)	"	"
第6次5カ年計画			
年度	単位空間	対象地図	主な計画内容
1995 (平成7)	A1-2 東門・大堀地区 西側南北部	遺構展示地区 (第1期工事)	乗馬調査に基づき実施計画を立案する予定 建物跡表示・説明板・道路開闢・休息施設・緑化整備など
1996 (平成8)	" (第2期工事)	"	"
1997 (平成9)	A1-4 政府地区 南半部	遺構展示地区	道路網の整備・周辺部の緑化整備・排水施設設置
1998 (平成10)	A1-5 東半部	遺構展示地区	道路網の復元・周辺部の緑化整備・表示
1999 (平成11)	A1-7 西側地区	遺構展示地区	建物跡表示・説明板・園路・休息施設・緑化整備

表3 多賀城跡環境整備事業後期10カ年計画
(平成2年度策定)

した平成2年度の段階で、すでに長期基本計画策定から12年経過しており、その進捗が少なからず遅れていたこと、また昭和63年3月に多賀城市より提出された第2次保存管理計画書の中で、新たに整備活用計画の基本方針を策定したことなどを踏まえて、後期10カ年計画の見直しを行った。その結果、後期10カ年計画では東門・大畠地区の整備を中心とし、その他、北辺地区、政庁地区、南門・南辺地区、館前地区的整備を計画した(表3)。

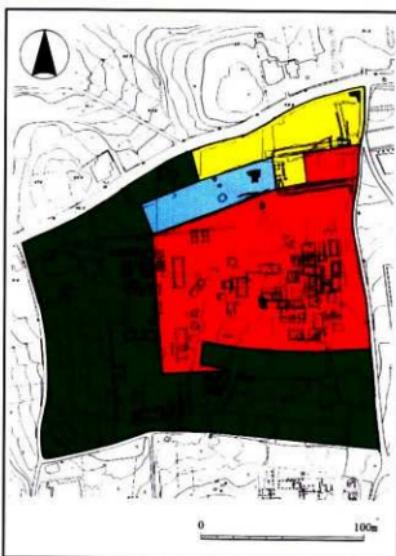
(2) 第5次5カ年計画の実績

平成6年度で終了した第5次5カ年計画では、前述の後期10カ年計画の見直しを踏まえて、多賀城跡の東半部の整備活用を目的として、北辺地区、東門・大畠地区の整備を計画した。しかし、予算や土地公有化など諸般の事情により、当初後期10カ年計画修正案で計画していた東門・大畠地区東側の整備の一部および東門・大畠地区西側北部の整備が実施できず、次年度以降に繰り越すことになった。(『年報 1994』p.122)

(3) 第6次5カ年計画の目的

後期10カ年計画の整備の中心とした東門・大畠地区は、第2次保存管理計画で設定した地区区分において、A1整備活用地区にあたり、計画的・優先的に公有化と発掘調査を推進し、遺跡博物館として整備活用する地域として位置付けている。それを受け、当地区では後述するように、発掘調査が継続的に実施されており、その結果多数の遺構が確認され、この地域の官衙遺構の変遷も解明されつつあるなど、データの蓄積が図られている。

そのうちでも特に西側北部は東門・築地塀、



第27図 第6次5カ年計画 計画平面図
(1/3,000)

年度	計画内容	面積
平成7 (1995)	遺構表示 (築地塀跡・櫓跡・道路跡) 緑化修景	6,100 m ²
平成8 (1996)	地形修復 遺構表示(道路跡・門跡・材木塀跡) 緑化修景	14,250 m ²
平成9 (1997)	遺構表示(道路跡)	1,630 m ²
平成10 (1998)	説明板	
平成11 (1999)	地形修復 遺構表示(建物跡) 説明板 園路 緑化修景	18,230 m ²

表4 第6次5カ年計画 計画内容
(平成6年度策定、平成8年度一部修正)

道路、建物など、官衙を構成する遺構が多く、政庁地区に次いで遺跡博物館的な整備活用が可能な地区である。そこで、平成7年度を初年度とする第6次5カ年計画では、第5次5カ年計画において実施できなかった東門・大畠地区西側北部を対象に、遺構の表示を中心とした整備を行うことにより、古代多賀城の歴史的空間を追体験できるような場の形成、あわせて緑化修景、園路などの設置により園地的な利用ができるような場の形成を目的とした。

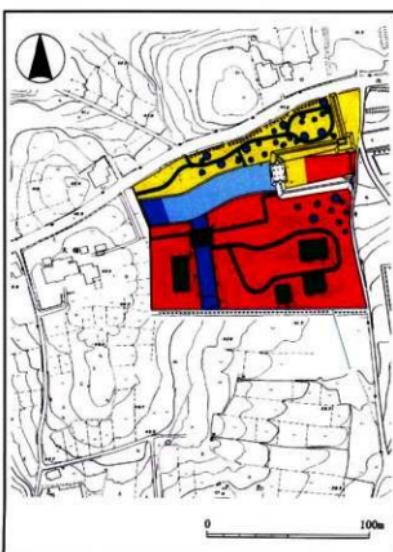
(4) 年度別計画内容

前述の目的を達成するため、東門・大畠地区西側北部の整備工事を年間事業費35,000千円、計画期間5年として計画した。その年度別計画箇所と、計画内容の概略は第27図および表4のとおりである。

(5) 年度別工事実施内容

各年度の整備工事実施箇所と工事内容の概略は第28図および表5のとおりである。このうち、平成9年度に実施した南門地区の多賀城碑覆屋解体修理および平成7・9・10年度の施設補修工事は、当初計画になかったものであるが、施設などの老朽化や自然災害による破損などにより、史跡の保存管理上、早急に対応する必要が生じたため東門・大畠地区西側北部の整備工事と、あわせて実施したものである。年度別の工事内容の詳細および工事関係者は、資料として章末にまとめた(表8~11)。

以下、東門・大畠地区西側北部の整備、同地区東側の整備、およびその他の地区的施設補修の3項目にわけて、その計画および実施工事の内容を詳述する。



第28図 第6次5カ年計画 実施平面図
(1/3,000)

年度	実施内容	面積
平成7 (1995)	遺構表示 (築地塀跡・檜跡・道路跡)	3,070 m ²
	説明板	—
	緑化修景	—
平成8 (1996)	施設補修	—
	地形修復	9,600 m ²
	遺構表示(道路跡)	—
平成9 (1997)	緑化修景	—
	遺構表示(道路跡)	900 m ²
	南門地区多賀城碑覆屋解体修理	50 m ²
平成10 (1998)	施設補修	—
	遺構表示(道路跡)	—
	排水施設	15,410 m ²
平成11 (1999)	緑化修景	—
	施設補修	—
	遺構表示 (門跡・材木解跡・建物跡)	13,830 m ²
説明板		—
園路		—

表5 第6次5カ年計画 実施内容

3. 東門・大畠地区西側北部の環境整備

ここでは、第6次5カ年計画の中心である東門・大畠地区西側北部の環境整備における、整備対象地の概要、整備の基本方針、整備内容別の整備計画と、工事の実施仕様について報告する。

(1) 整備対象地の概要

①位置(第26図)

東門・大畠地区は、多賀城跡の北東部にあたり、塩竈市へ延びる平坦な丘陵尾根の南緩斜面に位置する。西は隣接する六月坂地区との間に南から入る沢で、南は隣接する作賀地区との間に西から入る沢で、北は北辺地区の急峻に落ちる谷で、その範囲がほぼ限られており、城内最大の平坦地が確保できる地区である。

この地域の中央やや東寄りを、南北に平安時代の外郭東辺が走っており、現在そのほぼ同位置に農道が通っている。その農道のさらに東側には奈良時代の外郭東辺が通っている。環境整備においては、奈良時代の外郭東辺と平安時代の外郭東辺にはさまれる地域を東門・大畠地区東側、平安時代の外郭東辺より西の地域を同地区西側と大別して計画している。今回は東門・大畠地区西側のうちでも、発掘調査および土地の公有化が既に完了している北半部を対象として整備を実施した。

②発掘調査の概要

これまで東門・大畠地区西側では、第13・14・23・56・58・60・62～68次調査が実施されている。(第29図および付章多賀城跡発掘調査事業実績表 p.123 参照)これらの調査の結果をまとめると以下のようになる。

1) この地区では100棟にも及ぶ掘立式建物跡をはじめ、井戸跡、道路跡、堀跡など官衙を構成する様々な遺構が検出された。

2) これらの遺構は9～10世紀のものが大多数で、奈良時代にはきわめて希薄であり、平安時代になって官衙建物が整備され充実した状況が伺える。



第29図 東門・大畠地区西側の検出遺構

(1/2, 500)

- 3) 9世紀前半の大畠地区官衙は北辺と南辺を材木塀で区画され、南北240mの広さを持つ。北辺のほぼ中央には北門が建てられる。その北門を入ると、南へのびる通路がおかれ、その通路によってこの官衙は東西2つのブロックに分けられる。東内のブロックではその様相が若干異なり、西官衙では桁行6間、梁行2間の建物6棟が北に開いた「コ」字形に配置されており、東官衙では廟のある建物と、廟のない建物が配置されている状況が確認された。このように、9世紀前半になるとこの地区に計画性をもって建物が配置された官衙が展開した様子が判明した。
- 4) 9世紀後半以降は、材木塀や官衙北門が撤去され、それまで見られた東西のブロックの区分が不明確となるものの、依然として数棟の建物が建て替えられつつ10世紀前半頃までこの地区が官衙として機能していたことがわかった。

(2) 整備の基本方針

東門・大畠地区西側の整備方針を以下のように設定した。

①9世紀前半の遺構を整備の対象とする

発掘調査の成果を受けて、当地区の官衙遺構を表示する対象の時期を検討した。奈良時代には希薄であった建物群が、平安時代になると整備充実してくることがわかつており、当地区の特徴を表現するためには、平安時代に入ってからの官衙遺構を対象とすることが適当と考えられた。平安時代の当地区の遺構検出状況をさらに詳細にみると、

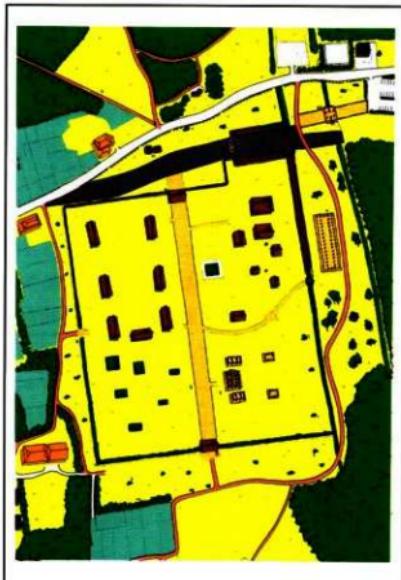
1) 当地区官衙が充実し始める8世紀末から9世紀初頭の時期

2) 官衙を囲む区画施設が検出され、整然とした建物配置が確認できた9世紀前半の時期

3) 小規模ながらも数棟の建物が建てられた9世紀後半の時期

の3時期からなり、これらが整備対象の候補に挙がった。

遺跡の整備において複数時期の遺構が確認された場合の遺構表示手法として、複数時期の遺構の重複関係や変遷を表現する手法、あるいは数時期の変遷のうちから、ある特定の時期に限って表現する手法などが適宜選択されている。今回の東門・大畠地区西側北部では、遺構の変遷や重複状況が非常に複雑であることから、単一時期の遺構に限って表示するほうが、見学者にはわかりやすいと考えた。



第30図 東門・大畠地区の環境整備構想図

(平成8年度策定)

そこで、上記の3時期の中でも、建物の配置が整然としており、官衙の区画およびその出入口が明確にわかっている²⁾の9世紀前半の時期を整備対象とすることに決定した。

②遺構表示は平面的な表現手法を原則とする

第2次保存管理計画に定めた整備活用計画では、当地区は、「実物大復元も含め古代多賀城についての歴史学習の場の形成を目指す」地区と位置付けている（註3）。そこでこの地区的整備計画にあたって当初、建物の立体復元を含めた積極的な整備活用をめざした整備構想を立案した（第30図）。しかし、大畠地区の全城が公有化されているわけではなく、もう少しまとまつた整備対象面積が確保され、さらに発掘調査などのデータが充実するのを待って、建物跡などの復元に着手しても遅くないという考え方から、建物復元は将来的な目標とし、今回の第6次5カ年計画では建物復元などの本格整備を実施するまでの暫定的な整備を行うことを整備方針とした。そこで建物跡などの遺構に関しては原則として平面的な表示にとどめ、将来立体復元の対象となる建物の配置を平面的に確認することを目的のひとつにした。ただし、将来計画である建物復元などの本格的な整備の段階で手戻りとなならないことを前提に若干の復元的な手法も併用することとした。

③園地的な活用

遺構表示など遺跡の表現のほかに、植栽による緑化修景、園路などの便益施設を設置することにより、当地区的園地的な活用を図ることとした。

（3）整備計画と工事仕様

①造成・排水

【造成工】

【基本計画】 将来の立体復元を念頭においていた遺構保護盛土厚を確保し、あわせて地形修復を実施する。
【工事仕様】 実施設計の際、地形修復を試みたが、発掘調査の際の遺構検出面は、後世の削平を受けている場合が多く、厳密な意味での古代の地形復元は困難であった。そこで今回は便宜的に遺構検出面からの盛土厚をほぼ一定にすることで地形修復にかえた。その盛土厚は、将来当地区に計画している建物実大復元の際に構造物の基礎などを設置することを考慮して、遺構面より60～80cm程度とした。また、建物が建っていた位置に関しては、各建物の内部の土間は水平であるという想定を行い、地盤面を水平に造成したうえで、周辺地形にすりあわせた。

対象地の南端部分では、整備対象地外との境界部に段差が生じたので、その法面の崩れを防止するために植生土のうを設置した。

【排水工】（第32図）

【基本計画】 当地区的地形は南へ緩やかに傾斜しているが、水はけがあまり良くなく、降雨後いつまでもぬかるんだ状態が続く。そこで、適宜排水施設を設置して、地区内の排水を促す。あわせて対象地区の南に位置する畠地へ雨水や土砂が流出するのを防止する。

【工事仕様】 計画の際には、排水施設がなるべく地上に現れないように、暗渠排水を主とすることと



第31図 東門・大畠地区西側北部 整備実施平面図 (1/1,000)

	1995(平成 7)	1996(平成 8)	1997(平成 9)	1998(平成 10)	1999(平成 11)
造成					
排水施設					
整地・樹立					
平安時代城内道路跡(小石敷路面)					
平安時代城内道路跡(自然土路面)					
造構表示					
大垣地区官衙北門跡					
材木製路					
官衙内部道路跡					
建物跡					
學習施設					
造構説明板					
造構標識					
緑化修景					
植栽					
便益施設					
園路					
管理施設					
境界フェンス					

表 6 東門・大坦地区西側北部整備工程表

した。対象地の内部では葉脈状に有孔管暗渠を設置した。本管にコンクリート製透水管（商品名：ボラコン、管径 20 cm）を、枝管に硬質塩化ビニル有孔管（管径 15 cm）を使用した。

また、対象地の南辺では、降雨時に対象地区的南に位置する畠地への土砂の流出を防止するために、U形溝（U-300）を設置した。

さらに、対象地で集めた水は仮説の排水溝（コルゲートフリューム：波形鋼板をU字状の溝にしたもの、幅 30 cm、深さ 15 cm）により、下流へ誘導した。

また、平安時代道路跡表示部では道路側溝跡表示を排水溝として利用し、そこから暗渠本管に接続した。

一方、官衙内通路跡表示部では、後述するように発掘調査において道路側溝の痕跡が認められなか

つたので開渠は設置せず、路面の両側に幅 30 cm の砂利で路面との境界を明示し、その下に硬質塩化ビニル有孔管暗渠を設置して、対象地南辺沿いに設置したU形溝に接続した。

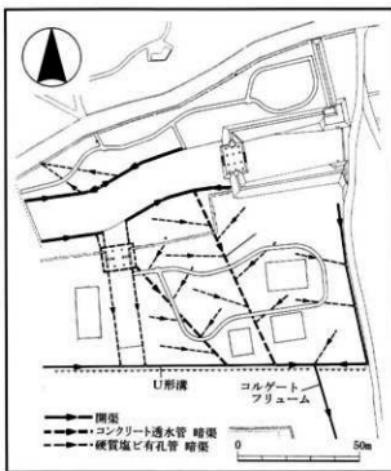
②遺構表示

【遺構表示の基本計画】9世紀前半の遺構である築地跡、櫓跡、城内東西道路跡、官衙北門跡、材木跡、建物跡、通路跡を対象に、原則として平面的な表示を行う。ただし特に官衙北門跡とそれに接続する材木跡に限って、ある程度立体的な手法を用いることによって見学者の理解を助けることとする。また、道路跡、通路跡に関しては、現段階で復元を実施しても、将来の本格的な整備の際に手戻りになるおそれがないので復元的な舗装を行う。築地跡については盛土整形による表示、大溝跡については舗装による平面表示を行う。その他の建物跡については、建物の平面規模を示す盛土をした上に張芝を行う。

【築地跡】（第 31・33・34 図）

【遺構の概要】第 65 次調査にて SF300B 築地跡として検出したものである。この築地跡は平安時代の東門に接続し、門の北側から北に約 9m のところで東に直角に曲がり、約 45m 東にのびて北に曲がる。築地跡本体の遺構は、基底幅約 2.7m で、高さは残りの良い部分で約 60 cm 残存していた（『年報 1994』）。その他に築地跡に沿って、土取りを兼ねた大溝（SD2257 外側大溝・SD2258 内側大溝）も確認した。

【設計意図】昭和 48 年度に道路跡をはさんで南側に位置する築地跡の整備を実施している（第 33



第 32 図 東門・大畠地区西側北部
排水施設平面図 (1/2,000)

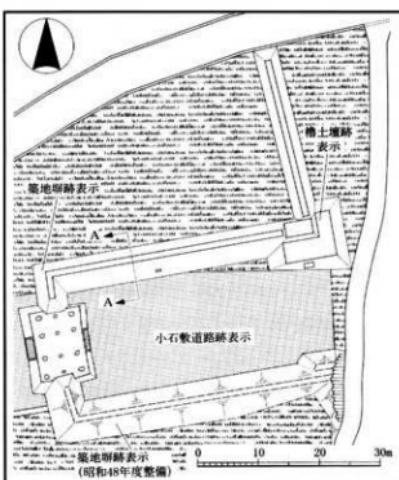
図)。今回はその築地塀跡の表示方法にあわせて、盛土整形によって築地の高まりを表現することとした。なお、大溝跡表示に関しては、当初、その溝の平面形を補装してその範囲、形状を表現することを計画したが、単に平面的な表示だけでは園路などと誤認されるおそれがあり、あまり効果が期待できないことが指摘された。さらに、溝の形状をより具体的に表現するために、溝状に掘りくぼめた状況を表示することも検討されたが、発掘調査で確認された大溝跡は形状が不整形で、その再現が工法的に困難であることから、結果として大溝跡の表示は取りやめることとなった。

【工事仕様】 築地塀跡は地表面より約1.3mの高さで盛土整形を行った(第34図)。盛土は山砂を用い、頂部を幅約1m、基底部を約3.5m、法勾配を1・1.2に整形した。盛土整形後、法面にはコグマザサ(5芽立、45株/m²)を植え付けて、他の芝地との違いを表現した。

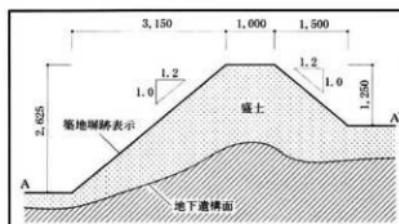
【檣跡】(第33・35図)

【遺構の概要】 第65次調査にてSB311A 檭・SK2255 土壇として検出したものである(『年報1994』)。平安時代の東門からのびる東辺築地塀の北東屈曲部に位置し、築地塀に取り付く建物である。この檣跡の柱配置は変則的で、北側柱列が3間、南側柱列が2間、東側柱列が2間、西側柱列が1間である。また、この檣は土壇の上に建てられていることが確認されており、その土壇は階段状の2段の土壇から成る二重土壇であったと考察した。

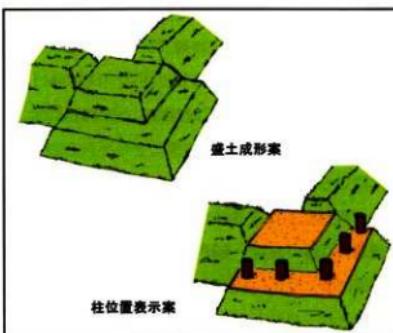
【設計意図】 当初、東門前面に配置される特徴的な建物であることから、平面的な表示にとどまらず、柱位置を木柱により立体的に表現することも考えられた(第35図)。しかし、道路を挟



第33図 平安時代の東辺築地塀跡表示平面図
(1/800)



第34図 築地塀跡表示 標準断面図
(1/100)



第35図 檭跡表示検討案

んで対称的に位置する昭和48年度に整備した南東屈曲部の櫻跡に関しては今回手を加えない方針であることから、門を挟んで南北のバランスを考えて、柱位置の表示はせず、土壇を盛土整形によって表現することとした。

【工事仕様】遺構保護盛土を施し、2段の土壇に整形した上に、築地塀跡と同様のコグマザサを植え付けた。上層の土壇面を、前述の築地塀跡の表示高さから約1m低く形成し、さらにそこから約60cm低く下部土壇面を造り出した。

【城内東西道路跡】(第31・36~38図)

【遺構の概要】この道路跡は、第13・64次調査において、平安時代の東門のすぐ西側で路面(SX314 小石敷路面)および道路側溝(SD2255溝)を確認したものである(第36図)(『年報1971』『同1993』)。当地区からさらに西にのびて六月坂地区を経由し、城内の丘陵尾根線上を通って、西門に至る城内東西道路の一部と考えている。

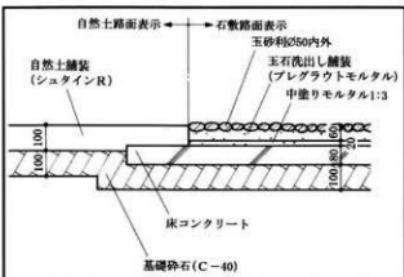
【設計意図】基本計画に則り、この道路跡に関しては復元的な舗装を行うこととした。そこで、復元するにあたって路幅、側溝の位置および路面の3点に関して検討を加えた。

①路幅の検討発掘調査で確認されているのは南側の道路側溝の一部(SD2255)だけで、北側の道路側溝は検出されていない。そこで、路幅を検討する際には、小石敷路面(SX314)のすぐ北側で、地山岩盤が急激に立ち上がる部分に注目し、この段が道路の北限と考えた。そこから復元できる道路幅は約16.5mであった。

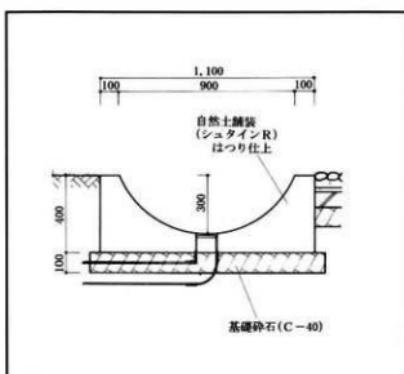
②側溝の位置の検討発掘調査では、南側の道路側溝に関しては、東門の西約24mの位置までが確認され、それよりさらに西側では確認されていない。そこで、別時期の道路南側溝である



第35図 平安時代の道路跡発掘状況図面 (1/800)



第37図 平安時代の道路跡表示断面図 (1/20)



第38図 素掘り側溝表示断面図 (1/25)

SB2249 溝の位置を参考にして、南側の道路側溝の位置を復元することとした。

北側の道路側溝に関しては、まず東門付近では、路面自体が南へ傾斜しており、北側に道路側溝を設置する必要がないと考えた。しかし、西へ行くにつれてその傾斜はなくなり、ほぼ水平になる。そこで、前述の道路北限と考えた段差が東門から約 18m 西のところでなくなり、路面が徐々に水平に近くなるところに注目し、そこから西側に路幅約 16.5m となるように北側の道路側溝を復元することとした。なお、発掘調査の成果に基づき、道路側溝は幅 90 cm、深さ 30cm とし、素掘りの溝であることを表現することとした。

③路面の検討 発掘調査では、東門跡の西側約 8~16m の範囲で小石敷路面が確認された。また、東門跡の東側においても、溝に小石が多量に入り込んでいる状況が確認されている。このことからこの城内東西道路は路面に小石が敷きつめられていたと考えられる。しかし、東門跡のさらに西方ではその痕跡が見られないことから、石敷路面は東門周辺に限られていたと考えられた。そこで、東門跡の西側については大畠地区官衙の入口である北門の前面あたりまでを石敷路面の範囲として、玉石洗い出し舗装による復元とし、それより西は自然土舗装による復元とすることにした。東門跡の東側については農道まで石敷路面を復元することとした。

【工事仕様】 小石敷路面の復元舗装として、玉石洗い出し工法(商品名: ブレコ洗い出し舗装)による舗装を行った(第 37 図)。玉石には粒径 50 cm 前後の白色系玉砂利を使用した。また、城内側小石敷路面の西側に続く自然土路面は天然土壤安定舗装材(商品名: シュタイン R)にて舗装した。この道路はいずれの舗装箇所も車両の通行を想定していないので、その設計強度は通常の歩行者用の園路に準じた。道路側溝は自然土路面に使用した材料を溝状に打設し素掘り溝を表現した(第 38 図)。なお、排水の項で述べたとおり、側溝跡の表示は排水溝としても利用するため、溝勾配により水がたまる箇所に水抜き管として硬質塩化ビニル管(管径 100 ミリ)を、ゴミ詰まり防止の目皿とともに設置した。その水抜き管は周辺の排水暗渠に接続した。

【大畠地区官衙北門跡】(第 31・39 図)

【遺構の概要】 第 23・64 次調査において、平安時代の東門の西約 50m のところで SB707 門跡として検出したものである(『年報 1974』『同 1993』)。この門跡は、東西 3 間、南北 2 間の八脚門形式の平面であり、この門の両側には、後述するように材木塀(SA706)が取り付いていたと考察されている(『年報 1995』p. 102)。城内東西道路との位置関係、南に展開する官衙建物群との位置関係などから、この門は大畠地区官衙の北出入口であると想定している。

【設計意図】 この門跡では、建物のイメージが伝わるように、門の柱位置と、壁位置を立体的に表示することによって、材木塀跡と一体となった区画施設の遮蔽感を表現することとした。建物の柱位置に木柱を立て、柱と柱をつなぐ壁もあわせて表示することとした。なお、門扉・壁の位置については発掘調査では確認できなかったので、今回の整備では、現存する古代建築物の門に見られるように、棟通り脇間に壁が位置すると考えた。

なお、平安時代の東門跡の東約 80m のところに、奈良時代の東門が検出され、第 5 次 5 カ年計画の

平成5年度にその遺構表示を実施したが、今回 の整備ではこの奈良時代の東門跡と表示方法を 変えることによって、時代の違いを表現した。 特に、奈良時代の東門跡では復元的に白壁を 表現したが、今回はもう少し造園的に自然材料を 使って表現することとした。

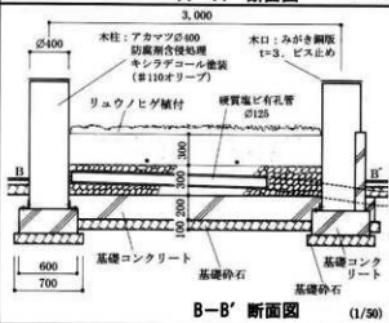
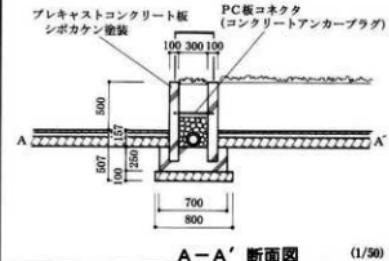
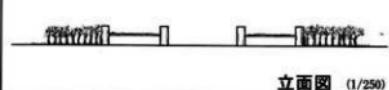
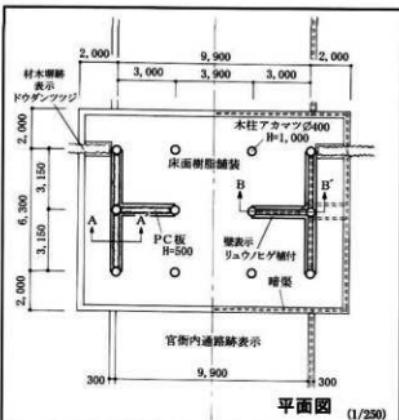
【工事仕様】門の柱位置に、直径40cm、高さ 1mの木柱を立てた。当地区的発掘調査では建物 の柱材としてクリ材が出土しており、今回の木 柱表示にもクリ材の使用を計画していた。しかし、 直径40cmのクリ材を入手することは、費用 や工期の点で困難であることが判明したため、 今回はアカマツ材に防腐剤含浸処理および塗装 (商品名:キシラデコール、色番:#110オリーブ) して使用することとした。柱の木口には防腐 のため、銅板(本磨仕上げ、厚さ3ミリ)をビス 止めした。

また、壁の表現として、高さ50cm、厚さ10 cmのプレキャストコンクリート板を、30cmの間 隔をあけて設置し、その間に土を詰め、上面に リュウノヒゲを植え付けた。プレキャストコン クリート板の外側には、土壁を表現するために 外壁塗装剤(商品名:シボカケン#300、色番: Y19-60H)を塗布した。

建物の床面は黄褐色系の樹脂舗装材(商品 名:シュタイン NW-ソフト、色番: AB7(1/2)+AB15(1/2))で舗装した。建物の外周は、 幅30cmを単粒度碎石で見切りし、その下に硬質 塩化ビニル有孔管(管径15cm)の暗渠を設置し た。

【木材塚跡】(第31図)

【遺構の概要】第64・66次調査にてSA706材 木塚跡として検出したものである(『年報1993』 『同1995』)。大畠地区官衙北門(SB707)の北側柱



第39図 大畠地区官衙北門跡表示詳細図

列に接続し、門より東側では、東に約35mのところで北に約90度屈曲し、その北約15mのところで再び東に屈曲し、東辺築地塀に接続すると考えられている。また、門の西側では、さらに西約110mのところまで直線的に伸びていることが確認されている。この塀は直径24cm程度の丸材を密接して立て並べた構造であったことが判明している。

【設計意図】 この塀跡に関しては、前述の門跡とあわせて立体的に表示することによって、この地区的官衙域を区画する遮蔽感を表現することを意図した。また、その手法として、植物を列植することによって、前述の門跡と同様に造園的な表現をとることとした。

【工事仕様】 塀跡の表示に使用する樹木には、幹が直立し、樹形が整っていること、秋には紅葉して鑑賞にも有用なことなどから、ドウダンツツジを選定した。そして、それを門の東西両妻の北側柱列の柱に接するように、葉張り約50cm、高さ約1mのものを40cmの間隔で、門の東側に27m、西側に61mにわたって列植した。

【官衙内通路跡】(第31・40・41図)

【遺構の概要】 9世紀前半頃の大畠地区官衙北半部の中央では、遺構が存在しない範囲が、大畠地区官衙北門(SB707)から南へ幅約10mの帯状に延びていた。さらに、今回の整備対象地のさらに南で、約10mの間隔をあけて平行する南北方向の材木塀跡(SA2349～2352)が検出され、この材木塀で挟まれた空間は通路として用いられていたと考察している。これらのことから、大畠地区官衙北門から南には、官衙内部に入る通路が走り、この通路によって当地区官衙は東西に二分されていたとみている(『年報1996』p.87)。

【設計意図】 発掘調査では通路の痕跡(路面跡や側溝跡など)は検出されていない。そこで、通路跡の復元をするにあたって、路幅、通路両端の処理および路面に関して検討した。

路幅に関しては、通路の存在を推定する根拠となった、第67次調査で検出した材木塀跡SD2249・2250と、SD2251・2252との間隔が、大畠地区官衙北門の桁行總長の約9.9mにはほぼ一致しており、この数値をもって路幅とした。

通路の両端の処理に関しては、発掘調査では

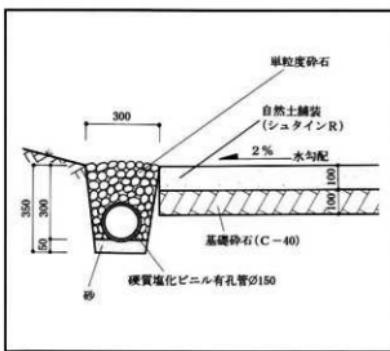


第40図 宮衙内通路跡遺構平面図 (1/2,500)

側構跡が検出されていないが、排水処理は必要であるので、開渠ではなく暗渠による排水を計画した。

路面に関しては全く痕跡は残っていなかったので、自然土路面であったと考えた。

【工事仕様】 路面の舗装材料は、前述の平安時代道路跡の自然土舗装部と同じ、天然土壌安定舗装材(商品名: シュタイン R)を使用した。通路両端には硬質塩化ビニル有孔管(管径 15 cm)の暗渠を設置し、その上を単粒度碎石で埋め戻して路面舗装と周辺芝地との見切りを兼ねた(第 41 図)。



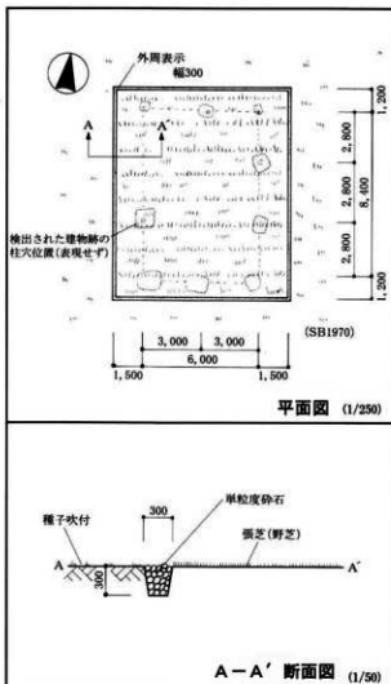
第 41 図 官衙内通路跡表示断面図 (1/20)

【建物跡】(第 31・42 図)

【遺構の概要】 今回の整備で表示対象とした 9 世紀前半は、大烟地区官衙の遺構跡では D 期としているものであり、整備対象地区内に位置する建物跡は前述の門跡を除くと、官衙内通路の西側で SB807 の 1 棟、官衙内通路の東側で SB2205、SB1970、SB1887 の 3 棟である。いずれも掘立式建物である。各遺構の詳細はそれぞれの当該年度の年報を参照されたい(註 4)。

【設計意図】 基本設計に則り、上記 4 棟の建物跡を対象に、平面的な規模や建物相互の位置関係を明示するための平面表示を行うこととした。表示する建物平面規模に関しては、まず、建物の平側には 1.5~1.8m の軒の出を、妻側には 1.2 ~1.5m のけらばの出を建物の規模に応じて想定し、それらを建物の梁行、桁行の総長に加えた寸法をもって、表示する建物の平面規模とすることとした(第 42 図)。

【工事仕様】 それぞれの建物の位置が明確にわかるような平面的表示法として、当初計画では建物の平面的な範囲を土壇状に高さ約 30~50 cm で盛土整形して、その上面にシバザクラを植え付けて表現する方法を検討した。しかし、その土



第 42 図 建物跡表示 詳細図

壇状の段が、建物の基壇であると誤認されるおそれがあること、シバザクラの植え付けは経費的な面や、その後のメンテナンスの面で難点があることなどから、土壇状盛土表示は取りやめることとした。

そこで、建物の平面規模を示す範囲を、幅 30 cm、深さ 30 cm の溝に砂利を詰めた廻線によって見切りし、その内部に野芝を張り付けた(第 42 図)。

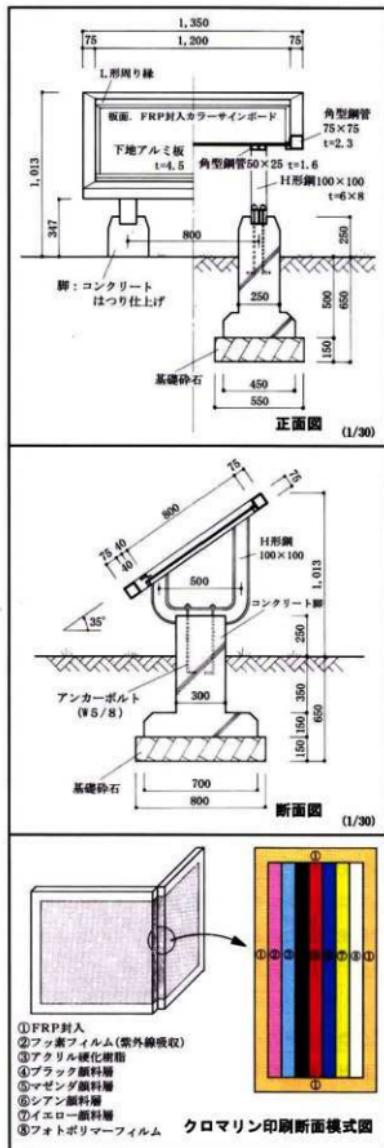
③学習施設

【遺構説明板】(第 43 図)

【設計意図】今回整備した遺構のうち、「檜跡」、「大畠地区官衙北門跡と材木堀跡」および「平安時代の道路跡」に関して、遺構表示の補助施設として遺構説明板を設置することとした。説明板のフレームについては、これまで採用してきたデザイン^(註 5)を踏襲することとした。

【工事仕様】「平安時代の東門北檜跡」を解説した説明板は平成 7 年度に設置した。内容は発掘状況の写真、検出遺構の平面図、遺構の推定復元図、遺構や整備状況の解説を記載した。その板面には、従来どおりモノクロのアルフォト印刷(アルミ板に写真、文字などを焼き付けたもの)を採用した。

一方、「大畠地区官衙北門跡と材木堀跡」および「平安時代の道路跡」を解説した説明板は、平成 11 年度に設置した。内容は写真、図面、復元図や解説文など、従来と大きく変わりないが、板面をカラーにすることとし、その材料として、クロマリン印刷(フォトポリマー(感光性樹脂)フィルムに、乾式顔料によるトナーでカラー印刷したもので、耐褪色性や写真再現性にすぐれる)を FRP(繊維強化プラスチック)で封入したものを採用した。



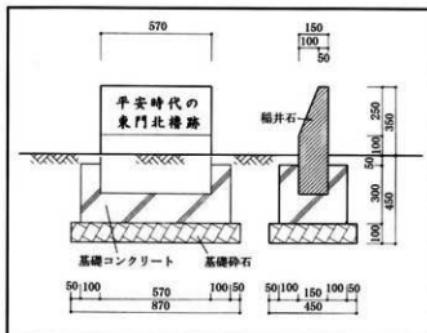
第 43 図 遺構説明板詳細図

【遺構標識】(第44図)

【工事仕様】「櫓跡」および「築地堀跡」の表示箇所に、各々の遺構名を彫り込んだ縦井石製の遺構標識を設置した。デザインは、これまで多賀城跡の環境整備で設置してきたもの(註6)と統一を図った。

④緑化修景

【緑化修景の基本計画】対象地区における緑陰の形成および樹木の鑑賞を目的に、樹木を植栽する。植栽樹種は基本的に在来種から選択し、高木および低木をバランスよく配置する。また、造成土の流出を防止し、かつ当地区の園地的な利用に対応するために対象地全域に地被植物によるグラウンドカバーを行う。



第44図 遺構標識詳細図 (1/25)

【植栽】(第31図)

【設計意図】対象地区の北部を中心に植栽を計画した。樹種選定にあたっては、以下の点に留意した。

- ①植栽位置は地下遺構のない箇所に設定する。
- ②樹種は浅根性のもので、主に東北地方に自然にみられる落葉広葉樹を選定する。
- ③低木は秋頃に鑑賞できるような樹木を選定する。
- ④西側北部は雑木林風の姿にして、東門南部の低木中心の植栽と、性格を分ける。
- ⑤平安時代東門の東に位置する南北の櫓跡の背後に、将来この地区の象徴的な樹木となるように、高木を独立的に配置する。

【工事仕様】高木はエゴノキ、ガマズミを中心に植栽し、シラカシ、イヌシデ、イロハモミジをまばらに配した。また、南北の櫓跡の背後に計画した象徴的な樹木としてハルニレを植栽した。低木に関しては、ムラサキシキブ、ミヤギノハギ、アセビ、ウツギを高木の根締めとして、また、ニシキギを対象地北側に走る市道との境界明示の生垣として植栽した。なお、植栽した1年後に、ウツギがこの地区の環境にあわず枯死したため、ヤマブキに植え替えた。

【グラウンドカバー】

【設計意図】盛土が流出するのを防止するために、造成後、地被植物で被覆することとした。これで、当地区をオープンスペースとして園地的に利用することも可能になる。

【工事仕様】当初、対象地全域に野芝を張り付ける計画であったが、工費の面から、平安時代の城内東西道路跡の北側は野芝の張り付け、南側は洋芝の種子吹き付けを行った。道路跡の南側で実施した

吹き付けの種子配合は、ケンタッキーブルーグラス(7 kg/1,000 m²)およびハイランドベントグラス(3 kg/1,000 m²)とした。

⑤便益施設

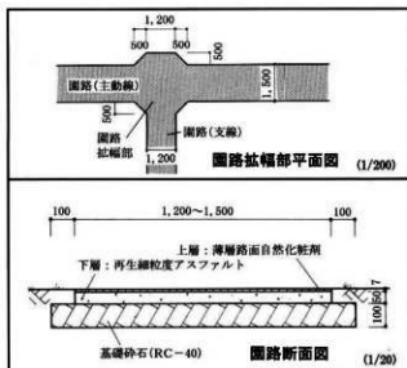
【園路】(第31・45図)

【設計意図】整備対象地区北部の植栽帯および中央部の建物跡表示部に園路を計画した。当地区的北辺に沿って市道市川線が通っているが、この市道には歩道がない。そこで、当地区北部では植栽帯の散策とあわせて、市道の歩道としての利用も考慮して園路を設置することとした。また、中央部では官衙内通路から建物跡表示部への誘導を意図した。園路の勾配、幅員などは宮城県「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の県整備基準に準拠させ、高齢者、障害者などの利用に配慮することとした。

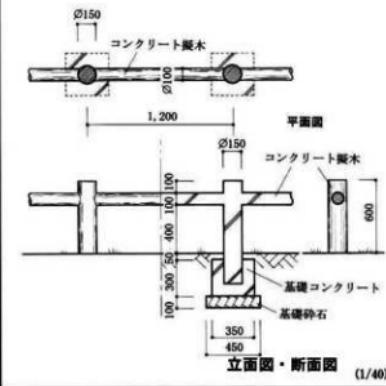
【工事仕様】園路の舗装は、これまで多賀城跡で設置してきたものと統一を図り、赤色系の樹脂舗装(商品名:シュタイン NW-ソフト、色番:BS7(1/2)+BS15(1/2))とした。路幅は、主動線を幅1.5m、主動線から分岐する支線を幅1.2mとした。また、園路の分岐点は車椅子などの回転が可能となる寸法の拡幅部を設けた(第45図)。いずれの園路も車椅子などの通行に考慮して縦断勾配を8%(1/12.5)以下とした。

⑥管理施設

【管理施設の基本計画】管理施設として、昭和48年度に車両乗り入れを制限するためのフェンスおよび車止めを設置した。これらの施設の補完として、市道市川線の境界フェンスの追加および車止めの移設を行う。



第45図 園路詳細図



第46図 境界フェンス詳細図

【境界フェンス】(第31・46図)

【設計意図】当地区北西部に設置されている既存のスチールフェンスの東を延長するような形で、新たに市道市川線との境界フェンスを設置することとした。車両の乗り入れは規制するが、歩行者は市道から出入りできるように適所に開口部を設けることとした。

【工事仕様】既設のフェンスは高さ1mの鉄製であるが、景観に配慮して高さ60cmの擬木製の柵を設置した。また、開口部は市道を挟んで北側に展開する北辺地区との往来を考慮して位置を設定し、幅を1.2mとした。

【車止め】(第46図)

【工事仕様】平安時代の道路跡表示部の西端部には、前述の既設スチールフェンスおよび車止めによって車両の乗り入れが制限されていた。しかし当地区の整備において、その北側に園路を設置したり、平安時代の道路跡の表示を行ったりしたことによって、これらの施設が位置的に支障をきたすことになった。そこで、既設のスチールフェンスを一部撤去して、見学者の導入を容易にし、あわせて車止めを移設した。

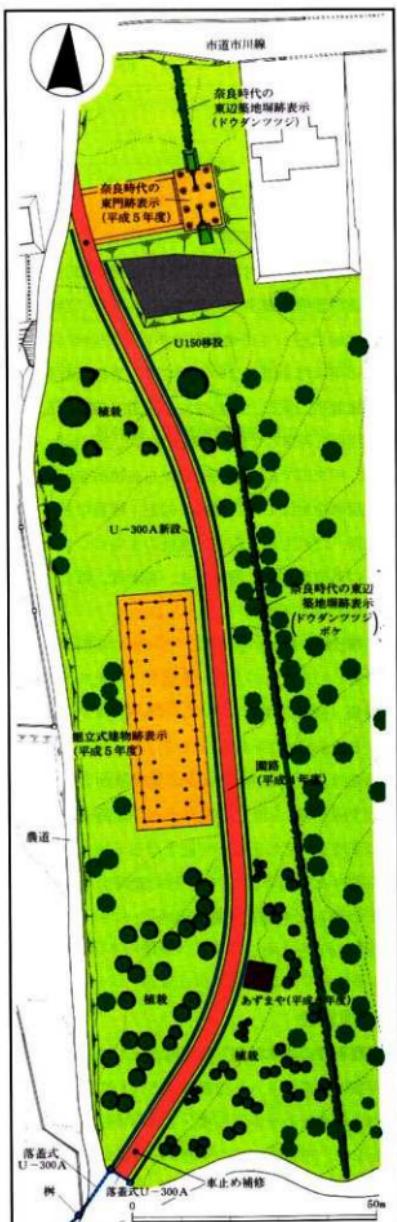
4. 東門・大畠地区東側の環境整備

第6次5力年計画では、前述の東門・大畠地区西側北部以外に、以前の第5次5力年計画から繰り越された同地区東側の遺構表示および植栽を実施した(第47図)。また、当地区的既整備箇所で、管理・活用上の問題が生じた箇所において補修工事を実施した。

①遺構表示

【奈良時代の東辺築地塀跡表示】(第47図)

【設計意図】現在、奈良時代の東辺築地塀跡は



第47図 東門・大畠地区東側整備実施平面図
(1/1,000)

部分的に高まりとして残存している箇所があるが、大部分は後世の削平を受けており、現地表から明確にはその位置を確認できない状況である。第5次5カ年計画では奈良時代の東門跡の遺構表示を行っており、この門に接続する区画施設も合わせて表示することで、奈良時代の外

郭東辺の様子を表現することとした。また、奈良時代の東辺築地跡のすぐ東隣接地が私有地である。そこで隣地の私有地との境界を明示して見学者の進入を制限する必要もあった。

【工事仕様】地上に高まりとして残存している部分はそのままの状況を保持することとし、地上に高まりが残っていない部分に関して、高さ約1m、葉張り約50cmのドウダンツツジを1m間隔で植栽した。

②緑化修景

【植樹】(第47図)

【設計意図】対象地中央に位置する掘立式建物跡表示部の北側および南側を対象に緑陰の形成および樹木の鑑賞を目的として、中高木を植栽することとした。建物跡表示の北側では、さらに北で表示している奈良時代の東門跡からこの建物跡表示が見通せるように低木の植栽を中心とし、南側では季節ごとに樹木の鑑賞が楽しめるような場の設定を計画した。

【工事仕様】掘立式建物跡表示部の北側では、低木のウツギを中心にし、独立的にイロハモミジ、ハルニレといった高木を植栽した。一方、掘立式建物跡表示部の南部では、園路の西側と東側で趣向を変えた。園路の西側では、春に花を楽しめるように、シダレザクラ、ソメイヨシノ、オオシマザクラ、ヤエザクラ、ヤマザクラなどのサクラを植栽した。また園路の東側では、



第48図 多賀城跡施設補修箇所位置図

(1/8,000)

No.	地区	名称	No.	地区	名称
1	政府地区	説得標識1基	12	南門地区	説得標識1基
2		説得標識2基	13		説得標識1基
3	六月坂地区	遺構説明板1基	14	南東隅地区	説得標識2基
4		説得標識1基	15		説得標識2基
5	南辺東半(池の池)地区	津水路	16	南辺東半(蒼山)地区	あずまや
6		遺構説明板1基	17		
7		多賀城跡復原	18	作賀地区	野外遺構復元
8		遺構説明板1基	19		遺構説明板1基
9	南門地区	遺構説明板1基	20	北辺地区	遺構説明板1基
10		野外地形模型	21	東門・大須地区	園路沿い倒産
11		説得標識3基			車止め1基

表7 施設補修一覧

イロハモミジ、ヤマボウシ、キンモクセイなど秋の紅葉、花の芳香を楽しめる樹種を植栽した。

③施設補修(第47図)

【園路排水】

【補修前の状況】 平成4年度に、園路の西側にU形溝(U-150)を設置した(『年報1994』p.148)。通常の降雨時には特に問題がなかったが、大雨の際には、このU形溝の水処理能力がおよばず、しばしば周辺住宅地へ雨水や土砂が流入しており、早急に対応する必要が生じていた。

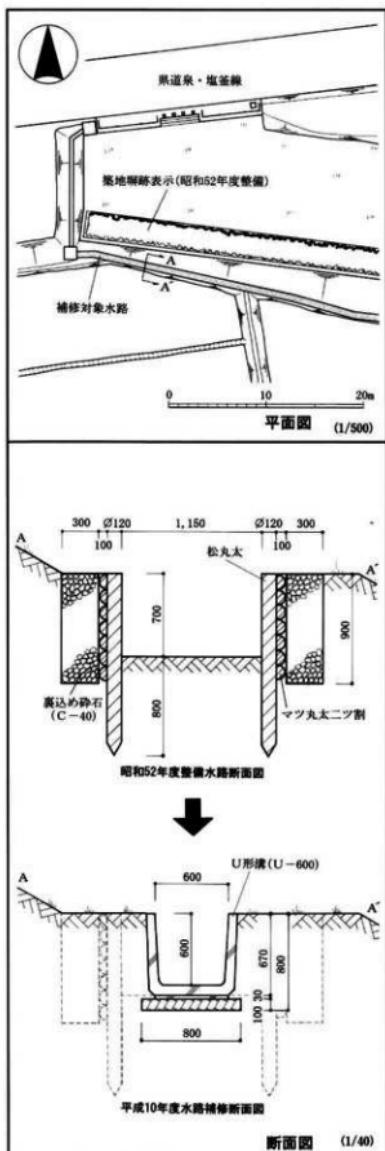
【工事仕様】 当地区的排水量を増やすために、既設のU-150溝を園路の東側に移設し、園路の西側にはひとまわり大きいU-300溝を設置した。これに合わせて対象地南端で樹(内法 50×50cm、深さ60cm)を新設した。

【車止め補修】

【補修前の状況と工事仕様】 平成4年度に設置した園路南端部に位置する直径15cm、高さ90cmの福井石製の車止め(『年報1994』p.148)が、地上数センチの部分で折れ、欠損していたので、同規格のものを補充した。

5. その他の地区的施設補修

多賀城跡では昭和45年度から環境整備を継続的に実施してきており、これまでに設置してきた諸施設の中には30年を経過したものもある。これらの施設の中には材料の劣化による破損や、台風などの災害による破損あるいは悪戻などによる破損、欠損などを受けたものがあり、来訪者の便益に供する目的が果たせなくなつたものが見られるようになった。そしてこれらに対して何らかの措置を講じないと、来訪者の不便のみならず、危険を及ぼすおそれが出てきていた。そこで特に破損の著



第49図 南辺東半(鴻の池)地区水路補修詳細図

しい施設に関して補修をすることとした(第48図、表7)。前述の東門・大畠地区東側の排水路や車止めなどの補修工事もこれらに含まれるものであるが、ここでは、平成7~11年度の間に東門・大畠地区以外の既整備地で実施した各種施設補修工事の概要を、施設の種類別に報告する。なお、平成9年度に実施した多賀城碑覆屋の解体修理工事に関しては、『年報1997』でその詳細を報告したのでここでは省略する。

①排水施設

【排水路補修】(第48・49図)

【位置】南辺西半(鴻の池)地区の南辺築地塙跡表示部の南側

【補修前の状況】当地区で昭和52年度に設置した水路の木柵が腐朽し、裏込めの砂利が多量に水路に崩落して堆積していた。そこへ、平成10年に発生した豪雨によって急激に水路の流水が増し、その結果隣接する田へ水路の流水が横溢したため、早急な対応に迫られた。

【工事仕様】腐朽した木柵を撤去し、コンクリート製U形溝(U-600)を長さ80mにわたって設置した。

②学習施設

【遺構説明板補修】

【位置】六月坂地区(1基)、南門地区(2基)、南辺西半(鴻の池)地区(1基)、北辺地区(2基)

【補修前の状況】六月坂地区的遺構説明板は昭和49年度の整備工事で設置されたもので、白い鉄板に黒ペンキ文字でかかれた旧式のものであり、すでに文字が消えかかっている部分やさびている部分がみられた。さらに、自動車の衝突によって脚部が曲折しており、説明板の機能を果たしていなかった。南門地区的遺構説明板は昭和55・56年度に、また南辺西半(鴻の池)地区的遺構説明板は昭和53年度にそれぞれ設置されたものであるが、板面のアルフォト板が太陽光線によって褪色しており、板面の内容が判読できない状態であった。さらに、南門地区的南門跡の説明板1基は、その後の南門建物復元検討委員会での検討(註7)の結果、それまで説明板に記載していた単層八脚門ではなく、二重門の復元案が提出されており、内容も刷新する必要が生じた。

北辺地区的2基は、平成4年度に設置されたものであるが、林間部にあり、その樹液の滴下が原因で、フレームにおびただしい量の錆が発生していた。

【工事仕様】六月坂地区的旧式の説明板は、昭和53年度以降多賀城跡の整備で統一してきたデザインのものにかえた。南辺西半(鴻の池)地区的ものは、内容はそのままであるが、昭和62年度以降設置している説明板では解説文に英訳を併記しており、ここでも今回の補修にあわせて解説文の英訳を追加した。板面は従来どおりアルフォト板を採用したが、板面の全面に紫外線を遮断するフィルムを張り付けて、太陽光による褪色に対処した(註8)。

南門地区的2基に関しては、褪色した板面の取り替えを実施した。ただし、将来当地区に南門の実大復元が計画されており、その際には説明板を移設する必要がある。そこで、この2基の説明板に関しては、再びアルフォト板を設置するよりも安価な、カラー印刷をしたラミネート粘着フィルム(商

品名:スコッチプリント)を用いて暫定的に補修した。

北辺地区の2基は、フレームの銷落とし、再塗装を実施した。

【野外模型ネームプレート補修】

【位置】南門地区

【補修前の状況】昭和56年度に設置した多賀城跡全体模型に設置していたネームプレート(幅1cm、長さ3~7cm、アルフォト板)7カ所が、悪戯により欠損していた。

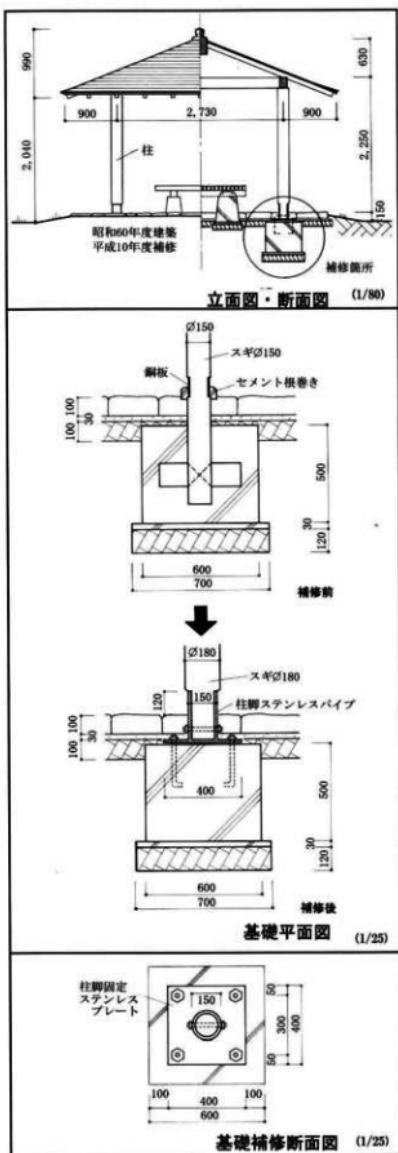
【工事仕様】従来と同仕様のものを作り直して貼り付けた。

【野外模型説明板補修】

【位置】作貫地区

【補修前の状況】昭和59年度に設置した野外模型に貼り付けたアルフォト板の説明板が太陽光線による褪色を受けている上に、悪戯によって欠損した部分があった。

【工事仕様】多賀城跡では昭和50年度以降、説明板の板面はアルフォト板で統一してきた。しかし、アルフォトではモノクロの表現しかできず、写真や復元図、図面などを用い、様々な表現の工夫を試みているものの、掲載できる情報量には限界があった。そこで、今回は説明板の補修にあわせて、他の遺構説明板よりも小型であるこの野外模型の説明板を用いて実験的に板面のカラー化を試みた。内容は当初設置したものと同じものとしたが、図面に着色し、カラー写真を採用した。なお、このカラー説明板の仕上がり具合の成果を受けて、前述の大畠地区西部北側に設置した遺構説明板2基のカラー説明板でクロマリン印刷の板面仕様を採用するに至った。



第50図 あづまや補修詳細図

③便益施設

【誘導標識補修】

【補修前の状況と補修の内容】これまで、多賀城跡内の見学路の要所に誘導標識を設置している。昭和 56 年度以降に設置したものは稲井石製の土台に、アルフォト板面を貼り付けたもので統一している。これらのうち、板面と土台を接着している接着剤が劣化して板面の端部が浮いているものがあり、それが悪戯などにより欠損したものが 9 基あった。

また、昭和 50 年度以前に設置した旧式の誘導標識が 2 基ある。これらは、白い鉄板に黒および赤のペンキで文字や矢印を記したものであるが、板面に錆が発生しており文字の読みとりが困難な状態であった。

【工事仕様】アルフォトが欠損していたものは同仕様のものを補充し、旧式のものは近年統一しているデザインのものに取り替えた。

【あずまや補修】(第 50 図)

【位置】南辺東半(雀山)地区

【補修前の状況】昭和 62 年度に設置したあずまやの柱の接地部分が腐朽していた。そこへ平成 10 年 9 月に発生した台風 9 号の暴風をうけたため、建物が傾斜し、倒壊のおそれが出た。

【工事仕様】柱以外の部分は全く損傷がなかったので、建物の梁より上の部分をジャッキにより持ち上げて、柱および基礎を取り替えた。当初、このあずまやの柱は直径 15 cm であったが、柱の根本の部分ではさらに径を細めて、銅板で根巻きをし、その周囲をさらにセメントで固めていた。柱根本の腐朽はこのセメント部分に水が進入し、セメントと銅板により乾燥が妨げられていた結果生じたものと思われた。そこで今回は、まず柱を直径 18 cm に太くし、防腐剤を含浸させた。さらに柱の根本の水切り部分は、基礎にステンレスパイプを地上 15 cm の高さまで設置して、木部に水が進入しない構造とした。

6.まとめ

第 6 次 5 カ年計画の期間中に実施した整備の内容は大きく 3 つに大別できる。1 つめは東門・大畠地区西側北部における 9 世紀前半の遺構表示を中心とした整備、2 つめは東門・大畠地区東側において、第 5 次 5 カ年計画から繰り越された内容の整備、3 つめはこれまで多賀城跡の環境整備で設置してきた諸施設の補修である。

①東門・大畠地区西側北部の整備では遺構表示を中心とし、その他造成・排水、便益・管理施設の設置、緑化修景を実施した。

遺構表示は将来の建物復元などを含めた本格的な整備までの暫定的な整備という位置付けで実施した。今回の整備対象地区は、想定される大畠地区官衙の広がりのうち北東約 4 分の 1 にあたる。ここで表示した遺構は、平安時代の東門跡をはじめ、東辺築地跡、櫓土壇跡、城内東西道路跡、官衙北

門跡、材木塀跡、官衙内通路跡、建物跡 4 棟である。遺構表示では、築地塀跡の高まりを両側に見ながら、平安時代の東門跡に至るアプローチ、東門跡から小石敷を復元した城内東西道路を通って大畠地区官衙の北門跡まで至る動線、さらに北門跡から自然土舗装による通路をとおって官衙地区内へ導入するまでの動線を、発掘された遺構に即して設定した。このことによって、古代多賀城の歴史的空间が追体験できるようになった。また、官衙内の建物跡は平面的な位置の明示にとどまつたものの、やや高いところから見下ろせば、この地区における建物の配置関係をイメージできる空間となり、将来につながる暫定整備の一つの形を提示できたものと思われる。

なお、第 6 次 5 カ年計画の策定にあたって、当初、整備対象面積を 37,230 m²としたが、実際に平成 11 年度までに実施した大畠地区西側北部の整備面積は 14,350 m²と、当初計画の約 39%にとどまつた。これは、計画策定段階では、未だ公有化されていない地域に関する順次、公有化、発掘調査が実施され、それを追いかける形で整備に取りかかれるだろうという見通しの中で立案したものであるが、現実問題として土地の公有化は複雑な要因が絡む事項であり、実際には計画どおりに進捗しなかつたことによる。

②東門・大畠地区東側では、第 5 次 5 カ年計画から繰り越された植栽を中心とし、その他遺構表示を実施した。この地区は、発掘調査を実施する前は雑木林であったが、発掘調査およびその後の環境整備の造成に伴つて多数の樹木を伐採することになったため、今回の整備では伐採後、空地となつていた箇所に鑑賞を目的として樹木を植栽することによって、見学者に安らぎと親しみが得られる良好な緑化環境を提供することができるようになった。

③施設補修では 21 カ所、26 点の施設を対象に実施した。その内訳は、便益施設が 14 点（うち誘導標識 13 基、あずまや 1 棟）、遺構説明板などの学習施設が 8 基、排水施設が 2 カ所、管理施設（車止め）が 1 基、その他多賀城碑覆屋 1 棟である。これらの施設が補修するに至つた原因は以下のように分けられる。

- 悪戯による破損・欠損 12 点
- 経年による劣化・災害 8 点
- 形式の統一による取り替え 5 点
- その他 1 点

悪戯による破損・欠損は 12 点にものぼり、今回補修した施設の約半数を占める。これらのほとんどは説明板や誘導標識の板面が悪戯により剥がされたものであるが、これらは設置後 15 年前後経過したものであり、経年により劣化してきたものが悪戯の対象となっていることも否めない。

また、説明板・誘導標識の統一による取り替えを行つたものも、設置後 23 年前後経過したもので、これらも鉄製品であり、やはり経年による劣化を受けていた。また、設置後 17 年経過した南門跡の説明板のように、内容を改訂する必要がでてきた場合もあった。このような状況を概観すると、おおよそ設置後 15 年を経過すると、劣化が目につくようになり、悪戯などを受ける度合いが増していくもの

と思われる。また、調査研究の進展に伴って説明板などの内容を再検討する必要がでてくる場合もある。さらには劣化した施設に災害などによる外力がかかると一気に破損し、被害を拡大させる可能性が高まつくると考えられる。そういう意味でも、多賀城跡の環境整備を開始してから約30年たつたこの時期に、諸施設の点検を兼ねて補修工事が実施できたことは幸いである。

註

- 註1 多賀城跡環境整備長期基本計画は、昭和53年に当研究所が策定したものである。当研究所が多賀城跡の環境整備を開始した昭和45年度からそれまでの実績を前期10ヵ年計画の中に位置付け、それに続く中期、後期10ヵ年計画の立案を行い、多賀城跡附寺跡の将来像を設定し、総合的、長期的な本事業の方向性を定めたものである。後註『特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画書』のpp.13~15参照。
- 註2 『特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画書』(多賀城市・多賀城市教育委員会、昭和63年)では、特別史跡多賀城跡附寺跡の保存管理、整備活用の方針を策定し、地区区分による現状変更、土地公有化、発掘調査、環境整備などの方向性を定めている。
- 註3 『特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画書』p.55
- 註4 SB807は第23・64次調査(『年報1974』『年報1993』)、SB2205は第63次調査(『年報1992』)、SB1970は第58次調査(『年報1990』)、SB1887は第58次調査(『年報1990』)にてそれぞれ検出したものである。
- 註5 遺構説明板のフレームのデザインは、昭和53年度に統一し、それ以降に設置したものは、すべてそのデザインを踏襲している。
- 註6 遺構標識のデザインは、昭和45年度以降変わらず同一のものを採用している。
- 註7 近年、多賀城跡における整備の一手法として、建物跡の立体復元整備の実現に向けて構想を練っていた。その計画を具体的にすすめるために、平成2年度に多賀城跡調査研究指導委員会の調査委員会として、建築史学、建築構造学、建築構法学、建築材料科学の専門家7名で構成される多賀城跡政府—南門間整備活用専門部会が設置された。その後、多賀城市教育委員会がこれを引き継ぐ形で、同年に多賀城跡建物復元調査検討委員会を設立し、建物復元整備に向けて、より具体的な検討が行われた、その結果、多賀城跡政府第Ⅱ期に対応する外郭の南門と、それに接続する築地塀跡とを復元対象とすること、その南門の構造形式は三間一戸の二重門とすることを結論付けた。現在、この復元計画は実施設計まで終了している。
- 註8 平成5年度以降に設置した説明板には、褪色防止のための紫外線遮断フィルムを貼付している。

7. 整備資料

(1) 年度別整備内容

表8 東門・大畠地区西側北部 年度別整備内容

年度	区分	名 称	数量	内 容	直接工事費(千円)
1995 (平成7)	造成	地形修復	一式	盛土整形 860m ³ 、山砂・流用土、切土 45m ³	758
	造構表示	平安時代道路跡表示	223 m ²	玉砂利洗い出し、城外側 223 m ² (W18m×L13m)	5,740
	植地跡跡・樹跡	一式		盛土整形、コダマザサ植付	6,197
	学習施設	造構標識	2 基	「平安時代の東門跡地跡跡」「平安時代の東門北橋跡」、橋井石、2基	93
	造構説明板	1 基		「平安時代の東門北橋跡」W1,200×H800、板面アルフォト、スチールフレーム	280
	緑化修景	グラウンドカバー	2,291 m ²	野芝	3,568
1996 (平成8)	管理施設	市道境界フェンス	103m	H600 mm、擬木フェンス	1,023
	造成	地形修復	一式	盛土整形 5,476m ³ 、切土 14m ³	1,791
	造構表示	平安時代道路跡表示	670 m ²	城外側 425 m ² (W18m×L23m)、城内側 245 m ² (W18m×L14m)	16,481
1997 (平成9)	緑化修景	グラウンドカバー	8,930 m ²	ケンタッキーブルーグラス、ハイランドベントグラス	2,116
	排水施設	平安時代道路側溝蓋未処理	4 カ所	暗渠排水、練瓦質ビ管(VUφ100×L1m、目皿	17
	造構表示	平安時代道路跡表示	757 m ²	城内側、W1,5m×L15.8m、玉砂利洗い出し	18,708
	平安時代道路跡表示	167 m ²	城内側、W1,5m×L10.1m、自然土舗装	873	
1998 (平成10)	平安時代道路側溝蓋表示	一式		城内側北側溝蓋 69.5m、城内側南側溝蓋 71.5m、自然土舗装はつり仕上げ	2,359
	造成	法面保護	34 m ²	34 m ² 、植生土のう	630
	周縁部排水	175m	U形側溝、U-300C(300×360)	1,874	
	周縁部排水	23m	ベンチフリューム、BF-300	105	
	波打処理排水	98m	コルゲートタイプ、300×150	714	
	排水施設	園内暗渠排水	393m	暗渠排水、練瓦質ビ管(VUφ150、有孔管)	1,314
1999 (平成11)	園内暗渠排水	131m	暗渠排水、コンクリート管、透水管φ 200	842	
	周縁部集水樹	3 基	3基、コンクリート樹、グレーニング蓋、内法 400×400×600、T-20	130	
	周縁部排水	5 基	コンクリート樹、グレーニング蓋、内法 400×400×600、T-2	158	
	造構表示	平安時代道路跡表示	210 m ²	城内側 210 m ² (W16.5m×L12.7m)、自然土舗装	788
	官衙内通路跡表示	398 m ²	396.3 m ² (W9.9m×L30.4m)、自然土舗装	3,587	
	官衙内通路跡排水	140m	暗渠排水、練瓦質ビ管(VUφ150、有孔管)、單位度砂石埋戻し	309	
1999 (平成11)	高木植栽	一式	イヌシデ 4本、イロハモミジ 1本、ハルニレ 2本、シラカシ 2本、エゴノキ 7本、ガマズミ 4本	1,436	
	低木植栽	一式	アセビ 2本、ウツギ 4株、ムラサキシキブ 16本、ニシキギ 35本、ミヤギノハギ 10株	183	
	グラウンドカバー	1,450 m ²	種子吹付	254	
	グラウンドカバー	400 m ²	法面強化、野芝	637	
	管理施設	市道境界鉄樋撤去	一式	昭和48年度整備鉄樋 18m 撤去	18
	車止め移設	一式	昭和48年度整備車止め 19基移設	105	
1999 (平成11)	その他	廻り処理	450 m ²	450 m ² 、場外搬出	406
	造構表示	材木斬跡表示	38m	ドウダンツツジ列植、221本、生垣支柱	1,904
	大畠宮衙北門跡	1 カ所	木柱アカマツ 12本、壁表示部リュウノヒグ植付、床面樹脂舗装	3,533	
	肆跡表示	4 カ所	4棟、床面野芝強付、外周表示単粒度碎石	907	
	学習施設	造構説明板	2 基	「平安時代の石敷道路」W600×H800、板面クロマリン印刷、スチールフレーム 「役所跡の北門と堀」W1,200×H800、板面クロマリン印刷、スチールフレーム	2,039
	緑化修景	グラウンドカバー	243 m ²	園路芝、野芝	319
園路	園路	17m	W1,200×L17m、カラー樹脂舗装	232	
	園路	374m	W1,500×L374.4m、カラー樹脂舗装	6,320	
	園路抵觸部	4 カ所	園路交差部、カラー樹脂舗装	53	
	その他	樹蓋上げ	3 基	測量樹蓋上げ	20

表9 東門・大畠地区東側 年度別整備内容

年度	区分	名称	内容	材料	直接工事費(千円)
1996 (平成8)	遺構表示	奈良時代の東辺築地跡跡	157m	ドウダンツツジ 110本、ボケ 101本	781
	緑化修景	植栽	一式	オオシマザクラ 3本、ヤエザクラ 3本、ヤマザクラ 3本、ソメイヨシノ 6本、シダレザクラ 13本、イロハモミジ 39本、キンモクセイ 18本、ヤマボウシ 4本。	2,862
1998 (平成10)	遺構表示	奈良時代の東辺築地跡跡	17m	ドウダンツツジ 20本	98
	緑化修景	植栽	一式	ハルニレ 1本、イロハモミジ 1本、ウツギ 6株	203

表10 施設補修 年度別工事内容

年度	地区	区分	名称	当初設置年度	内容	材料	直接工事費(千円)
1995 (平成7)	政庁地区	便益施設	誘導標識	1972 (昭和47)	旧式のものを新式のものに取替え。	稲井石、板面アルフォト、H700×2基、H500×1基	490 (県単費)
	南門地区	学習施設	野外地形模型 ネームプレート	1981 (昭和56)	破損・剥落したネームプレートの補充	アルフォト板、7カ所	70 (県単費)
	南門地区	便益施設	誘導標識	1981 (昭和56)	剥落した板面の補充	板面アルフォト、4基	280 (県単費)
	南東隅地区	便益施設	誘導標識	1981 (昭和56)	剥落した板面の補充	板面アルフォト、5基	350 (県単費)
	東門・大畠地区 (東側)	管理施設	車止め(管理用道路 南端部)	1992 (平成4)	破損欠落した石柱の補充	稲井石、木磨き仕上、φ150×H900	30 (県単費)
1997 (平成9)	六月坂地区	便益施設	誘導標識	1974 (昭和49)	旧式のものを新式のものに取替え。	稲井石、板面アルフォト、H700×1基	272 (県単費)
	六月坂地区	学習施設	遺構説明板「六月坂 地区的役所跡」	1973 (昭和48)	旧式のものを新式のものに取替え。	W1,600×H1,200、板面アルフォト、スチールフレーム1基	770 (県単費)
	南辺西半 (鴻の池)地区	学習施設	遺構説明板 「南辺築地跡跡」	1978 (昭和53)	フレーム錆落・再塗装、補色した板面の取替	W1,600×H1,200、板面アルフォト	495 (県単費)
	南門地区	その他	多賀城碑覆星 解体修理	1875 (明治8)			10,826
	南門地区	学習施設	遺構説明板 「多賀城跡南門」	1980 (昭和55)	フレーム錆落・再塗装、補色した板面の取替	W1,600×H1,200、板面カラーフィルム貼付け	270 (県単費)
1998 (平成10)	南門地区	学習施設	遺構説明板 「南門と紫雲閣」	1981 (昭和56)	フレーム錆落・再塗装、補色した板面の取替	W1,600×H1,200、板面カラーフィルム貼付け	270 (県単費)
	作賀地区	学習施設	野外遺構模型 付設説明板	1984 (昭和59)	剥落した板面の補充	W1,150×H300、W1,650×H300、板面クロマリン印刷FRP封入	493 (県単費)
	北辺地区	学習施設	遺構説明板 (橋跡)	1990 (平成2)	フレーム錆落・再塗装	1基	50 (県単費)
	北辺地区	学習施設	遺構説明板「奈良 時代の東辺築地跡跡」	1992 (平成4)	フレーム錆落・再塗装	1基	50 (県単費)
	南辺西半 (鴻の池)地区	排水施設	築地跡表示部南脇 開渠排水	1977 (昭和52)	木路板橋護岸の腐朽 の補修	U-600×80m、流木ベンチフリューム 4m	1,994
南辺東半 (雀山)地区	便益施設	あづまや	1987 (昭和62)	破損した柱の取替、基礎の補強	柱 φ150→φ180	736	
	排水施設	園路沿い側溝	1992 (平成4)	既設のU-150を移設し、U-300を新補	U-300×213m、コンクリート蓋・グレーティング蓋、コンクリート樹内法 500×500×600	4,329	

(2) 工事関係者

表 11 工事関係者

年度	工事箇所	秘訣監督員	主任監督員	監督員	工事請負業者
平成 7	東門・大畠地区	宮城県仙台東土木事務所 所長 斎藤本彦	同左 技術主幹兼 建設第一課長 菊地新一	同左 建設第一課 第一係技師 今野甚二	株式会社 濱田工務店 (多賀城市)
	施設補修	宮城県多賀城跡調査研究所 所長 進藤秋輝		同左 研究第科 技師 白崎恵介	株式会社 濱田工務店 (多賀城市)
平成 8	東門・大畠地区	宮城県仙台東土木事務所 所長 本間建三	同左 技術主幹兼 建設第一課長 菊地新一	同左 建設第一課 第一係技師 今野甚二	株式会社 濱田工務店 (多賀城市)
平成 9	東門・大畠地区	宮城県仙台東土木事務所 所長 千葉榮之	同左 技術主幹兼 建設第一課長 片倉善道	同左 建設第一課 第一係技師 阿部良季	株式会社 濱田工務店 (多賀城市)
	多賀城碑覆屋	宮城県教育庁文化財保護課 課長 進藤秋輝	同左 技術補佐 小山典男	同左 主幹兼管理第一係 係長 吉田和広 主事 佐々木順一	株式会社 たぐみ (仙台市)
平成 10	東門・大畠地区	宮城県仙台東土木事務所 所長 大嶋健宏	同左 技術主幹兼 建設第一課長 片倉善道	同左 建設第一課 第二係技師 阿部良季	伏谷建設株式会社 (多賀城市)
	施設補修	宮城県多賀城跡調査研究所 所長 進藤秋輝		同左 研究第一科 技師 白崎恵介	株式会社 フォト巧芸 (仙台市)
平成 11	東門・大畠地区/ 施設補修	宮城県仙台東土木事務所 所長 大嶋健宏	同左 技術主幹 片倉善道	同左 建設第一班 技師 佐々木勝也	伏谷建設株式会社 (多賀城市)

IV. 付 章

1. 関連研究・普及活動

平成 12 年度は多賀城跡発掘調査の他に、以下の調査研究事業や普及活動を行った。

(1) 多賀城跡環境整備事業

平成 12 年度の多賀城跡環境整備事業は、史跡等保存整備費(一般)国庫補助事業として、総事業費は 20,700 千円で実施した。今年度は第 7 次 5 カ年計画の 1 年度にあたり、7 カ年計画している柏木遺跡を対象とした整備の初年度である。工事内容は次の通りである。

①造成工・排水工

遺跡の一部において法面が崩壊しており、遺構保護のための盛土と整形を行った。あわせて当地区の地盤の勾配と雨水の処理を勘案し、一部、暗渠と集水樹を設置した。

②法面保護工

造成工・排水工を実施した後、丘陵斜面部分では L 形擁壁の設置および法面保護の種子吹付工を行った。

(2) 特別史跡多賀城跡附寺跡の現状変更

当研究所では、特別史跡内の遺構と、歴史的景観の保護に努めている。しかし、やむなく特別史跡内の現状を変更するにあたっては、申請者及び関係機関と遺跡保護のために慎重な協議を行い、遺跡への影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査を行っている。

平成 12 年度に特別史跡多賀城跡の現状変更のために行った発掘調査及び立会調査は 15 件である(表 12)。その内容は次のとおりである。

番号	申請者 / 申請地	変更事業	対応
1	千葉 昌一 多賀城市市川字坂下 64 番地 1・65 番地 1・66 番地 4	土留壁工事 平成 11 年 12 月 17 日 基教委許可	発掘調査
2	佐藤 みづ子 多賀城市浮島字坂下 32 番 2	作業場改築 平成 11 年 12 月 20 日 基教委許可	発掘調査
3	鈴木 道二郎 多賀城市高崎一丁目 61 番 1・61 番 2・61 番 3・62 番 1・63 番 1	住宅増改築 平成 12 年 3 月 22 日 基教委許可	発掘調査
4	大山 庄蔵 多賀城市高崎一丁目地内	高崎春まつり仮設テント設置 平成 12 年 3 月 22 日 基教委許可	立会
5	佐藤 俊夫 多賀城市川尻五万崎 26 番地の 1・26 番地の 2	住宅増改築 平成 12 年 3 月 31 日 基教委許可	発掘調査
6	多賀城市長 鈴木 和夫 多賀城市高崎一丁目 90 番 1・92 番 1	散策路整備 平成 12 年 7 月 12 日 文化庁許可	立会
7	菊池 広 多賀城市市川字五万崎 29 番 2 号	駐車場造成 平成 12 年 7 月 11 日 文化庁許可	発掘調査
8	多賀城市長 鈴木 和夫 多賀城市市川字田原塙地内	あやめまつり仮設テント設置 平成 12 年 6 月 5 日 基教委許可	立会
9	多賀城市長 鈴木 和夫 多賀城市市川字田原塙 37 番 3 号	市道修繕 平成 12 年 6 月 29 日 基教委許可	立会
10	岡山 今朝夫 多賀城市市川大隈 36 番 1 号	外壁等工事 平成 13 年 2 月 14 日 基教委許可	立会
11	佐藤 多 多賀城市市川作貫 1 の 2 番地	作業場改築 平成 12 年 10 月 3 日 文化庁許可	立会
12	鈴木 道二郎 多賀城市高崎一丁目 60 番 1・61 番 1・61 番 2	下水道工事 平成 13 年 2 月 14 日 基教委許可	立会
13	東日本電信電話(株)宮城支店長 喜谷 駿一 多賀城市高崎 1 丁目 18 番 8 号地先	電柱交換 平成 13 年 2 月 14 日 基教委許可	立会
14	千葉 昌一 多賀城市市川字城坂 77 番地の 1	車庫設置 平成 13 年 2 月 14 日 基教委許可	立会
15	東北電力(株)塩釜営業所長 谷崎 順一 多賀城市大代 4 丁目 17 番 5 号	電柱増設 平成 13 年 2 月 14 日 基教委許可	立会

表 12 平成 12 年度実施の現状変更一覧

①民間工事 10件—擁壁工事(1・10)、作業場改築と改修(2・11)、住宅増改築(3・5)、駐車場造成と車庫設置(7・14)、電柱設置(13・15)。

②公共事業 3件—散策路整備(6)、市道修繕(9)、下水道設置工事(12)。

③史跡の活用に関わるもの 2件—あやめまつり(8)。

掘削を伴う住宅の増改築の 5件(1・3・5・7)については発掘調査を、その他現状変更が軽微なもの 10件(4・6・8・15)については工事の際に立ち会いを行った。発掘調査を行った 5件についての報告は、次年度以降の年報で報告する。

(3) 多賀城関連遺跡発掘調査事業

当研究所では古代多賀城に関する宮城県内の城柵及び官衙遺跡や生産遺跡について、計画的な調査と研究を継続的に行っている。この調査と研究事業は、中央政府が陸奥と出羽両国を支配する上で中枢的な役割を果たした古代の多賀城を、多角的な視野から解明することを目的としている。

平成 12 年度は第 6 次 5 カ年計画の 3 年度にあたり、桃生郡河北町から桃生町に位置する桃生城跡の第 9 次調査を実施した。発掘調査面積は約 1,400 m²である。調査にあたっては桃生町教育委員会と、河北地区教育委員会の協力を得た。総事業費は 10,500 千円(50%国庫補助)である。

1. 調査の成果

今回発見した主な遺構は、築地塀 1 条、大溝 1 条、櫓跡 1 棟、掘立式建物跡 1 棟、竪穴住居跡 2 棟である。築地塀は基底幅 0.9m で、高さ約 80cm 残存していた。この築地塀は桃生城の西郭と、その東側の郭とを 2 分するもので、西側に区画溝、東側に櫓跡を伴う。櫓跡は一度建て替えられており、新しい時期のものは築地塀跡とともに宝亀 5(774)年とみられる火災によって焼失している。住居跡は、築地塀の東側で 8 世紀第 3 四半期頃のものを 1 棟、西側で 8 世紀第 4 四半期頃のものを 1 棟発見した。築地塀跡東側の住居跡はこれまで発見している住居跡と同様に桃生城跡で官衙が営まれていた時期のものである。西側の住居跡は桃生城の廃絶以降のものである。

掘立式建物跡 1 棟は、これまで桃生城で発見した建物と柱間や柱穴の規模に大きな違いがあり、古代以降の建物と考えられる。

2. 調査の意義

① 桃生城跡の主郭と西郭を 2 分する築地塀跡を発見し、築地塀に取り付く櫓跡を検出した。築地と櫓は宝亀 5(774)年の海道蝦夷による桃生城攻撃によって焼失し再建されていないことが判明した。また、築地塀の屋根に上げられたと考えられる土上が出土したことでも特筆される。

② 検出した築地塀跡の西側では、桃生城跡で官衙が営まれていた時期の遺構が認められなかった。このことは本地区の使われ方が、築地に設置された櫓からの眺望を意識したことにより、意図的に建物城として利用されなかつたためと考えられる。西郭の中心は今回の調査区より南の丘陵上である可能性が高まった。

(4) 遺構調査研究事業

本事業は多賀城跡及び関連遺跡の発掘調査によって検出した諸遺構の保存と活用を目的として、他遺跡の類例と比較検討しながら基礎的研究を行うものである。本年度は遺構調査研究事業の第5次5ヵ年計画の3年度として、鳥取県倉吉市伯耆国府跡、宮城県古川市名生館遺跡等の調査データを収集した。さらに従来収集した各地のデータを整理し、多賀城跡及び桃生城跡と比較し検討を行った。

(5) 発掘調査図面のデジタル化事業

当研究所がこれまでに調査及び収集してきた遺構実測図を、デジタル化した画像データとしてCDに記録保存することにより、紙の破損や退色による実測図の劣化への対策を行った。総事業費は6,300千円(50%国庫補助)である。

(6) その他

1. 現地説明会の開催

発掘調査の成果を一般に公開するために、下記の現地説明会を開催した。

白鳥良一・阿部恵・柳澤和明 「桃生城跡第9次調査について」 平成12年9月23日
白鳥良一・後藤秀一・吾妻俊典・白崎恵介 「多賀城跡第71次調査について」 平成12年10月21日

2. 各機関・委員会などへの協力

白鳥良一 秋田市秋田城跡環境整備指導委員 払田櫛跡保存管理計画策定指導委員 盛岡市志波城跡整備委員 仙台市郡山遺跡発掘調査指導委員 多賀城市文化財保護委員 多賀城市総合計画審議会委員 多賀城市環境審議委員 古川市名生館官衙遺跡発掘調査・環境整備指導委員 一迫町史跡山王廻遺跡整備指導委員会委員 角田市郡山遺跡発掘調査指導委員 新世紀・みやぎ国体実行委員会式典専門委員会大会旗・炬火リレー部会委員 古代城櫛官衙遺跡検討会代表世話人
佐藤和彦 青森県史編さん委員会古代部会専門委員
吾妻俊典 女川町文化財保護委員
白崎恵介 古川市名生館官衙遺跡発掘調査・環境整備指導委員 文化庁史跡等整備のあり方に関する調査研究会協力委員 仙台市(仮称)「縄文の森」広場整備基本計画策定委員

3. 講演会などへの協力

白鳥 良一 「古代多賀城について」向陽台高等学校平成12年度合同研修会 平成12年7月25日
「特別史跡多賀城跡の歴史的意義」高等学校及び特殊教育諸学校高等部初任者研修 平成12年9月5日
「多賀城跡Q&A—多賀城跡案内的重要ポイント」史跡ボランティア養成講座 平成12年10月5日
「特別史跡多賀城跡の歴史的意義」小中学校及び特殊教育諸学校小中学校部初任者研修 平成12年11月14日
「古代東北の行政府—多賀城跡(多賀城市)」平成12年度東北歴史博物館解放講座 平成12年12月3日
「原始古代の高清水」高清水町高齢者学級文化財講演会 平成13年2月26日
柳澤 和明 「多賀城跡東門と大畠地区」史跡ボランティア養成講座 平成12年6月18日
吾妻 俊典 「前九年合戦絵図の世界—安倍氏と源頼義、義家ー」河北地区教育会文化財セミナー 河北地区教育委員会 平成13年2月3日
「後三年合戦絵図の世界—清原氏と藤原清衡の時代ー」河北地区教育会文化財セミナー 河北地区教育委員会 平成13年2月10日
「平泉藤原氏の繁栄—最近の研究成果からー」河北地区教育会文化財セミナー 河北地区教育委員会 平成13年2月17日

「宮城県南と福島県北の史跡巡り」河北地区教育会文化財セミナー移動講座

河北地区教育委員会 平成 13 年 3 月 18 日

白崎恵介 「こうして道路はよみがえる－多賀城跡の史跡整備－」史跡ボランティア養成講座

多賀城市教育委員会 平成 12 年 10 月 19 日

4. 研究発表・執筆など

阿部・柳澤「桃生城跡第 9 次調査の概要」宮城県遺跡調査成果発表会	平成 12 年 12 月 16 日
阿部・柳澤「桃生城跡第 9 次調査の概要」第 27 回古代城柵官衙遺跡検討会	平成 13 年 2 月 24 日
阿部・柳澤・白崎「1999 年度宮城県内主要発掘紹介 多賀城跡」『宮城考古』第 2 号 宮城県考古学会	平成 12 年 5 月 14 日
後藤・秀一 (共同発表) 「伊治城跡の発掘調査の成果」第 27 回古代城柵官衙遺跡検討会	平成 13 年 2 月 24 日
後藤・吾妻「1999 年度宮城県内主要発掘紹介 多賀城跡」『宮城考古』第 2 号 宮城県考古学会	平成 12 年 5 月 14 日
後藤・吾妻「多賀城跡第 71 次調査の概要」『月刊文化財出土情報』通巻第 226 号	平成 13 年 2 月 1 日
後藤・吾妻・白崎「多賀城跡第 71 次調査の概要」宮城県発掘調査成果発表会	平成 12 年 12 月 16 日
後藤・吾妻・白崎「多賀城跡第 71 次調査の概要」第 27 回古代城柵官衙遺跡検討会	平成 13 年 2 月 24 日
柳澤 和明「桃生城跡の発掘調査の成果」第 27 回古代城柵官衙遺跡検討会	平成 13 年 2 月 24 日
柳澤・吾妻「多賀城跡周辺における土器編年との対比とその基準資料」第 3 回東北古代土器検討会	平成 12 年 5 月 27 日
吾妻 俊典「1999 年の考古学界の動向 古代(東北)」『月刊考古学ジャーナル』臨時増刊号 No.460	平成 12 年 6 月 25 日
吾妻 俊典「書評 仙台市史 特別編 5 板碑」『六軒丁中世史研究』第 7 号 東北学院大学中世史研究会	平成 12 年 8 月 31 日
吾妻 俊典「書評 阿部正光君追憶集」『六軒丁中世史研究』第 7 号 東北学院大学中世史研究会	平成 12 年 8 月 31 日
吾妻 俊典「考古学から見た 10 世紀の陸奥国南部－多賀城跡の古代から中世－」東北学院大学中世史研究会第 17 回大会	平成 12 年 6 月 24 日
吾妻 俊典「古代陸奥国におけるロクロ土師器の普及－多賀城跡・桃生城跡・伊治城跡出土土器の検討－」 2000 年度東北史学会・秋田大学合同大会	平成 12 年 10 月 8 日

5. 連携大学院

東北大大学院文学研究科長と宮城県多賀城跡調査研究所長の協定に基づき、文学研究科文化財科学専攻の大学院生の研究・指導にあたった。

白鳥良一 (客員教授)	文化財科学研究特論 I 「埋蔵文化財保護行政論」 文化財科学研究実習 I 「発掘調査の実際」 課題研究
後藤秀一 (客員助教授)	文化財科学研究実習 I 「発掘調査の実際」 課題研究

2. 組織と職員

(宮城県教育委員会行政組織規則(抄))

第13条の四 文化財保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

四 多賀城跡調査研究所及び歴史博物館に関すること。

第21条 特別史跡多賀城跡附寺跡(これに関連する遺跡を含む。以下同じ)の発掘、調査及び研究を行うため、地方機関として多賀城跡調査研究所を設置する。

2 多賀城跡調査研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
宮城県多賀城跡調査研究所	多賀城市

3 多賀城跡調査研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 特別史跡多賀城跡附寺跡の発掘に関すること。

二 特別史跡多賀城跡附寺跡の出土品の調査及び研究に関すること。

三 特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備に関すること。

四 庶務に関すること。

第24条 必要と認めるときは、多賀城跡調査研究所に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、当該下欄に定めるとおりとする。

職	職 務
上席主任研究員	上司の命を受け、重要かつ高度な調査研究に従事し、主任研究員、副主任研究員及び研究員の業務を整理する。
主任研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事し、副主任研究員及び研究員の業務を整理する。
副主任研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事し、研究員の業務を整理する。
研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事する。

2 上席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員は、技術職員をもつて充てる。

〈職員〉

研 究 班

主任研究員 (班長) 阿部 恵

副主任研究員 (副班長) 後藤 秀一

所長	次長 (総括)・兼副参事	副主任研究員	佐藤 和彦 [博物館兼務]
白鳥 良一	大槻 憲男	副主任研究員	柳沢 和明
	[博物館兼務]	技 師	吾妻 俊典
		技 師	白崎 恵介
		総 務 班	
		主 査	山口英美子 [博物館兼務]
		主 事	伊藤 亮一 [博物館兼務]

3. 沿革と実績

(1) 宮城県多賀城跡調査研究所の沿革

年月	事項
大正 11. 10	多賀城跡が史蹟名勝天然紀念物保存法(大正8・4公布)により史蹟指定、指定名称「多賀城跡附寺跡」
昭和 35	県教委が「多賀城跡発掘調査委員会」を組織して5カ年計画で多賀城跡の発掘調査を実施することになり、その初年度事業として多賀城跡と多賀城廬寺跡の地形図を作成
36. 8	多賀城廬寺跡第1次発掘調査実施(県教委主体、多賀城町と河北文化事業団共催。調査団長は伊東信雄東北大学教授)
37. 8	多賀城廬寺跡第2次発掘調査実施、主要伽藍配置が判明
38. 8	多賀城跡政府地区発掘調査(第1次)開始。以後40年8月(第3次)まで実施。政府地区的朝堂院的な建物配置が判明
41. 4	多賀城跡附寺跡特別史跡に昇格指定
43. 11	多賀城町が多賀城跡政府地区の発掘調査(第4次)を再開
44. 4	宮城県多賀城跡調査研究所設立
44. 7	多賀城跡調査研究指導委員会設置(委員長伊東信雄) 研究所による多賀城跡調査研究事業開始
44. 10	色麻村日の出山窯跡の発掘調査実施
45. 3	『多賀城跡調査報告1—多賀城廬寺跡—』刊行
45. 4	研究所による多賀城跡環境整備事業開始
48. 10	金堀地区を対象とした第21次調査で計帳様文書断簡を発見
49. 2	外郭西辺地区の追加指定が官報告示
49. 4	多賀城門連道跡発掘調査事業開始
49. 8	桃生城跡の発掘調査に着手(昭和50年度まで継続)
49. 8	プレハブ庁舎から東北歴史資料館の建物に移転
51. 3	特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画書策定
52. 7	伊治城跡の発掘調査に着手(昭和54年度まで継続)
53. 4	研究第一科・同第二科の2科制となる。遺構調査研究事業開始
53. 6	漆紙文書の発見を報道発表。これにより研究所が山本社一郎知事から表彰を受ける
55. 3	『多賀城跡—政府跡園籬—』刊行
55. 3	館前道路の追加指定が官報告示
55. 7	名生館道路の発掘調査に着手(昭和60年度まで継続)、初年度の調査で8世紀初頭の官衙中枢部を検出
57. 1	現状変更に伴う緊急調査(第40次)により外郭線南辺築地中央部で木礎発見
57. 3	『多賀城跡—政府跡本文編—』刊行
58. 11	第43・44次調査で政府南前面の道路遺構発見
59. 3	多賀城跡南面地域の追加指定が官報告示
60. 9	名生館道路関連合戦原瓦窯跡発掘調査実施
61. 8	東山道路の発掘調査に着手(平成4年度まで継続)
62. 8	名生館官衙道路の史跡指定が官報告示
62. 11	第53次調査で多賀城第I・II期の外郭東門を発見
63. 3	特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画書策定
平成 2. 6	柏木遺跡の追加指定が官報告示
2. 11	多賀城跡調査研究指導委員会に南門・政府間整備活用専門部会を設置
4. 11	日本最古の「かな」漆紙文書について報道発表
5. 8	下伊那野窯跡群の調査を実施し、3基の多賀城創建瓦窯跡を発見
5. 9	山王千刈田地区的追加指定が官報告示
6. 8	桃生城跡の発掘調査を再開(平成13年度まで継続中)、政府の全貌を解明
7. 6	第31回指導委員会において南門・政府間整備活用計画案承認
9. 11	多賀城碑の解体修理および碑地下部分の発掘調査を実施
10. 6	多賀城碑の重要文化財(古文書)指定が官報告示
11. 1	東山官衙道路の史跡指定が官報告示
11. 4	2科制が廃され、研究班となる
11. 4	東北歴史博物館の建物に移転

(2) 事業実績

1) 多賀城跡発掘調査事業の実績

計画	年度	次数	発掘調査地区	実施面積 (m ²)	経費 (千円)	計画	年度	次数	発掘調査地区	実施面積 (m ²)	経費 (千円)		
第1次 5年 計画	昭和 44	5次	政庁地区南東部	1,980	9,000	第4年 計画	昭和 59	45次	坂下地区	70			
		6次	政庁地区北東部	2,079				46次	外郭南門地区	750			
		7次	外郭南辺中央部(多賀城碑付近)	264				47次	外郭西辺中央部	1,000			
	昭和 45	8次	外郭南辺中央部	350	12,000		昭和 60	48次	外郭南門地区	800	29,000		
		9次	政庁地区南西部	2,046				49次	外郭門推定地	450			
		10次	外郭西辺中央部	495			昭和 61	50次	政庁南地区	900			
	昭和 46	11次	外郭東辺南部	660				51次	外郭北東隅東地[区]	500	29,000		
		12次	外郭中央地区北部	3,795	12,000		昭和 62	52次	大塙地区及び東辺外の地[区]	500			
		13次	外郭東辺東門付近	1,600				53次	外郭東門北東地[区]	1,000			
		14次	外郭東地区北部	2,086			昭和 63	54次	外郭東門東地区	1,000	29,000		
	昭和 47	15次	酒の池西辺	112	13,000			55次	外郭東辺中央部(作質地[区])	500			
		16次	政庁地区北半部	1,320	平成元年 計画		56次	大塙地区北半部	1,550	29,000			
		17次	外郭北東隅・北西隅	1,729	平成2年 計画		57次	外郭東辺南半部(西沢堆[区])	500				
		18次	外郭中央部地区北部	2,937	平成3年 計画		58次	大塙地区中央部	1,470	30,000			
第2次 5年 計画	昭和 48	19次	政庁地区北西部	2,640	17,000		平成3年 計画	59次	大塙地区中央部東側		900		
		20次	外郭南辺中央部	990			平成4年 計画	60次	大塙地区中央部	1,450	30,000		
		21次	外郭西南部中央部	1,485			平成4年 計画	61次	酒の池堆区	150			
		22次	城外南方(高野道路)	3,465			平成5年 計画	62次	大塙地区南半部	1,100	35,000		
	昭和 49	23次	外郭東地区北部(字大屋)	3,300	17,000		平成5年 計画	63次	大塙地区北半部	1,700			
		24次	外郭南東隅	2,640			平成5年 計画	64次	大塙地区北部	3,000	35,000		
第3次 5年 計画	昭和 50	25次	多賀城寺跡南門大門推定地	2,310	22,000		平成6年 計画	65次	外郭東門北部	1,800	36,000		
		26次	多賀城寺跡中門前宮地区	2,310			平成7年 計画	66次	現状変更に伴う調査	400			
		27次	市社官署跡市川大久保地区	660			平成7年 計画	67次	大塙地区北西部	3,000	35,000		
	昭和 51	28次	五万崎地区	2,310	22,000		平成8年 計画	68次	大塙地区西部	2,650	36,000		
		29次	五万崎地区	2,310			平成9年 計画	69次	多賀城碑覆屈の解体修理に伴う発掘調査	2,650			
第4次 5年 計画	昭和 52	30次	五万崎地区	1,980	22,000		平成10年 計画	70次	城南地区南部	2,000	36,000		
		31次	政庁北方隣接地区	1,980			平成11年 計画	71次	城南地区南部	2,000	37,790		
	昭和 53	32次	政庁北方隣接地区	1,000	22,000		平成12年 計画	72次	南門西側施設跡・城内南北大路跡	1,800	41,000		
		33次	外郭西門地区	1,000			平成13年 計画	73次	南門西側施設跡・城内南北大路跡	1,500	41,000		
		34次	雀山地区南低湿地	1,300			平成14年 計画	74次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500	41,000		
第5次 5年 計画	昭和 54	35次	酒の池南地区	900	30,000			75次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500	41,000		
		36次	外郭東地区中央部作質地	1,800				76次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500			
	昭和 55	37次	多賀城跡南地方(砂押川東岸)地区	700	30,000			77次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500	41,000		
		38次	作質南端低湿地(緊急調査)	50				78次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500			
	昭和 56	39次	外郭東地域中央部作質地	2,500	32,000			79次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500	41,000		
		40次	外郭東辺南端部(田屋町東端地[区])	1,200				80次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500			
第6次 5年 計画	昭和 57	41次	外郭東地区中央部(作質地[区])	500	32,000			81次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500	41,000		
		42次	外郭中央地区中央部(作質地[区])	800				82次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500			
第7次 5年 計画	昭和 58	43次	外郭中央地区中央部(作質地[区])	800	32,000			83次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500	41,000		
		44次	外郭中央地区中央部(作質地[区])	2,500				84次	城外南北大路跡とその東側の状況	1,500			

※平成12年度までは実績で、平成13年度以降は計画

2) 多賀城跡附寺跡環境整備事業の実績

	年度	対象地区	主な工事内容	面積 (㎡)	事業費(千円)
第1次5カ年計画	昭和45	政庁地区(第1期)	南門裏廊跡・東脇殿跡表示工	3,519	10,000
	昭和46	政庁地区(第2期)	正殿跡・棗地界跡表示工	7,256	20,000
	昭和47	政庁地区(第3期)	西脇殿跡・棗地界跡表示工	14,669	25,000
	昭和48	政庁地区(第4期)	北西門跡・棗地界跡表示工	9,415	20,000
	昭和49	外郭東門地区	東門跡・整穴住居跡表示工		
第2次5カ年計画	六月坂地区	掘立建物跡・倉庫跡・道路跡表示工	8,326	20,000	
	昭和50	外郭東南隅地区(第1期)	木質造構保全施設設置工	3,600	20,000
	昭和51	外郭東南隅地区(第2期)	湿地修景工・園路工	6,400	10,000
	昭和52	鴻の池地区(第1期)	南辺棗地界跡表示工	2,000	16,000
	昭和53	鴻の池地区(第2期)	多賀城碑周辺修景工		
	昭和54	南門地区(第1期)	南門跡・棗地界跡保護工	2,500	16,000
第3次5カ年計画	南門地区(第2期)	南門周辺丘陵の地形修復工・緑化修景工	5,200	20,000	
	昭和55	南門地区(第3期)	園路工・便益施設工・緑化修景工	7,030	30,000
	昭和56	外郭南棗地東半部	緑化修景工		
	昭和57	園路・資料館・南門	園路工・便益施設工・緑化修景工	2,149	30,000
	作貫地区(第1期)	外郭南門地区東斜面	園路工		
	昭和58	作貫地区(第2期)	地形修復工・便益施設工・園路工・緑化修景工	31,831	28,000
第4次5カ年計画	作貫地区(第3期)	建物跡表示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	54,400	30,000	
	昭和59	土壌跡及び空堀跡表示工・便益施設工・園路工	6,750	27,000	
	昭和60	作貫地区(第4期)	遺構露出展示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	6,400	27,000
	昭和61	政庁南地区	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工		
	昭和62	作貫地区	便益施設工	7,470	27,000
	昭和63	雀山地区	緑化修景工		
第5次5カ年計画	昭和64	作貫地区北部	園路工・緑化修景工・便益施設工		
	昭和65	雀山地区	便益施設工・園路工・緑化修景工	6,130	27,000
	昭和66	作貫地区北部・丘陵南西裾部	便益施設工・園路工・緑化修景工	8,260	27,000
	平成元	北辺地区南半部	便益施設工・園路工・緑化修景工	6,700	27,112
	平成2	北辺地区北半部(第1期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	11,500	30,000
	平成3	北辺地区北半部(第2期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	19,000	30,000
第6次5カ年計画	平成4	北辺地区北半部(第3期)	便益施設工		
	平成5	東門・大畠地区東側部(第1期)	地形修復工・園路工・緑化修景工	2,900	30,000
	平成6	東門・大畠地区東側部(第2期)	奈良時代東門跡及び掘立建物跡表示工・便益施設工	2,500	35,000
	平成7	東門・大畠地区東側部(第3期)	便益施設工	550	35,000
	平成8	東門・大畠地区西侧北半部(第1期)	道路跡復元工・棗地界跡及び建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工	3,120	30,000
第7次5カ年計画	平成9	東門・大畠地区西侧北半部(第2期)	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	14,250	39,000
	平成10	東門・大畠地区西侧北半部(第3期)	道路跡表示工・便益施設工	805	51,000
	平成11	南門地区	多賀城碑覆屋解体修理工	50	
	平成12	東門・大畠地区西侧北半部(第4期)	道路跡表示工・排水施設工・緑化修景工	12,500	35,000
	平成13	東門・大畠地区西侧北半部(第5期)	建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工		31,500
	平成14	柏木遺跡(第1期)	遺構保護造成工・排水工・法面保護工	3,800	14,400

第7次5カ年計画

3) 多賀城関連遺跡発掘調査事業の実績

計画	年度	遺跡名	事業	内容	発掘面積 (m ²)	経費 (千円)
第1次 5 力年 計画	昭和 49	桃生城跡	地形図作成 第1次発掘調査	内部地区・外郭の調査	500	2500
	昭和 50	桃生城跡	第2次発掘調査	同上	850	2,500
	昭和 51	伊治城跡	地形図作成		1,020	1,500
	昭和 52	伊治城跡	第1次発掘調査	外郭線・郭内の調査	438	3,000
	昭和 53	伊治城跡	第2次発掘調査	郭内の調査	780	3,000
第2次 5 力年 計画	昭和 54	伊治城跡	第3次発掘調査	同上	1,000	4,000
	昭和 55	名生館遺跡	地形図作成 第1次発掘調査	城内地区の調査	1,650	7,000
	昭和 56	名生館遺跡	第2次発掘調査	同上	1,960	7,000
	昭和 57	名生館遺跡	第3次発掘調査	小館・内館地区的調査	1,156	7,000
	昭和 58	名生館遺跡	第4次発掘調査	小館地区的調査	1,020	7,000
第3次 5 力年 計画	昭和 59	名生館遺跡	第5次発掘調査	城内地区の調査	1,800	6,300
	昭和 60	名生館遺跡 合戦原塗跡	第6次発掘調査	範囲確認調査 闇連室跡調査	1,300	6,300
	昭和 61	東山遺跡	第1次発掘調査	遺構確認調査	1,100	7,800
	昭和 62	東山遺跡	第2次発掘調査	遺構分布状況の把握	1,074	7,000
	昭和 63	東山遺跡	第3次発掘調査	官街中枢部の把握	1,200	7,000
第4次 5 力年 計画	平成元	東山遺跡	第4次発掘調査	同上	562	7,000
	平成 2	東山遺跡	第5次発掘調査	同上	600	7,000
	平成 3	東山遺跡	第6次発掘調査	同上	2,200	10,000
	平成 4	東山遺跡	第7次発掘調査	同上	3,260	12,000
	平成 5	下伊塙野窯跡	地形図作成 発掘調査	多賀城創建期窯跡調査	600	14,000
第5次 5 力年 計画	平成 6	桃生城跡	地形図作成 第3次発掘調査	政庁地区と外郭線の調査	2,300	22,000
	平成 7	桃生城跡	第4次発掘調査	同上	730	20,000
	平成 8	桃生城跡	第5次発掘調査	外郭線の調査	800	17,000
	平成 9	桃生城跡	第6次発掘調査	政庁西側官街の調査	800	17,000
	平成 10	桃生城跡	第7次発掘調査	同上	800	17,000
第6次 5 力年 計画	平成 11	桃生城跡	第8次発掘調査	同上	1,200	15,300
	平成 12	桃生城跡	第9次発掘調査	政庁西側丘陵上の調査	1,400	10,500
	平成 13	桃生城跡	第10次発掘調査	同上		
	平成 14	龜岡遺跡	第1次発掘調査			
	平成 15	龜岡遺跡	第2次発掘調査			

※平成 12 年度までは実績で、平成 13 年度以降は計画

4) 研究成果刊行物

① 宮城県多賀城跡調査研究所年報

『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1969』(第 5・6・7 次調査)	昭和 45 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1970』(第 7・8・9・10・11 次調査)	昭和 46 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1971』(第 12・13・14 次調査)	昭和 47 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1972』(第 15・16・17・18 次調査)	昭和 48 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1973』(第 19・20・21・22 次調査)	昭和 49 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1974』(第 23・24 次調査)	昭和 50 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1975』(第 25・26・27 次調査、東外郭線南端部緊急発掘)	昭和 51 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1976』(第 28・29 次調査)	昭和 52 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1977』(第 30・31 次調査)	昭和 53 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1978』(第 32・33 次調査、環境整備)	昭和 54 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1979』(第 34・35 次調査、環境整備)	昭和 55 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1980』(第 36・37 次調査)	昭和 56 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1981』(第 38・39・40 次調査)	昭和 57 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1982』(第 41・42 次調査)	昭和 58 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1983』(第 43・44 次調査)	昭和 59 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1984』(第 45・46・47 次調査、環境整備)	昭和 60 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1985』(第 46・48・49 次調査)	昭和 61 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1986』(第 49・50・51 次調査)	昭和 62 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1987』(第 50・52・53 次調査)	昭和 63 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1988』(第 53・54・55 次調査)	平成元年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1989』(第 56・57 次調査)	平成 2 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1990』(第 58・59 次調査)	平成 3 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1991』(第 60・61 次調査)	平成 4 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1992』(第 62・63 次調査)	平成 5 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1993』(第 64 次調査)	平成 6 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1994』(第 65 次調査、環境整備)	平成 7 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1995』(第 66 次調査)	平成 8 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1996』(第 67 次調査)	平成 9 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1997』(第 68 次調査、多賀城碑壇屋解体修理)	平成 10 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1998』(第 69 次調査)	平成 11 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1999』(第 70 次調査)	平成 12 年 3 月
『宮城県多賀城跡調査研究所年報 2000』(第 71 次調査、環境整備)	平成 13 年 3 月

② 多賀城関連遺跡発掘調査報告書

『桃生城跡 I』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 1 冊	昭和 50 年 3 月
『桃生城跡 II』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 2 冊	昭和 51 年 3 月
『伊治城跡 I』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 3 冊	昭和 53 年 3 月
『伊治城跡 II』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 4 冊	昭和 54 年 3 月
『伊治城跡 III』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 5 冊	昭和 55 年 3 月
『名生館遺跡 I』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 6 冊	昭和 56 年 3 月
『名生館遺跡 II』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 7 冊	昭和 57 年 3 月
『名生館遺跡 III』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 8 冊	昭和 58 年 3 月
『名生館遺跡 IV』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 9 冊	昭和 59 年 3 月
『名生館遺跡 V』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 10 冊	昭和 60 年 3 月
『名生館遺跡 VI』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 11 冊	昭和 61 年 3 月
『東山遺跡 I』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 12 冊	昭和 62 年 3 月
『東山遺跡 II』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 13 冊	昭和 63 年 3 月
『東山遺跡 III』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 14 冊	平成元年 3 月
『東山遺跡 IV』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 15 冊	平成 2 年 3 月
『東山遺跡 V』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 16 冊	平成 3 年 3 月
『東山遺跡 VI』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 17 冊	平成 4 年 3 月
『東山遺跡 VII』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 18 冊	平成 5 年 3 月
『下伊場野塙跡』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 19 冊	平成 6 年 3 月
『桃生城跡 III』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 20 冊	平成 7 年 3 月
『桃生城跡 IV』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 21 冊	平成 8 年 3 月
『桃生城跡 V』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 22 冊	平成 9 年 3 月
『桃生城跡 VI』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 23 冊	平成 10 年 3 月
『桃生城跡 VII』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 24 冊	平成 11 年 3 月
『桃生城跡 VIII』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 25 冊	平成 12 年 3 月
『桃生城跡 IX』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 26 冊	平成 13 年 3 月

③ 研究紀要

『研究紀要 I』	昭和 49 年 3 月
『研究紀要 II』	昭和 50 年 3 月
『研究紀要 III』	昭和 51 年 3 月
『研究紀要 IV』	昭和 52 年 3 月
『研究紀要 V』	昭和 53 年 3 月
『研究紀要 VI』	昭和 54 年 3 月
『研究紀要 VII』	昭和 55 年 3 月

④ 調査報告書・資料集他

『多賀城と古代日本』	昭和 50 年 3 月
『多賀城漆文書』	昭和 54 年 3 月
『多賀城跡－政府跡図録編一』	昭和 55 年 3 月
『多賀城跡－政府跡本文編一』	昭和 57 年 3 月
『多賀城と古代東北』	昭和 60 年 3 月

写 真 図 版

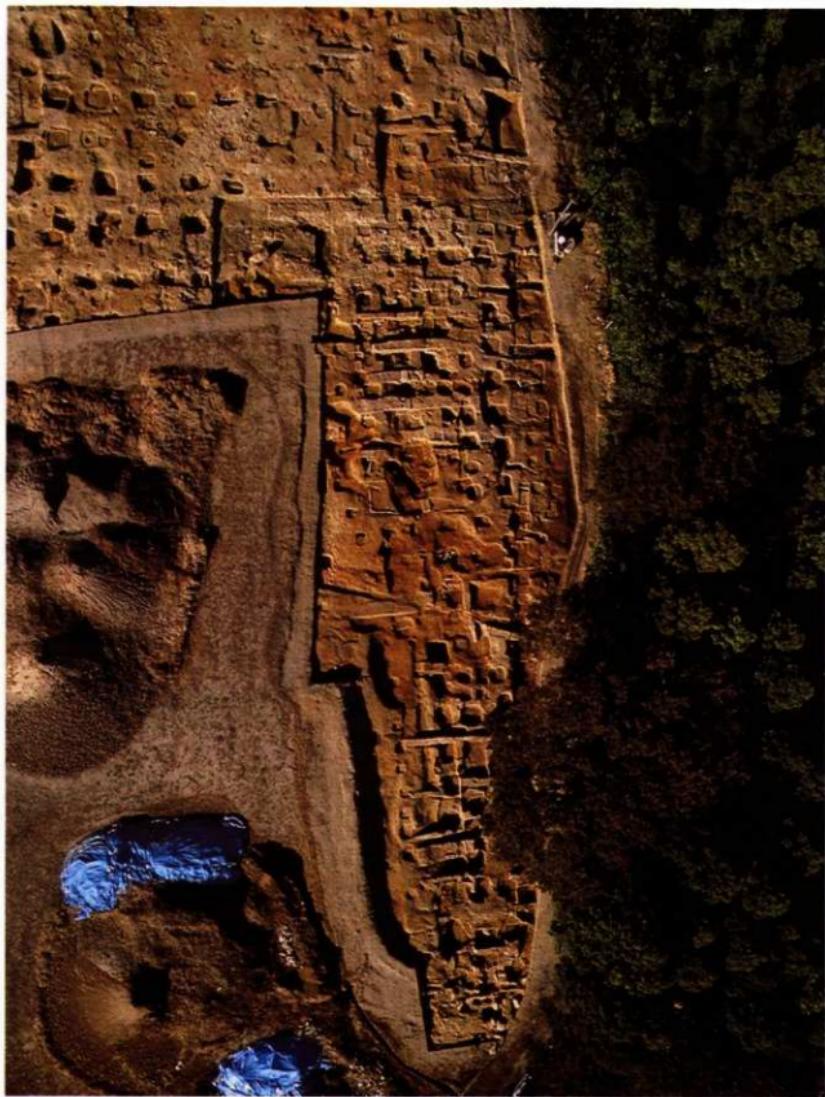


1. 調査区全景（西上空から） [フィルム E1552]



2. 71 次北地区（南上空から） [フィルム E1553]

写真図版 2



3. 71次東地区（南上空から） [フィルム E1556]



4. S B2523 建物跡身舎北東隅柱穴（南から）
〔フィルムD22661〕



5. S B2509 建物跡内部・
S D2611 溝堆積土断面状況（南から）
〔フィルムD22609〕



6. S D2611 溝堆積土断面状況（東から）
〔フィルムD22727〕



7. S B2509 建物跡の内部に位置する
S X2625 焼面状況（東から）
〔フィルムD22611〕



8. S B2510 建物跡の内部に位置する S X2625 焼面
(写真下層の焼面) 検出状況（南東から）
〔フィルムD22603〕



9. S B2511 (A・B) 建物跡北西隅柱穴断面状況
(東から) 〔フィルムD22636〕

写真図版 4



10. S D2613(A・B)溝堆積土断面状況
(南から) [フィルムD22735]



11. S D2613B溝断面状況 (南東から)
[フィルムD22732]



12. S B2594(A・B)建物跡南東隅柱穴
断面状況 (東から) [フィルムD22686]



13. S D2614C溝瓦等配置部分 (北から)
[フィルムD 22743]



14. S D2614B溝瓦組暗渠部分 (西から)
[フィルムD22742]



15. S D2614B溝瓦組暗渠に利用された瓦
[フィルムE1580]



16. S B 2535 建物跡西側柱列北から 2 間目柱穴
検出状況（南から）
[フィルムD22673]



17. S B 2535 建物跡中央に位置する砥石（西から）
[フィルムD22677]



18. S B 2535 建物跡内部の堅穴状の掘り込み壁
焼面状況（南東から）
[フィルムD22644]



19. S B 2535 建物瓦組暗渠の下部構造（南から）
[フィルムD22714]



20. S B 2535 建物瓦組暗渠（S D2541）構築材
[フィルムD22756]



21. S I 2608 住居跡断面状況（北から）
[フィルムD22756]

写真図版 6



22. 須恵器坏
S X2628 整地層出土
〔フィルム E1556〕



23. 須恵器坏
S X2629 整地層出土
〔フィルム E1557〕



24. 壁土
S B2535 建物跡柱堀方出土
〔フィルム E1575〕



25. S D2613B 溝堆積土 1 層出土土器
〔フィルム E1564〕



26. S D2613B 溝堆積土 2 層出土土器
〔フィルム E1565〕



27. S K2559 土壌堆積土出土土器
〔フィルム E1562〕



28. S I 2608 住居跡堆積土出土土器
〔フィルム E1563〕



30. 重圓文軒丸瓦
〔241〕
S K2485 土壌
堆積土出土
〔フィルム E1571〕



31. 重圓文軒丸瓦
〔243〕
S K2535 建物
瓦組暗渠
〔S D2541〕の
下部構造として
出土
〔フィルム E1570〕



29. 重弁蓮花文
軒丸瓦 〔113〕
S D2642 溝
堆積土出土



33. 偏行唐草文
軒平瓦 〔621〕
S I 2608 住居跡
堆積土出土
〔フィルム E1568〕



32. 齒車状軒丸瓦 〔427〕
S A2537 柱列柱痕跡出土
〔フィルム E1574〕



34. 丸瓦 II B 類刻印「田」18個
S I 2608 住居跡堆積土 6層出土 〔フィルム E1569〕



35. 銅製帶金具
S A2654 柱穴出土
〔フィルム E1576〕



36. 鍔前
S A2645 柱列柱切取穴出土 〔フィルム E1578〕

報告書抄録

ふりがな	みやぎけんがじょうあとちょうさけんきゅうしょねんぼう たがじょうあと								
書名	宮城県多賀城跡調査研究所年報 2000 多賀城跡								
副書名	- 第71次調査・環境整備報告 -								
巻次	宮城県多賀城跡調査研究所年報 2000								
シリーズ名	宮城県多賀城跡調査研究所年報								
シリーズ番号	2000								
編著者名	後藤秀一・吾妻俊典・白崎恵介								
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所								
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22番1号								
発行年月日	西暦 2001年3月21日								
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
特別史跡 多賀城跡 第71次調査	宮城県多賀城市 市川・浮島	市町村	遺跡番号	○××	○××	38度 18分 14秒	140度 59分 30秒	2000.5.8 ~ 2000.11.14	2000 調査計画に基づく学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
特別史跡 多賀城跡	国府・ 城柵遺跡	奈良時代 ~ 平安時代	掘立式建物跡 柱列跡 堅穴住居跡 整地層 焼面 溝 土壤 柱穴	7棟 12条 3棟 4ヶ所 2ヶ所 多数 多数 多数	○土師器(壺・高台 壺・蓋・甕) ○須恵器(壺・高台壺 ・鉢・蓋・壺・甕) ○須恵系土器(壺・高 台壺) ○土師質土器(高台 皿) ○縁軸陶器塊 ○灰軸陶器(壺・皿・ 壺) ○円面鏡・風字鏡 ○瓦(軒丸瓦・軒平 瓦・平瓦・丸瓦) ○鉄製品(鎌・槍鉋・ 和釘) ○銅製品(帶金具) ○壁土 ○砥石	1. 城前地区における奈良時代から平安時代の5期(A→B1→B2→B3→C)にわたる構造の変遷を確認した。 2. 城前地区 A期の建物群は、調査区中央部南北半の2棟を中心とし、北に1棟、東に4棟の建物跡を整然と配置している。さらに北と東部の2棟の建物跡には、中央部とこれらとの建物を区別するように柱列による扉が建てられている。この官衙は、宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂による多賀城攻撃のため火災で焼失している。 3. 調査区東部の南北に並ぶ建物跡は、検出状況から床張りの構造の建物である可能性が高い。			



SB2535建物跡瓦組暗渠（SD2541）（南東から）
〔フィルムD22719〕

宮城県多賀城跡調査研究所年報 2000
多賀城跡

平成13年3月21日発行

発行者 宮城県多賀城跡調査研究所
多賀城市高崎一丁目22-1
TEL (022)368-0102
FAX (022)368-0104
印刷所 東杜印刷株式会社
